

平成28年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書（総務部）

（単位：千円）

節	款 項 目	2款 総務費							
		うち総務部							
		1項 総務管理費					2項 企画費		
		10目 恩給及び退職 年金費	11目 財政調整基金費	12目 諸 費	13目 減債基金費	14目 公文書館費	1目 企画総務費	2目 計画調査費	
1	報 酬			701		22,229	2,161		2,161
2	給 料						56,235	56,235	
3	職員手当等						28,950	28,950	
4	共 済 費					3,512	21,260	20,910	350
5	災害補償費								
6	恩給及び退職年金	20,848							
7	賃 金					126			
8	報 償 費					6,981	48		48
9	旅 費			499		6,004	3,334		3,334
	費用弁償			234		1,050	20		20
	普通旅費			265		1,923	3,177		3,177
	特別旅費					3,031	137		137
10	交 際 費								
11	需 用 費	45		245		14,601	11,173		11,173
12	役 務 費			12,331		2,375	60,928		60,928
13	委 託 料	19				16,897	1,477,158		1,477,158
14	使用料及び賃借料			208		1,837	405,356		405,356
15	工 事 請 負 費					22,741			
16	原 材 料 費								
17	公有財産購入費								
18	備品購入費					78			
19	負担金、補助及び交付金			264		40	161,922		161,922
20	扶 助 費								
21	貸 付 金								
22	補償、補填及び賠償金			2,000					
23	償還金、利子及び割引料			30,000					
24	投資及び出資金								
25	積 立 金		7,436		113,601				
26	寄 付 金								
27	公 課 費								
28	繰 出 金								
	予 備 費								
	計	20,912	7,436	46,248	113,601	97,421	2,228,525	106,095	2,122,430
財	国庫支出金								
源	地 方 債					20,000	963,000		963,000
内	そ の 他		7,436	3	113,601	2,133	4,260		4,260
訳	一 般 財 源	20,912		46,245		75,288	1,261,265	106,095	1,155,170

平成28年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書（総務部）

(単位：千円)

款 項 目 節	2款 総務費				3款 民生費				
	うち総務部				うち総務部				
	3項 徴 税 費		6項 防災費		1項 社会福祉費				
	1目 税務総務費	2目 賦課徴収費		1目 防災総務費			1目 社会福祉総務費		
1 報 酬	38,381	8,127	30,254			416,577	11,551	11,551	11,551
2 給 料	374,900	374,900				1,578,329	41,239	41,239	41,239
3 職員手当等	193,460	193,460				906,467	21,230	21,230	21,230
4 共 済 費	145,620	140,710	4,910			628,292	16,743	16,743	16,743
5 災 害 補 償 費									
6 恩給及び退職年金									
7 貸 金	1,025		1,025			3,417			
8 報 償 費	120,919	36	120,883			76,218	6,133	6,133	6,133
9 旅 費	5,483	1,994	3,489			66,991	7,030	7,030	7,030
費用弁償	193	18	175			10,423	1,233	1,233	1,233
普通旅費	5,154	1,880	3,274			35,937	1,875	1,875	1,875
特別旅費	136	96	40			20,631	3,922	3,922	3,922
10 交 際 費									
11 需 用 費	24,706	18,775	5,931			187,096	4,464	4,464	4,464
12 役 務 費	30,070	4,752	25,318			86,188	5,027	5,027	5,027
13 委 託 料	180,858	67,086	113,772			3,038,558	37,661	37,661	37,661
14 使用料及び賃借料	10,431	4,252	6,179			80,010	2,560	2,560	2,560
15 工 事 請 負 費						195,155			
16 原 材 料 費									
17 公有財産購入費						100			
18 備品購入費	6,610	6,610				26,337			
19 負担金、補助及び交付金	921,737	9,632	912,105			35,427,873	307,089	307,089	307,089
20 扶 助 費						1,754,614	1,500	1,500	1,500
21 貸 付 金						36,080			
22 補償、補填及び賠償金									
23 償還金、利子及び割引料						60,026			
24 投資及び出資金									
25 積 立 金				336	336	262,540			
26 寄 付 金						1,250			
27 公 課 費						94			
28 繰 出 金						3,180			
予 備 費									
計	2,054,200	830,334	1,223,866	336	336	44,835,392	462,227	462,227	462,227
財 源									
国庫支出金						2,822,638	205,278	205,278	205,278
地方債						91,000			
内 其 他	25,810	16,276	9,534	336	336	3,643,432	42	42	42
一 般 財 源	2,028,390	814,058	1,214,332			38,278,322	256,907	256,907	256,907

平成28年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書（総務部）

（単位：千円）

款 項 目 節	4款 衛生費				6款 農林水産業費			
		うち総務部				うち総務部		
			2項 環境衛生費				1項 農業費	
				4目 環境保全費				1目 農業総務費
1 報 酬	170,337				370,882	2,689	2,689	2,689
2 給 料	1,514,596				2,410,607			
3 職員手当等	872,906				1,250,017			
4 共 済 費	586,348				946,415			
5 災 害 補 償 費								
6 恩給及び退職年金								
7 賃 金	13,446				660			
8 報 償 費	53,517				47,410			
9 旅 費	74,933	154	154	154	98,439	2,375	2,375	2,375
費用弁償	8,878				6,074	240	240	240
普通旅費	36,358	154	154	154	82,218	2,135	2,135	2,135
特別旅費	29,697				10,147			
10 交 際 費								
11 需 用 費	251,259	312	312	312	501,862	100	100	100
12 役 務 費	66,911	202	202	202	132,968	720	720	720
13 委 託 料	1,044,006	361	361	361	1,791,343			
14 使用料及び賃借料	74,651	70	70	70	156,088	400	400	400
15 工 事 請 負 費	153,155				3,366,722			
16 原 材 料 費	500				3,687			
17 公有財産購入費					54,600			
18 備品購入費	44,646				64,902			
19 負担金、補助及び交付金	5,213,051				10,866,019			
20 扶 助 費	1,404,822							
21 貸 付 金	1,049,512				564,212			
22 補償、補填及び賠償金					201,455			
23 償還金、利子及び割引料	19,134				126,845			
24 投資及び出資金					10			
25 積 立 金	473,164				695,156			
26 寄 付 金	54,250							
27 公 課 費	43				338			
28 繰 出 金					207,831			
予 備 費								
計	13,135,187	1,099	1,099	1,099	23,858,468	6,284	6,284	6,284
財 源								
国庫支出金	2,549,844				6,500,109			
地方債	57,000				1,784,000			
その他	779,339				2,930,338			
一 般 財 源	9,749,004	1,099	1,099	1,099	12,644,021	6,284	6,284	6,284

平成28年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書 (総務部)

(単位:千円)

款 項 目 節	7款 商工費				12款 公債費				
		うち総務部				うち総務部			
			1項 商業費			1項 公債費	1目 利子	2目 公債管理特別会計繰出金	
2目 商業振興費									
1 報酬	97,226	5,241	5,241	5,241					
2 給料	453,629								
3 職員手当等	233,530								
4 共済費	213,219	828	828	828					
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 賃金									
8 報償費	688,845								
9 旅費	83,098	1,246	1,246	1,246					
費用弁償	18,121	996	996	996					
普通旅費	51,373	250	250	250					
特別旅費	13,604								
10 交際費									
11 需用費	62,329	1,222	1,222	1,222					
12 役務費	50,860	1,008	1,008	1,008					
13 委託料	575,634	16,545	16,545	16,545					
14 使用料及び賃借料	155,692	83,173	83,173	83,173					
15 工事請負費	9,419								
16 原材料費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費	10,302								
19 負担金、補助及び交付金	9,978,460	17,313	17,313	17,313					
20 扶助費									
21 貸付金	575,057								
22 補償、補填及び賠償金									
23 償還金、利子及び割引料	332,492				8,121	8,121	8,121	8,121	
24 投資及び出資金	1,500								
25 積立金									
26 寄付金									
27 公課費	35								
28 繰出金	9,048				63,520,257	63,520,257	63,520,257		63,520,257
予備費									
計	13,530,375	126,576	126,576	126,576	63,528,378	63,528,378	63,528,378	8,121	63,520,257
財源									
国庫支出金	13,271								
地方債									
その他	977,050	15,862	15,862	15,862	11,101,942	11,101,942	11,101,942		11,101,942
一般財源	12,540,054	110,714	110,714	110,714	52,426,436	52,426,436	52,426,436	8,121	52,418,315

平成28年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書 (総務部)

(単位:千円)

款 項 目 節	13款 諸支出金							
	うち総務部							
	2項 地方消費税清算金		3項 利子割交付金		4項 配当割交付金			
		1目 地方消費税清 算金	1目 利子割交付金	1目 配当割交付金				
1 報 酬								
2 給 料								
3 職員手当等								
4 共 済 費								
5 災 害 補 償 費								
6 恩給及び退職年金								
7 貸 金								
8 報 償 費								
9 旅 費								
費用弁償								
普通旅費								
特別旅費								
10交 際 費								
11需 用 費								
12役 務 費								
13委 託 料								
14使用料及び賃借料								
15工 事 請 負 費								
16原 材 料 費								
17公有財産購入費								
18備品購入費								
19負担金、補助及び交付金	12,265,225	12,265,225			176,025	176,025	308,370	308,370
20扶 助 費								
21貸 付 金								
22補償、補填及び賠償金								
23償還金、利子及び割引料	9,704,627	9,704,627	9,203,809	9,203,809				
24投資及び出資金	266,552							
25積 立 金								
26寄 付 金								
27公 課 費								
28採 出 金								
予 備 費								
計	22,236,404	21,969,852	9,203,809	9,203,809	176,025	176,025	308,370	308,370
財 庫 支 出 金								
源 地 方 債								
内 そ の 他	206,481	206,481						
訳 一 般 財 源	22,029,923	21,763,371	9,203,809	9,203,809	176,025	176,025	308,370	308,370

平成28年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書 (総務部)

(単位:千円)

款 項 目 節	13款 請支出金							
	うち総務部							
	5項 株式等譲渡所得割交付金	6項 地方消費税交付金	7項 ゴルフ場利用税交付金	8項 自動車取得税交付金	1目 株式等譲渡所得割交付金	1目 地方消費税交付金	1目 ゴルフ場利用税交付金	1目 自動車取得税交付金
1 報 酬								
2 給 料								
3 職員手当等								
4 共 済 費								
5 災 害 補 償 費								
6 恩給及び退職年金								
7 貸 金								
8 報 償 費								
9 旅 費								
費用弁償								
普通旅費								
特別旅費								
10交 際 費								
11需 用 費								
12役 務 費								
13委 託 料								
14使用料及び賃借料								
15工 事 請 負 費								
16原 材 料 費								
17公有財産購入費								
18備品購入費								
19負担金、補助及び交付金	291,232	291,232	11,057,886	11,057,886	65,735	65,735	365,977	365,977
20扶 助 費								
21貸 付 金								
22補償、補填及び賠償金								
23償還金、利子及び割引料								
24投資及び出資金								
25積 立 金								
26寄 付 金								
27公 課 費								
28繰 出 金								
予 備 費								
計	291,232	291,232	11,057,886	11,057,886	65,735	65,735	365,977	365,977
財 源								
内 国 庫 支 出 金								
地 方 債								
そ の 他								
一 般 財 源	291,232	291,232	11,057,886	11,057,886	65,735	65,735	365,977	365,977

平成28年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書（総務部）

（単位：千円）

款 項 目 節	13款 諸支出金				14款 予備費				総務部合計
	うち総務部				うち総務部				
	9項 利子割精算金		10項 県税還付金		1項 予備費				
	1目 利子割精算金		1目 県税還付金		1目 予備費				
1 報酬									199,888
2 給料									1,512,605
3 職員手当等									3,743,263
4 共済費									592,914
5 災害補償費									500
6 恩給及び退職年金									20,848
7 貸金									28,092
8 報償費									246,970
9 旅費									105,858
費用弁償									7,435
普通旅費									85,226
特別旅費									13,197
10 交際費									3,500
11 需用費									302,029
12 役務費									219,006
13 委託料									2,307,320
14 使用料及び賃借料									635,180
15 工事請負費									793,841
16 原材料費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費									12,547
19 負担金、補助及び交付金									13,798,512
20 扶助費									1,500
21 貸付金									
22 補償、補填及び賠償金									2,000
23 償還金、利子及び割引料	818	818	500,000	500,000					9,742,748
24 投資及び出資金									
25 積立金									121,373
26 寄付金									
27 公課費									
28 繰出金									63,520,257
予備費					150,000	150,000	150,000	150,000	150,000
計	818	818	500,000	500,000	150,000	150,000	150,000	150,000	98,060,751
財源									
国庫支出金									205,840
地方債									1,540,000
その他			206,481	206,481					13,656,635
一般財源	818	818	293,519	293,519	150,000	150,000	150,000	150,000	82,658,276

節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
2款 総務費	
1項 総務管理費	
1目 一般管理費	
報 酬	非常勤職員 7人
	鳥取県内水面利用調整委員会委員 5人
給 料	特別職 2人
	一般職員 232人
	定数外職員 39人
負担金、補助及び交付金	地方公営企業繰出金 4,686
2目 人事管理費	
報 酬	職員人材開発センター運営審議会委員 7人
	非常勤職員 28人
	鳥取県職員の処分等に係る評価委員会委員 3人
	鳥取県知事等の給与に関する有識者会議委員 10人
	キャリアアドバイザー 8人
	民間活力導入検討に係る有識者等 4人
	産業医 4人
	健康相談員 3人
	ハラスメント外部相談員 1人
	公務災害補償等認定委員会委員 4人
	公務災害補償等審査会委員 3人
	一般疾患健康管理審査会委員 3人
	精神疾患健康管理審査会委員 4人
	負担金、補助及び交付金
PHP研究所会費 38	
公務員倫理指導者養成研修負担金 168	
OJT実践コース指導者養成研修負担金 82	
研修管理セミナー負担金 100	
研修企画担当者養成研修負担金 294	
研修評価セミナー負担金 120	
自己啓発支援助成金 730	
大学院修学等支援負担金 1,384	
自治大学校派遣研修負担金 3,991	
自治法派遣職員負担金 20,729	
中国吉林省東北師範大学負担金 1,089	
京都大学公共政策大学院負担金 948	
首長連合負担金 10	
育休職員職場復帰支援研修会託児協力金 1	
地方職員共済組合負担金 2,139	
中央労働災害防止協会賛助会員負担金 50	
職員健康増進事業負担金 18,760	
県職員文化活動推進事業補助金 1,660	
蜂毒アレルギー予防助成金 67	
4目 文書費	
報 酬	非常勤職員 1人
	行政不服審査会委員 5人
負担金、補助及び交付金	文書事務研修負担金 70
	審理員候補者研修負担金 139
	行政不服審査法実務研修負担金 35

節 の 明 細

項 目		金額(千円)等
5目 財政管理費		
報 酬	非常勤職員	1人
負担金、補助 及び交付金	地方財務協会負担金	279
	地方債協会負担金	720
	全国自治宝くじ事務協議会負担金	231
	西日本宝くじ事務協議会負担金	90
7目 財産管理費		
報 酬	財産評価審議会委員	6人
	非常勤職員	6人
負担金、補助 及び交付金	研修・講習会受講負担金	114
	電波利用料	3
	営繕積算システム運用負担金	2,035
	地域の建物づくりを支える人材育成支援事業補助金	2,769
	国有資産等所在市町村交付金	48,280
9目 県外事務所費		
報 酬	非常勤職員	8人
	物産展等での学生着ぐるみアルバイト報酬	22人
	観光PRイベントでの学生着ぐるみアルバイト報酬	24人
	鳥取県サポーターズ企業交流会委託業者選定委員会外部審査委員	4人
負担金、補助 及び交付金	全国東京事務所長会負担金	20
	近畿ブロック東京事務所長会負担金	15
	各省担当者協議会負担金	35
	中国五県物産観光協議会年会費	20
	鳥取県ゆかりの店データベース作成補助金	2,000
	鳥取県・明治大学連携事業負担金	1,000
	首都圏若手団体連携PR事業補助金	1,000
	都道府県会館会議室使用負担金	36
	大阪駅前第3ビル事務所管理負担金	2,712
	在阪府県協議会会費	100
	関西市場駐在協議会会費	15
	在阪中四国県事務所協議会会費	30
	大阪駅前第3ビル修繕積立負担金	225
	中四国観光展事業負担金	50
	関西系統農協畜産物販売連絡協議会負担金	30
	商工会議所(大阪、東大阪、京都、守口門真、姫路、神戸、尼崎)年会費	218
	関西本部多目的交流室管理負担金	3,459
	各展示会への出展負担金	190
	龍谷大学への負担金	200
	協定締結済大学への負担金	700
	新たに包括協定を締結する大学への負担金	100
	イベント出店負担金	678
	在名道府県連絡協議会負担金	50
全国物産観光センター連絡協議会会費・負担金	148	
名古屋商工会議所、名古屋産業人クラブ年会費	60	
11目 財政調整基金費		
積立金	財政調整基金積立金	7,436
12目 諸 費		
報 酬	鳥取県公益認定等審議会委員	5人
	鳥取県職員の処分等に係る評価委員会委員	3人

節 の 明 細

項 目		金額(千円)等
負担金、補助及び交付金	公益認定等総合情報システム利用負担金	264
償還金、利子及び割引料	国庫補助金等過年度精算返還金	30,000
13目 減債基金費		
積立金	減債基金積立金	113,601
14目 公文書館費		
報酬	非常勤職員	10人
	新鳥取県史編さん委員会編さん委員	6人
	新鳥取県史編さん委員会専門部会委員	24人
負担金、補助及び交付金	全国歴史資料保存利用機関連絡協議会負担金	40
2項 企画費		
1目 企画総務費		
給料	一般職員	15人
2目 計画調査費		
報酬	非常勤職員	1人
負担金、補助及び交付金	中国情報通信懇談会負担金	20
	地方公共団体情報システム機構負担金	1,800
	住民基本台帳ネットワークシステム負担金	24,192
	公的個人認証サービス地方公共団体情報システム機構負担金	11,682
	(旧)公的個人認証サービス共通基盤運用会議負担金	2,171
	総合行政ネットワーク運営協議会負担金	33,878
	中間サーバー・プラットフォーム負担金	2,110
	超高速情報通信基盤整備補助金	82,099
	行政イントラ構築負担金	3,433
	ICT協議会事務経費負担金	537
3項 徴税費		
1目 税務総務費		
報酬	固定資産評価審議会委員	4人
	非常勤職員	4人
給料	一般職員	100人
負担金、補助及び交付金	全国地方税務協議会負担金	990
	租税教育推進協議会負担金	220
	資産評価システム研究センター負担金	700
	中国ブロック税務講習会負担金	50
	自治法派遣職員負担金	7,612
	東部県税事務所安全運転運行管理者協議会負担金	60
2目 賦課徴収費		
報酬	非常勤職員	14人
負担金、補助及び交付金	個人県民税徴収取扱費市町村交付金	860,105
	地方消費税徴収取扱費負担金	30,009
	納税貯蓄組合補助金	1,400
	たばこ販売組合補助金	180
	OSS都道府県税協議会負担金	10,240
	県石油商業組合補助金	440
	地方税電子化協議会負担金	9,731
6項 防災費		
1目 防災総務費		
積立金	鳥取県原子力防災対策基金積立金	336

節 の 明 細

	項 目	金額(千円)等
3款 民生費		
1項 社会福祉費		
1目 社会福祉総務費		
報 酬	人権相談員	3人
	人権尊重の社会づくり協議会委員	26人
	非常勤職員	1人
	ユニバーサルデザイン推進専門員	1人
	鳥取県いじめ問題検証委員会委員	5人
給 料	一般職員	11人
	鳥取県人権文化センター負担金	31,161
負担金、補助 及び交付金	鳥取県人権擁護委員連合会補助金	120
	研修参加負担金	350
	全国隣保館連絡協議会負担金	562
	鳥取県隣保館連絡協議会補助金	600
	鳥取県同和对策協議会補助金	126
	部落解放同盟鳥取県連合会補助金	4,000
	(公社)鳥取県人権文化センター調査研究事業(同和問題等)補助金	1,142
	隣保館運営費等補助金	246,442
	隣保館等施設整備費補助金	22,586
6款 農林水産業費		
1項 農業費		
1目 農業総務費		
報 酬	非常勤職員	3人
7款 商工費		
1項 商業費		
2目 商業振興費		
報 酬	非常勤職員	2人
	アンテナショップ運営会議委員	7人
負担金、補助 及び交付金	鳥取県・岡山県共同アンテナショップ運営協議会負担金	17,313
12款 公債費		
1項 公債費		
1目 利子		
償還金、利子 及び割引料	一時借入金利子	8,121
2目 公債管理特別会計繰出金		
繰 出 金	公債管理特別会計繰出金	63,520,257
13款 諸支出金		
2項 地方消費税清算金		
1目 地方消費税清算金		
償還金、利子 及び割引料	地方消費税清算金	9,203,809
3項 利子割交付金		
1目 利子割交付金		
負担金、補助 及び交付金	市町村交付金	176,025
4項 配当割交付金		
1目 配当割交付金		
負担金、補助 及び交付金	市町村交付金	308,370

節 の 明 細

項	目	金額(千円)等
5項	株式等譲渡所得割交付金	
	1目 株式等譲渡所得割交付金	
	負担金、補助 及び交付金	市町村交付金 291,232
6項	地方消費税交付金	
	1目 地方消費税交付金	
	負担金、補助 及び交付金	市町村交付金 11,057,886
7項	ゴルフ場利用税交付金	
	1目 ゴルフ場利用税交付金	
	負担金、補助 及び交付金	市町村交付金 65,735
8項	自動車取得税交付金	
	1目 自動車取得税交付金	
	負担金、補助 及び交付金	市町村交付金 365,977
9項	利子割精算金	
	1目 利子割精算金	
	償還金、利子 及び割引料	利子割精算金 818
10項	県税還付金	
	1目 県税還付金	
	償還金、利子 及び割引料	県税過納金等還付金 500,000

継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の
見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

当初

款	項	事業名	全体計画					前前年度 末までの 支出額	前年度末 までの支 出(見込) 額	当該年度 支出予定 額	当該年度 末までの 支出予定 額	翌年度以 降支出予 定額	継続費の 総額に対 する進捗 率	
			年度	年割額	左の財源内訳									一般財源
					特定財源									
					国庫支出金	地方債	その他							
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%		
		26	24,774		14,000	8,582	2,192	8,582		8,582		0.9		
		27	370,976		350,000		20,976		169,633	169,633		17.8		
		28	557,569		557,000		569		775,104	775,104		81.3		
		計	953,319		921,000	8,582	23,737	8,582	169,633	775,104	953,319		100.0	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地方債	その他	
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
平成28年度 納税通知書等作成業務委託	2,876			平成29年度	2,876				2,876
平成28年度 地方税電子申告審査サービス業務委託	9,072			平成29年度から 平成33年度まで	9,072				9,072
平成28年度 鳥取情報ハイウェイ機器賃借料	445,816			平成29年度から 平成34年度まで	445,816				445,816
平成28年度 鳥取情報ハイウェイ機器更新委託	36,094			平成29年度	36,094				36,094
平成28年度 鳥取情報ハイウェイ県間接続装置機器賃借料	18,900			平成29年度から 平成33年度まで	18,900				18,900
平成28年度 鳥取情報ハイウェイラフィック測定装置賃借料	4,163			平成29年度から 平成33年度まで	4,163				4,163
平成28年度 公衆無線LANサーバ等賃借料	38,115			平成29年度から 平成33年度まで	38,115				38,115
平成28年度 庁内LANファイルサーバ利用料	4,263			平成29年度から 平成33年度まで	4,263				4,263
平成28年度 鳥取県超高速情報通信基盤整備事業補助	88,401			平成29年度から 平成42年度まで	88,401				88,401
平成28年度 電子申請システム利用負担金	39,090			平成29年度から 平成33年度まで	39,090				39,090
平成28年度 行政イントラネットシステム利用負担金	7,037			平成29年度から 平成33年度まで	7,037				7,037
平成28年度 行政情報ネットワーク機器等賃借料	563,654			平成29年度から 平成33年度まで	563,654				563,654

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地方債	その他	
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
平成28年度 県庁基幹システム開発及び運用保守委託	5,130			平成29年度から 平成33年度まで	5,130				5,130
平成28年度 県庁基幹システムクラウドサーバ等賃借料	17,841			平成29年度から 平成33年度まで	17,841				17,841
平成28年度 地方公会計標準ソフトウェア保守委託	4,715			平成29年度から 平成33年度まで	4,715				4,715
平成28年度 職員宿舍管理業務委託	2,444			平成29年度	2,444			2,444	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国庫支出金	地方債	その他	
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
平成24年度 テレビ会議システム管理運営業務委託	6,735	平成25年度から 平成27年度まで	3,850	平成28年度から 平成29年度まで	2,885				2,885
平成25年度 テレビ会議システム管理運営業務委託	144	平成26年度から 平成27年度まで	72	平成28年度から 平成29年度まで	72				72
平成24年度 インターネット放送局機器賃借料	3,575	平成25年度から 平成27年度まで	1,927	平成28年度から 平成29年度まで	1,247				1,247
平成24年度 インターネット放送局管理運営業務委託	14,845	平成25年度から 平成27年度まで	8,905	平成28年度から 平成29年度まで	5,442				5,442
平成25年度 インターネット放送局管理運営業務委託	326	平成26年度から 平成27年度まで	169	平成28年度から 平成29年度まで	157				157
平成24年度 LGWANサービス提供設備賃借料	421	平成25年度から 平成27年度まで	182	平成28年度から 平成29年度まで	76				76
平成25年度 LGWANサービス提供設備賃借料	6	平成26年度から 平成27年度まで		平成28年度から 平成29年度まで					
平成24年度 庁内情報共通基盤強靱化事業	64,000	平成25年度から 平成27年度まで	12,698	平成28年度から 平成30年度まで	43,802				43,802
平成25年度 WEBフィルタリングソフト使用料	6,809	平成26年度から 平成27年度まで	1,967	平成28年度から 平成30年度まで	2,462				2,462
平成25年度 住民基本台帳ネットワークシステム端末機器賃借料	26,833	平成26年度から 平成27年度まで	10,157	平成28年度から 平成30年度まで	13,733				13,733
平成25年度 首都圏アンテナショップ・ビジネスセンター運営費	508,000	平成26年度から 平成27年度まで	246,080	平成28年度から 平成30年度まで	249,098				249,098
平成25年度 ICカード発行機保守委託	1,054	平成26年度から 平成27年度まで	496	平成28年度から 平成30年度まで	558				558

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国庫支出金	地方債	その他	
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
平成25年度 健康管理システム運用保守委託	2,325	平成26年度から 平成27年度まで	930	平成28年度から 平成30年度まで	1,395				1,395
平成25年度 鳥取県立人権ひろば21管理委託	53,320	平成26年度から 平成27年度まで	21,328	平成28年度から 平成30年度まで	31,992				31,992
平成26年度 知事公邸清掃業務委託	5,271	平成27年度	1,406	平成28年度から 平成29年度まで	3,865				3,865
平成26年度 県庁舎等植栽管理業務委託	13,940	平成27年度	3,993	平成28年度から 平成29年度まで	9,947				9,947
平成26年度 県庁舎議場放送設備等保守点検業務委託	3,889	平成27年度	1,237	平成28年度から 平成29年度まで	2,652				2,652
平成26年度 コンビニ納税収納代行委託	1件当たり64円に収納取扱件 数を乗じて得た額	平成27年度	3,343	平成28年度から 平成29年度まで	限度額に同じ				
平成26年度 東部庁舎冷温水発生機保守点検業務委託	2,496	平成27年度	832	平成28年度から 平成29年度まで	1,664				1,664
平成26年度 東部庁舎ポンプ類保守点検業務委託	540	平成27年度	89	平成28年度から 平成29年度まで	177				177
平成26年度 東部庁舎移動梯子設備等保守点検業務委託	648	平成27年度	143	平成28年度から 平成29年度まで	286				286
平成26年度 県有施設清掃業務委託	55,182	平成27年度	16,072	平成28年度から 平成29年度まで	31,712				31,712
平成26年度 県有施設エレベーター等保守点検業務委託	49,017	平成27年度	16,145	平成28年度から 平成29年度まで	32,290				32,290
平成26年度 県庁基幹システム再構築プロジェクトマネジメント業務 委託	105,705	平成27年度	47,196	平成28年度から 平成29年度まで	49,248				49,248

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一般財源	
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源				
						国庫支出金	地方債	その他		
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円	
平成26年度 WindowsServer CALライセンス使用料	31,122	平成27年度	5,538	平成28年度から 平成31年度まで	16,562					16,562
平成26年度 庁内LAN等インターネット接続サービス利用料	29,380	平成27年度	2,797	平成28年度から 平成30年度まで	11,188					11,188
平成26年度 県庁基幹システム開発業務及び運用保守委託	573,308	平成27年度	49,042	平成28年度から 平成33年度まで	520,306					520,306
平成26年度 関西本部清掃業務委託	723	平成27年度	227	平成28年度から 平成29年度まで	454					454
平成26年度 新鳥取県史(考古資料編)執筆委託	10,401	平成27年度	2,728	平成28年度から 平成30年度まで	7,673					7,673
平成27年度 県庁本庁舎三階個別空調設備保全業務委託	1,755			平成28年度から 平成30年度まで	1,755					1,755
平成27年度 県庁舎自家発電設備点検業務委託	4,776			平成28年度から 平成30年度まで	4,776					4,776
平成27年度 県庁舎受変電設備点検業務委託	4,876			平成28年度から 平成30年度まで	4,876					4,876
平成27年度 県庁舎消防設備保守点検業務委託	13,642			平成28年度から 平成30年度まで	13,642					13,642
平成27年度 県庁舎冷温水発生機保守点検業務委託	11,301			平成28年度から 平成30年度まで	11,301					11,301
平成27年度 県庁西町分庁舎機械警備業務委託	324			平成28年度から 平成30年度まで	324					324
平成27年度 東部庁舎警備業務委託	19,869			平成28年度から 平成30年度まで	19,869					19,869

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地方債	その他	
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
平成27年度 東部庁舎中央監視盤保守点検業務委託	20,553			平成28年度から 平成30年度まで	20,553				20,553
平成27年度 県有施設消防設備保守点検業務委託	24,903			平成28年度から 平成30年度まで	24,903				24,903
平成27年度 県有施設エレベーター等保守点検業務委託	1,576			平成28年度から 平成29年度まで	1,576				1,576
平成27年度 鳥取情報ハイウェイ監視サーバ賃借料	15,912			平成28年度から 平成32年度まで	9,320				9,320
平成27年度 県庁基幹システム開発業務及び運用保守委託	2,210,282			平成28年度から 平成34年度まで	2,210,282				2,210,282
平成27年度 統合宛名システム運用保守委託	61,050			平成28年度から 平成32年度まで	61,050				61,050
平成27年度 鳥取県超高速情報通信基盤整備事業補助	2,055			平成28年度から 平成42年度まで	2,055				2,055
平成27年度 ふるさと納税受付等業務委託	21,351			平成28年度から 平成30年度まで	21,351				21,351
平成27年度 税外未収金回収委託	7,504			平成28年度から 平成29年度まで	7,504				7,504
平成27年度 公文書館警備業務委託	4,040			平成28年度から 平成30年度まで	4,040				4,040

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
	千円	千円	千円	千円	千円
1 普通債	654,263,455	648,633,696	40,050,000	55,164,955	633,518,741
(1) 土 木	253,906,844	245,888,021	14,115,000	25,601,430	234,401,591
(2) 農 林 水 産	45,256,552	41,812,252	1,904,000	5,500,756	38,215,496
(3) 教 育	12,867,291	14,647,992	1,932,000	1,517,854	15,062,138
(4) 公 営 住 宅	1,759,680	2,361,142	624,000	149,499	2,835,643
(5) 民 生	4,611,726	4,070,973	91,000	544,837	3,617,136
(6) 衛 生	1,644,646	1,420,965	57,000	244,285	1,233,680
(7) 臨時財政対策債	304,695,210	308,292,870	17,179,000	19,162,445	306,309,425
(8) そ の 他	29,521,506	30,139,481	4,148,000	2,443,849	31,843,632
2 災害復旧債	5,801,039	4,955,350	1,344,000	775,804	5,523,546
(1) 土 木	5,490,386	4,651,470	1,188,000	748,227	5,091,243
(2) 農 林 水 産	212,816	211,208	156,000	23,866	343,342
(3) そ の 他	97,837	92,672	0	3,711	88,961
合 計	660,064,494	653,589,046	41,394,000	55,940,759	639,042,287

平成28年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計当初予算説明資料総括表

総務部(単位:千円)

課名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
総務課	212,049	214,411	△ 2,362				212,049	
政策法務課	100,828	99,965	863			30	100,798	
情報政策課	232,456	235,319	△ 2,863				232,456	
合計	545,333	549,695	△ 4,362			30	545,303	

平成28年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

款	項	目	本年度	前年度	比較	節		説明
						区 分	金 額	
1 事業収入			千円 (4,650,046) 545,303	千円 (4,761,913) 549,665	千円 (△ 111,867) △ 4,362		千円	
	3 集中管理 事業収入		(3,889,795) 545,303	(3,965,310) 549,665	(△ 75,515) △ 4,362			
		1 集中管理 事業収入	(3,889,795) 545,303	(3,965,310) 549,665	(△ 75,515) △ 4,362	1 集中管理 事業収入	545,303	
	2 諸収入			(30) 30	(30) 30	(0) 0		
1 雑 入			(30) 30	(30) 30	(0) 0			
		1 雑 入	(30) 30	(30) 30	(0) 0	1 雑 入	30	
歳 入 合 計			(4,650,076) 545,333	(4,764,950) 549,695	(△ 114,874) △ 4,362			

※上段()書は、鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計の合計、下段は総務部の合計。

歳 出

款	項	目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
						国庫支出金	諸収入	繰越金	事業収入	区分	金額	
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	
1 事業費			(4,650,076)	(4,761,943)	(△ 111,867)		(30)		(4,650,046)			
			545,333	549,695	△ 4,362		30		545,303			
	3 集中管理 事業費		(3,889,825)	(3,965,340)	(△ 75,515)		(30)		(3,889,795)			
				545,333	549,695	△ 4,362		30		545,303		
	1 集中管理 事業費		(3,889,825)	(3,965,340)	(△ 75,515)		(30)		(3,889,795)			
				545,333	549,695	△ 4,362		30		545,303	1 報 酬 4 共 済 費 9 旅 費 11 需用費 12 役 務 費 13 委 託 料 14 使用料及び 賃借料	6,483 1,050 183 174,283 98,740 4,557 260,037
歳 出 合 計			(4,650,076)	(4,764,950)	(△ 114,874)		(30)		(4,650,046)			
			545,333	549,695	△ 4,362		30		545,303			

※上段()書は、鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計の合計、下段は総務部の合計。

平成28年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計当初予算説明資料

1 款 事業費

3 項 集中管理事業費

総務課（内線：8555）

1 目 集中管理事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	事業収入	
庁用光熱水費	168,509	170,081	△1,572				168,509	
トータルコスト	168,509千円（前年度 170,081千円）[非常勤職員：0.4人]							
主な業務内容	光熱水費の支払い、各課への割当、入居団体への請求							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
県庁舎及び各総合事務所等の電気、ガス、上下水道料金並びに冷暖房用燃料費の支払いに要する経費								
電話料金	43,540	44,330	△790				43,540	
トータルコスト	43,540千円（前年度 44,330千円）[非常勤職員0.3人]							
主な業務内容	電話料金の支払い、各課への割当、入居団体への請求							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
県庁舎及び各総合事務所等の電話料金の支払いに要する経費								

平成28年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計当初予算説明資料

1 款 事業費

3 項 集中管理事業費

政策法務課 (内線: 7028)

1 目 集中管理事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他 (雑入)	事業収入	
印刷発送費	100,828	99,965	863			30	100,798	
トータルコスト	108,626千円 (前年度 107,730千円)			[正職員: 1.0人 非常勤職員: 3.0人]				
主な業務内容	文書の印刷及び発送							
工程表の政策目標	-							
事業内容の説明								
1 事業の概要								
本庁で扱う文書の印刷及び発送の集中管理事業に要する経費								
2 主な事業内容								
(1) 文書の印刷 (33,229千円 前年度32,190千円)								
一般職員でも操作可能な印刷機を使用して、印刷業務の効率化、経費の節減を図る。								
・プリント料金 27,581千円 (前年度25,994千円)								
・印刷用紙代 4,764千円 (前年度 4,680千円)								
・印刷事務用品等 884千円 (前年度 1,516千円)								
〈参考: プリント料金の決算の状況〉								
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度			
決算額	29,902千円	27,589千円	27,968千円	22,509千円	25,773千円			
(2) 文書の発送 (67,599千円 前年度67,775千円)								
各所属が発送する文書を政策法務課で集合発送することにより、経費の節減を図る。								
・郵便料金 55,200千円 (前年度 54,853千円)								
・発送事務用品等 589千円 (前年度 617千円)								
・非常勤職員人件費 7,533千円 (前年度 7,407千円)								
・収発業務委託料 4,277千円 (前年度 4,898千円)								
〈参考: 郵便料金の決算の状況〉								
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度			
決算額	50,581千円	51,142千円	52,545千円	50,157千円	56,419千円			
※平成22年度は、各所属から庶務集中局経由で保管替のあった郵券939千円についても郵便料金の支払に充てており、決算額との合計額は51,520千円。								

平成28年度鳥取県用品調達集中管理事業特別会計当初予算説明資料

1 款 事業費

3 項 集中管理事業費

情報政策課（内線：7614）

1 目 集中管理事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	事業収入	
庁内LANパソコン 集中管理事業	156,133	180,584	△24,451				156,133	
トータルコスト	156,133千円（前年度 180,584千円）[正職員：0.0人]							
主な業務内容	庁内LANパソコンに係る契約・支払い							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
<p>県の行政組織を結ぶ「庁内LANシステム」に接続するパソコンについて、調達事務の効率化及び調達コストの削減を図るため、一括して調達事務を実施する。</p> <p>庁内LANパソコン利用料 156,133千円</p>								
クラウドサーバ 管理事業	76,323	54,735	21,588				76,323	
トータルコスト	76,323千円（前年度 56,288千円）[正職員：0.0人]							
主な業務内容	クラウドサーバ利用料支払い							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
<p>各所属で整備していたサーバを集約化し、情報政策課で一括管理するための鳥取県クラウドサーバの利用料。</p> <p>鳥取県クラウドサーバ利用料 76,323千円</p>								

平成28年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計当初予算歳入歳出事項別明細書

(単位:千円)

節	款項目	用品調達等 集中管理事業 特別会計 合計	1款 事業費			総務部合計
				うち総務部		
				3項 集中管理事業費	1目 集中管理事業費	
1	報酬	2,384,846	2,384,846	6,483	6,483	6,483
2	給料					
3	職員手当等					
4	共済費	402,085	402,085	1,050	1,050	1,050
5	災害補償費					
6	恩給及び退職年金					
7	賃金	54,510	54,510			
8	報償費					
9	旅費	183	183	183	183	183
	費用弁償					
	普通旅費	183	183	183	183	183
	特別旅費					
10	交際費					
11	需用費	911,903	911,903	174,283	174,283	174,283
12	役務費	362,737	362,737	98,740	98,740	98,740
13	委託料	4,557	4,557	4,557	4,557	4,557
14	使用料及び賃借料	528,000	528,000	260,037	260,037	260,037
15	工事請負費					
16	原材料費					
17	公有財産購入費					
18	備品購入費					
19	負担金、補助及び交付金	110	110			
20	扶助費					
21	貸付金					
22	補償、補填及び賠償金	1,000	1,000			
23	償還金、利子及び割引料					
24	投資及び出資金					
25	積立金					
26	寄付金					
27	公課費	145	145			
28	繰出金					
	予備費					
	計	4,650,076	4,650,076	545,333	545,333	545,333
財源内	国庫支出金					
	繰入金					
	その他の	30	30	30	30	30
記	事業収入	4,650,046	4,650,046	545,303	545,303	545,303

節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
1款 事業費	
3項 集中管理事業費	
1目 集中管理事業費	
報 酬	非常勤職員 3人

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金	繰入金	その他	事業収入
平成26年度 文書収発業務委託	千円 14,694	平成27年度	千円 4,277	平成28年度から 平成29年度まで	千円 8,554	千円	千円	千円	千円 8,554
平成27年度 Microsoft Officeライセンス使用料	91,512			平成28年度から 平成29年度まで	82,102				82,102

議案第3号

平成28年度鳥取県公債管理特別会計当初予算説明資料総括表

総務部(単位:千円)

課名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
財政課	85,438,547	88,652,021	△ 3,213,474		18,782,000		〈基金繰入金〉 3,136,290 〈一般会計繰入金〉 63,520,257	
合計	85,438,547	88,652,021	△ 3,213,474		18,782,000		66,656,547	

平成28年度鳥取県公債管理特別会計歳入歳出予算事項別明細書

歳入

款	項	目	本年度	前年度	比較	節		説明
						区分	金額	
1 繰入金			千円	千円	千円		千円	
			66,656,547	64,960,021	1,696,526			
	1 一般会計繰入金		63,520,257	62,657,021	863,236			
		1 一般会計繰入金	63,520,257	62,657,021	863,236	1 一般会計繰入金	63,520,257	
	2 減債基金繰入金		3,136,290	2,303,000	833,290			
		1 減債基金繰入金	3,136,290	2,303,000	833,290	1 減債基金繰入金	3,136,290	
2 県債			18,782,000	23,692,000	△ 4,910,000			
	1 県債		18,782,000	23,692,000	△ 4,910,000			
		1 借換債	18,782,000	23,692,000	△ 4,910,000	1 公債費借換債	18,782,000	元金充当
歳 入 合 計			85,438,547	88,652,021	△ 3,213,474			

歳出

款	項	目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
						国庫支出金	起債	繰入金	事業収入	区分	金額	
1 公債費			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	
			85,438,547	88,652,021	△ 3,213,474		18,782,000	66,656,547				
	1 公債費		85,438,547	88,652,021	△ 3,213,474		18,782,000	66,656,547				
		1 元 金	77,859,049	79,759,081	△ 1,900,032		18,782,000	59,077,049		23償還金利子及び割引料	76,952,332	
										25積立金	906,717	
		2 利 子	7,545,825	8,859,131	△ 1,313,306			7,545,825		23償還金利子及び割引料	7,545,825	
		3 公債諸費	33,673	33,809	△ 136			33,673		11需用費	109	
										12役務費	32,386	
										13委託料	98	
										14使用料及び賃借料	1,080	
歳 出 合 計			85,438,547	88,652,021	△ 3,213,474		18,782,000	66,656,547				

平成28年度鳥取県公債管理特別会計当初予算説明資料

1 款 公債費

1 項 公債費

1 目 元金

財政課（内線：7048）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
元 金	77,859,049	79,759,081	△1,900,032		18,782,000		<基金繰入金> 3,136,290 <一般会計繰入金> 55,940,759	
トータルコスト	77,862,168千円（前年度 79,762,187千円）[正職員：0.4人]							
主な業務内容	一般会計で借り入れた地方債の元金の償還に係る事務処理、満期一括償還方式で借り入れた地方債の単年度償還相当額の積立に係る事務処理							
工程表の政策目標（指標）	・平成30年度末の基金残高を、300億円以上確保 ・平成30年度末の実質的な借入金残高を、3,000億円以下 ・当初予算編成時でのプライマリーバランスの黒字（臨財債を除く）を堅持							

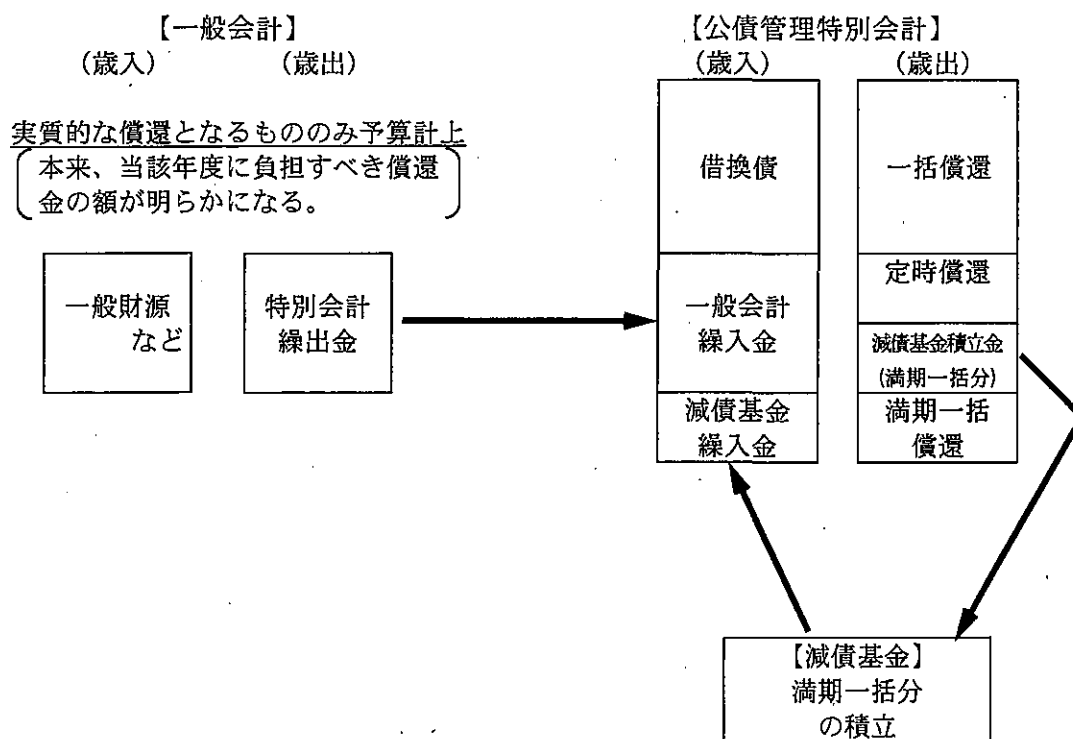
事業内容の説明

過去に借り入れた一般会計に係る地方債のうち、平成28年度に返済する元金の支払い及び満期一括償還方式で借り入れた起債元金の単年度償還相当額を減債基金に積み立てるために要する経費
 ・公債元金 77,859,049千円

※公債元金には借換債による借換分を含む。

（借換債は、もともと10年目に借り換えることを前提に借入れた20年償還の地方債について、一旦残額の全額を償還した後に、改めて実勢レートで借り直すもの。）

<公債管理特別会計の仕組み>



平成28年度鳥取県公債管理特別会計当初予算説明資料

1款 公債費

1項 公債費

財政課（内線：7048）

2目 利子

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
利子	7,545,825	8,859,131	△1,313,306				〈一般会計繰入金〉 7,545,825	
トータルコスト	7,548,944千円（前年度 8,862,237千円）[正職員：0.4人]							
主な業務内容	一般会計で借り入れた地方債の利子の支払いに係る事務処理							
工程表の政策目標（指標）	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度末の基金残高を、300億円以上確保 平成30年度末の実質的な借入金残高を、3,000億円以下 当初予算編成時でのプライマリーバランスの黒字（臨財債を除く）を堅持 							
<p>事業内容の説明</p> <p>過去に借り入れた一般会計分の地方債のうち、平成28年度に返済する利子の支払いのための経費である。</p>								

財政課（内線：7048）

3目 公債諸費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
公債諸費	33,673	33,809	△136				〈一般会計繰入金〉 33,673	
トータルコスト	35,233千円（前年度 35,362千円）[正職員：0.2人]							
主な業務内容	県債の借入及び県債管理システムの保守に係る事務							
工程表の政策目標（指標）	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度末の基金残高を、300億円以上確保 平成30年度末の実質的な借入金残高を、3,000億円以下 当初予算編成時でのプライマリーバランスの黒字（臨財債を除く）を堅持 							
<p>事業内容の説明</p> <p>県債の管理に要する経費である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 公募県民債記念証発行に係る経費 1,241千円 県債発行に要する手数料 32,334千円 県債管理システム保守委託 98千円 								

平成28年度 鳥取県公債管理特別会計当初予算歳入歳出事項別明細書 (総務部)

(単位:千円)

節	款項目	1款 公債費					総務部計
		1項 公債費			2目 利子	3目 公債諸費	
		1目 元金					
1	報酬						
2	給料						
3	職員手当等						
4	共済費						
5	災害補償費						
6	恩給及び退職年金						
7	賞金						
8	報償費						
9	旅費						
	費用弁償						
	普通旅費						
	特別旅費						
10	交際費						
11	需用費	109	109	109		109	109
12	役務費	32,386	32,386	32,386		32,386	32,386
13	委託料	98	98	98		98	98
14	使用料及び賃借料	1,080	1,080	1,080		1,080	1,080
15	工事請負費						
16	原材料費						
17	公有財産購入費						
18	備品購入費						
19	負担金、補助及び交付金						
20	扶助費						
21	貸付金						
22	補償、補填及び賠償金						
23	償還金、利子及び割引料	84,498,157	84,498,157	84,498,157	76,952,332	7,545,825	84,498,157
24	投資及び出資金						
25	積立金	906,717	906,717	906,717	906,717		906,717
26	寄付金						
27	公課費						
28	繰出金						
	予備費						
	計	85,438,547	85,438,547	85,438,547	77,859,049	7,545,825	85,438,547
財	国庫支出金						
源	地方債	18,782,000	18,782,000	18,782,000	18,782,000		18,782,000
内	その他						
訳	繰入金	66,656,547	66,656,547	66,656,547	59,077,049	7,545,825	66,656,547

節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
1款 公債費	
1項 公債費	
1目 元 金	
償還金、利子 及び割引料	公債元金償還金 76,952,332
2目 利 子	
償還金、利子 及び割引料	公債利子償還金 7,545,825

議案第4号

平成28年度鳥取県給与集中管理特別会計当初予算説明資料総括表

総務部(単位:千円)

課名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
人事企画課	24,841,378	24,703,647	137,731			24,841,378		
合計	24,841,378	24,703,647	137,731			24,841,378		

平成28年度鳥取県給与集中管理特別会計歳入歳出予算事項別明細書

歳入

款	項	目	本年度	前年度	比較	節		説明
						区分	金額	
1 給与等 振替 収入			千円 24,841,378	千円 24,703,647	千円 137,731		千円	
	1 給与等 振替 収入		24,841,378	24,703,647	137,731			
		1 給与等振替収入	24,841,378	24,703,647	137,731	1 給与等振替収入	24,841,378	
歳入合計			24,841,378	24,703,647	137,731			

歳出

款	項	目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳	節		説明
						給与等振替収入	区分	金額	
1 給与費			千円 24,841,378	千円 24,703,647	千円 137,731	千円 24,841,378		千円	
	1 給与費		24,841,378	24,703,647	137,731	24,841,378			
		1 給与費		24,841,378	24,703,647	137,731	24,841,378	報酬 給料 手当 共済費	347,148 11,195,278 9,110,477 4,188,475
歳出合計			24,841,378	24,703,647	137,731	24,841,378			

平成28年度鳥取県給与集中管理特別会計当初予算説明資料

1 款 給与費

1 項 給与費

人事企画課：内線（7419）

1 目 給与費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
給与費	24,841,378	24,703,647	137,731			<給与等振替 収入> 24,841,378		

トータルコスト 24,841,378千円（前年度 24,703,647千円） [正職員：0.0人]

主な業務内容 特別職及び一般職の職員（警察、教育委員会を除く）に係る給与費の支払い

工程表の政策目標指針 —

事業内容の説明

特別職及び一般職の職員（警察、教育委員会を除く）の給与費について、特別会計による一括支払いを行うことにより、各部予算担当者の予算執行管理事務の効率化を図る。

【内訳】 （単位：千円）

区 分	予 算 額
報 酬	347,148
給 料	11,195,278
手 当	9,110,477
共済費	4,188,475
合 計	24,841,378

平成28年度鳥取県給与集中管理特別会計当初予算歳入歳出事項別明細書（総務部）

(単位:千円)

款項目 節	給与集中管理 特別会計合計	1款 給与費			総務部 合計
		1項 給与費	1目 給与費		
1 報酬	347,148	347,148	347,148	347,148	347,148
2 給料	11,195,278	11,195,278	11,195,278	11,195,278	11,195,278
3 職員手当等	9,110,477	9,110,477	9,110,477	9,110,477	9,110,477
4 共済費	4,188,475	4,188,475	4,188,475	4,188,475	4,188,475
5 災害補償費					
6 恩給及び退職年金					
7 賃金					
8 報償費					
9 旅費					
費用弁償					
普通旅費					
特別旅費					
10 交際費					
11 需用費					
12 役務費					
13 委託料					
14 使用料及び賃借料					
15 工事請負費					
16 原材料費					
17 公有財産購入費					
18 備品購入費					
負担金、補助及び					
19 交付金					
20 扶助費					
21 貸付金					
補償、補填及び賠					
22 償金					
償還金、利子及び					
23 割引料					
24 投資及び出資金					
25 積立金					
26 寄付金					
27 公課費					
28 繰出金					
予備費					
計	24,841,378	24,841,378	24,841,378	24,841,378	24,841,378
財源					
内 国庫支出金					
起 債					
内 其 他	24,841,378	24,841,378	24,841,378	24,841,378	24,841,378
訳 繰入金					

条 例 名 等	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について (鳥取県公文書等の管理に関する条例の一部改正)
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 行政不服審査法の全部が改正され、審査請求の審理は条例に特別の定めがある場合を除き審査員が行うこととされたことに伴い、審査員を指名しないで審理する特例について定める。</p> <p>2 概 要 (1) 特定歴史公文書等の利用の請求に対する処分に係る審査請求については、審査員による審理は行わないこととする。 (* 引き続き、情報公開審議会に諮問する方式で対応する。) (2) その他所要の規定の整備を行う。 (3) 施行期日は、平成28年4月1日とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※ 知事は、特定歴史公文書等の利用請求に対する処分に係る審査請求があったときは、審査請求の全部を認容する場合を除き、情報公開審議会に諮問しなければならない。 (鳥取県公文書等の管理に関する条例第18条第2項 (現行条例は18条第1項))</p> <p>→ 諮問を受けた審議会は、審査請求人及び処分を行った公文書館長の主張や利用請求に係る特定歴史公文書等を見た上で、処分の適否等を審議の上、審査庁へ答申することとされており、公正性、客観性が確保される制度が既に構築されていることから、改正行政不服審査法に定める「審査員制度」などを適用する必要がない。</p> </div> <p><特定歴史公文書等の利用請求に対する処分に係る審査請求の裁決に至るまでのイメージ></p> <pre> graph TD A[審査請求人] -- ①主張・証拠資料提出 (審査請求書を含む) --> B[審査庁 知事] C[参加人] -- ①主張・証拠資料提出 (審査請求書を含む) --> B B -- ②諮問 --> D[鳥取県情報公開審議会 ③審議] D -- ④答申 --> B B -- ⑤裁決 --> E[処分庁 (公文書館長)] </pre>

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(鳥取県公文書等の管理に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県公文書等の管理に関する条例(平成23年鳥取県条例第52号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(議会文書の保存及び引継ぎ)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第9条第3項の規定は、前項の規定により議会文書を公文書館に引き継ぐ場合について準用する。この場合において、<u>第9条第3項中「実施機関」とあるのは「議長」と、「第1項」とあるのは「第11条第2項」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(議会文書の保存及び引継ぎ)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第9条第3項の規定は、前項の規定により議会文書を公文書館に引き継ぐ場合について準用する。この場合において、<u>同項中「実施機関」とあるのは「議長」と、「第1項」とあるのは「第11条第2項」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第15条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 館長は、第1項又は第2項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該特定歴史公文書等を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、館長は、その決定後直ちに、当該意見書(第18条第2項第2号及び第19条第3号において「<u>反対意見書</u>」という。)を提出した第三者に対し、利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。</p>	<p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第15条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 館長は、第1項又は第2項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該特定歴史公文書等を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、館長は、その決定後直ちに、当該意見書(第18条第1項第2号及び第19条第3号において「<u>反対意見書</u>」という。)を提出した第三者に対し、利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。</p>
<p>(費用負担)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 <u>知事は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、前項の規定により負担させる費用に係る債務の全部又は一部を免除することができる。</u></p>	<p>(費用負担)</p> <p>第17条 略</p>
<p>(鳥取県情報公開審議会への諮問等)</p> <p>第18条 <u>利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。</u></p> <p>2 知事は、<u>前項に規定する審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、鳥取県情報公開審議会に諮問しなければならない。</u></p>	<p>(鳥取県情報公開審議会への諮問等)</p> <p>第18条</p> <p>知事は、<u>利用請求に対する処分について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合</u></p>

(1) 略

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとするとき。ただし、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されているときを除く。

3 略

(諮問をした旨の通知)

第19条 知事は、前条第2項の規定により諮問をしたときは、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人 (行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。)

(2) 略

(3) 審査請求に係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第20条 第15条第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 略

(2) 審査請求に係る特定歴史公文書等の全部又は一部を利用させない旨の決定を変更し、当該特定歴史公文書等を利用させる旨の裁決(第三者である参加人が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。)

を除き、鳥取県情報公開審議会に諮問しなければならない。

(1) 略

(2) 裁決で、審査請求に係る処分を取り消し又は変更し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとするとき。ただし、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されているときを除く。

2 略

(諮問をした旨の通知)

第19条 知事は、前条第1項の規定により諮問をしたときは、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人

(2) 略

(3) 審査請求に係る処分について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第20条 第15条第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 略

(2) 審査請求に係る処分を変更し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の裁決(第三者である参加人が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。)

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

条例名等	仕事と家庭生活等との両立を図るための職員の勤務時間関係条例の整備に関する条例の設定について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>フレックスタイム制、子育て部分休暇及び高齢者部分休業を創設し、職員が柔軟に働き方を選択できることにより、仕事と家庭生活等との両立及び公務能率の向上を図り、職員のワークライフバランスを推進する。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正</p> <p>ア フレックスタイム制の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員が自己の勤務の開始時刻又は終了時刻についての希望を申告した場合に、公務の運営に支障がないときには、任命権者が当該申告を考慮して1日の勤務時間を割り振ることができる。 ・育児又は介護を理由とする場合には、平日に勤務しない日を設定できるなど、より弾力的な勤務時間の割り振りができることとする。 <p>イ 子育て部分休暇の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校3年生以下の子を養育する職員を対象として、育児のため必要な場合に、1日の勤務時間を最大2時間短縮することができる。 ・子育て部分休暇により勤務しない時間については、給与を減額する。 <p>(2) 職員の修学部分休業に関する条例の一部改正</p> <p>ア 条例名の変更</p> <p>条例の名称を「職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例」に変更する。</p> <p>イ 高齢者部分休業の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・55歳に達した職員（管理職職員等を除く。）を対象として、公務の運営に支障がない場合に、1週間の勤務時間を最大20時間短縮することができる。 ・高齢者部分休業により勤務しない時間については、給与を減額する。 <p>(3) 施行期日は、平成28年4月1日とする。</p>

仕事と家庭生活等との両立を図るための職員の勤務時間関係条例の整備に関する条例

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「<u>育児休業法</u>」という。)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「<u>育児短時間勤務</u>」という。)の承認を受けた職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「<u>育児短時間勤務職員等</u>」という。)の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「<u>育児短時間勤務等の内容</u>」という。)に従い、任命権者が定める。</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>育児休業法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員(以下「<u>任期付短時間勤務職員</u>」という。)</u>の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>5 略</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「<u>育児短時間勤務</u>」という。)の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「<u>育児短時間勤務職員等</u>」という。)の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「<u>育児短時間勤務等の内容</u>」という。)に従い、任命権者が定める。</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員(以下「<u>任期付短時間勤務職員</u>」という。)</u>の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>5 略</p>
<p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>任命権者は、職員(人事委員会規則で定める職員及び次条又は第7条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この条において同じ。)</u>について、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、<u>前項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で人事委員会規則で定める期間(以下この条において「<u>単位期間</u>」と</u></p>	<p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p>

いう。)ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。

4 任命権者は、次に掲げる職員（育児短時間勤務職員等を除く。）について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第2項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、単位期間ごとの期間につき第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

(1) 12歳に達する日以後の最初の3月31日の間にある子の養育又は配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号及び第17条第1項第2号において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者をいう。第10条第4項において同じ。）の介護をする職員であって、人事委員会規則で定めるもの

(2) 前号に掲げる職員の状況に類する状況にある職員として人事委員会規則で定めるもの

(週休日の振替等)

第5条 任命権者は、職員に第3条第1項若しくは第4項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、第3条第2項から第4項まで又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する3時間45分又は4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(週休日の振替等)

第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、第3条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する3時間45分又は4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(休憩時間)

第6条 略

2 前項の休憩時間は、一斉に与えなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合として人事委員会規則で定めるとき及び第3条第4項の規定により勤務時間を割り振る場合は、この限りでない。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第10条 略

2・3 略

4 任命権者は、配偶者等で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この条及び第17条において「要介護者」という。）のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、深夜における勤務をしないことを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があるときは、この限りでない。

5 略

(無給休暇)

第17条 無給休暇は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 子育て部分休暇 職員（育児短時間勤務職員等及び育児休業法第19条第1項の規定により部分休業の承認を受けた職員を除く。）が、9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇

2 無給休暇の期間は、次の各号に掲げる休暇の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 介護休暇 要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6月の期間内において必要と認められる期間

(2) 海外随伴休暇 4年を超えない期間内におい

(休憩時間)

第6条 略

2 前項の休憩時間は、一斉に与えなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合として人事委員会規則で定めるときは、この限りでない。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第10条 略

2・3 略

4 任命権者は、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項及び第17条第1項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この条及び第17条第1項において「要介護者」という。）のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、深夜における勤務をしないことを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があるときは、この限りでない。

5 略

(無給休暇)

第17条 無給休暇は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

2 無給休暇の期間は、前項第1号に掲げる休暇にあつては同号に規定する者の各々が同号に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6月の期間内において必要と認められる期間とし、同項第2号に掲げる休暇にあつては4年を超えない期間内において必要と認められる期間とする。

て必要と認められる期間

(3) 子育て部分休暇 始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間内において、1日につき2時間（職員の育児休業等に関する条例（平成4年鳥取県条例第6号）第20条第2項の人事委員会規則で定める特別休暇を承認されている職員にあつては、2時間から当該特別休暇の時間を減じた時間）の範囲内で30分を単位として必要と認められる期間

3 介護休暇及び子育て部分休暇については、職員の給与に関する条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

4 海外随伴休暇については、いかなる給与も支給しない。

5 職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）第8条の2第1項及び第9条第4項の規定の適用については、海外随伴休暇の期間は、同条例第8条の2第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

6 地方公務員法第28条の4、第28条の5又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員については、第1項（海外随伴休暇に係る部分に限る。）、第4項及び前項の規定は、適用しない。

（臨時的任用職員の休暇）

第19条 臨時的任用職員（地方公務員法第22条の規定に基づき臨時的に任用された職員、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員及び育児休業法第6条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員をいう。）の休暇については、人事委員会規則で定める。

3 第1項第1号に掲げる休暇については、職員の給与に関する条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

4 第1項第2号に掲げる休暇については、いかなる給与も支給しない。

5 職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）第8条の2第1項及び第9条第4項の規定の適用については、第1項第2号に掲げる休暇の期間については、同条例第8条の2第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

6 地方公務員法第28条の4、第28条の5又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員については、第1項（同項第2号の海外随伴休暇に係る部分に限る。）、第4項及び前項の規定は、適用しない。

（臨時的任用職員の休暇）

第19条 臨時的任用職員（地方公務員法第22条の規定に基づき臨時的に任用された職員、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員をいう。）の休暇については、人事委員会規則で定める。

（県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第2条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(1週間の勤務時間)	(1週間の勤務時間)

第2条 略

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、教育委員会が定める。

3 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で教育委員会が定める。

4 育児休業法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、教育委員会が定める。

5 略

（週休日及び勤務時間の割振り）

第3条 略

2 略

3 市町村教育委員会は、職員（人事委員会規則で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この条において同じ。）について、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で人事委員会規則で定める期間（以下この条において「単位期間」と

第2条 略

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、教育委員会が定める。

3 地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で教育委員会が定める。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、教育委員会が定める。

5 略

（週休日及び勤務時間の割振り）

第3条 略

2 略

いう。)ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。

4 市町村教育委員会は、次に掲げる職員(育児短時間勤務職員等を除く。)について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第2項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、単位期間ごとの期間につき第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

(1) 12歳に達する日以後の最初の3月31日の間にある子の養育又は配偶者等(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号及び第15条第1項第2号において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者をいう。第8条第4項において同じ。)の介護をする職員であって、人事委員会規則で定めるもの

(2) 前号に掲げる職員の状況に類する状況にある職員として人事委員会規則で定めるもの

(週休日の振替等)

第5条 市町村教育委員会は、職員に第3条第1項若しくは第4項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、第3条第2項から第4項まで又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この条において「勤務日」という。)のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する3時間45分又は4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(週休日の振替等)

第5条 市町村教育委員会は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、第3条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この条において「勤務日」という。)のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する3時間45分又は4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(休憩時間)

第6条 略

2 前項の休憩時間は、一斉に与えなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合として人事委員会規則で定めるとき及び第3条第4項の規定により勤務時間を割り振る場合は、この限りでない。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第8条 略

2・3 略

4 市町村教育委員会は、配偶者等で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この条及び第15条において「要介護者」という。）のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、深夜における勤務をしないことを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があるときは、この限りでない。

5 略

(無給休暇)

第15条 無給休暇は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 子育て部分休暇 職員（育児短時間勤務職員等及び育児休業法第19条第1項の規定により部分休業の承認を受けた職員を除く。）が、9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇

2 無給休暇の期間は、次の各号に掲げる休暇の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 介護休暇 要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6月の期間内において必要と認められる期間

(休憩時間)

第6条 略

2 前項の休憩時間は、一斉に与えなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合として人事委員会規則で定めるときは、この限りでない。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第8条 略

2・3 略

4 市町村教育委員会は、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項及び第15条第1項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この条及び第15条第1項において「要介護者」という。）のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、深夜における勤務をしないことを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があるときは、この限りでない。

5 略

(無給休暇)

第15条 無給休暇は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

2 無給休暇の期間は、前項第1号に掲げる休暇にあつては同号に規定する者の各々が同号に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6月の期間内において必要と認められる期間とし、同項第2号に掲げる休暇にあつては4年を超えない期間内において必要と認められる期間とする。

(2) 海外随伴休暇 4年を超えない期間内において必要と認められる期間

(3) 子育て部分休暇 始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間内において、1日につき2時間（職員の育児休業等に関する条例（平成4年鳥取県条例第6号）第20条第2項の人事委員会規則で定める特別休暇を承認されている職員にあっては、2時間から当該特別休暇の時間を減じた時間）の範囲内で30分を単位として必要と認められる期間

- 3 介護休暇及び子育て部分休暇については、職員の給与に関する条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。
- 4 海外随伴休暇については、いかなる給与も支給しない。
- 5 職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）第8条の2第1項及び第9条第4項の規定の適用については、海外随伴休暇の期間は、同条例第8条の2第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。
- 6 地方公務員法第28条の4、第28条の5又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員については、第1項（海外随伴休暇に係る部分に限る。）、第4項及び前項の規定は、適用しない。

（臨時的任用職員の休暇）

第17条 臨時的任用職員（地方公務員法第22条の規定に基づき臨時的に任用された職員、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員及び育児休業法第6条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員をいう。）の休暇については、人事委員会規則で定める。

3 第1項第1号に掲げる休暇については、職員の給与に関する条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

4 第1項第2号に掲げる休暇については、いかなる給与も支給しない。

5 職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）第8条の2第1項及び第9条第4項の規定の適用については、第1項第2号に掲げる休暇の期間については、同条例第8条の2第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

6 地方公務員法第28条の4、第28条の5又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員については、第1項（同項第2号の海外随伴休暇に係る部分に限る。）、第4項及び前項の規定は、適用しない。

（臨時的任用職員の休暇）

第17条 臨時的任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の規定に基づき臨時的に任用された職員、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員をいう。）の休暇については、人事委員会規則で定める。

（職員の修学部分休業に関する条例の一部改正）

第3条 職員の修学部分休業に関する条例（平成16年鳥取県条例第66号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する	職員の修学部分休業に関する条例

る条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第26条の2第1項に規定する修学部分休業(以下「修学部分休業」という。)及び法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業(以下「高齢者部分休業」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(修学部分休業)

第2条 任命権者(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第37条第1項に規定する県費負担教職員にあっては、市町村又は同法第2条の市町村の組合に置かれる教育委員会とする。以下同じ。)は、法第26条の2第1項に規定する場合においては、1週間を通じて職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号)第2条第1項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号)第2条第1項に規定する勤務時間に2分の1を乗じて得た時間を超えない範囲内で、5分を単位として、修学部分休業を承認することができる。

2・3 略

(高齢者部分休業)

第3条 任命権者は、法第26条の3第1項に規定する場合においては、職員(管理又は監督の地位にある職員その他の職務の特殊性を考慮して人事委員会規則で定める職員を除く。次項において同じ。)に対し、1週間を通じて20時間を超えない範囲内で、人事委員会規則で定める時間を単位として、高齢者部分休業を承認することができる。

2. 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員が勤務しない時間の延長を申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、勤務しない時間が1週間を通じて20時間を超えない場合に限り、当該延長を承認することができる。

3. 法第26条の3第1項の条例で定める年齢は、55歳とする。

(休業中の給与の減額等)

第4条 職員が修学部分休業又は高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)第12条の規定

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第26条の2第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、職員の修学部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(修学部分休業)

第2条 法第26条の2第1項に規定する修学部分休業の承認は、1週間を通じて職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号)第2条第1項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号)第2条第1項に規定する勤務時間に2分の1を乗じて得た時間を超えない範囲内で、職員の修学のため必要とされる時間について、5分を単位として行うものとする。

2・3 略

(修学部分休業取得中の給与の減額)

第3条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)第12条の規定にかかわらず、その

<p>にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p><u>2 高齢者部分休業をした職員に対する職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）第8条の2第1項及び第9条第4項の規定の適用については、高齢者部分休業をした期間は、同条例第8条の2第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなす。</u></p> <p><u>（休業の承認の取消し）</u></p> <p>第5条 任命権者は、修学部分休業をしている職員が、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、当該修学部分休業の承認を取り消すものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>2 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、当該高齢者部分休業の承認を取り消し、又は勤務しない時間を短縮するものとする。</u></p> <p><u>（人事委員会規則への委任）</u></p> <p>第6条 略</p>	<p>勤務しない1時間につき、同条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p><u>（修学部分休業の承認の取消事由）</u></p> <p>第4条 任命権者は、修学部分休業をしている職員が、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、当該修学部分休業の承認を取り消すものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>（人事委員会規則への委任）</u></p> <p>第5条 略</p>
---	---

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

条例名等

鳥取県職員の退職管理に関する条例の設定について

1 提出理由

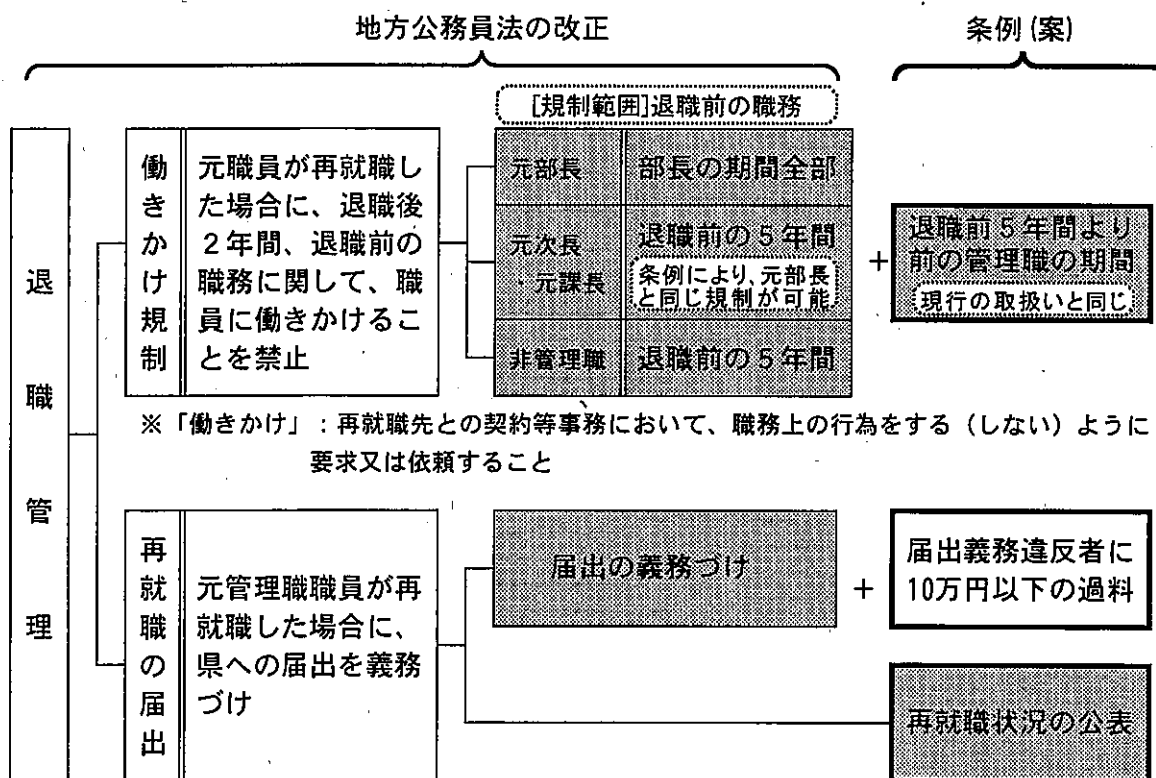
地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部が改正され、国家公務員の退職管理の趣旨及び各自治体における職員の再就職の状況を勘案し、職員の退職管理の適正を確保するための措置を講ずるものとされたことに伴い、再就職の届出等について定める。

2 概要

- (1) 離職した日の5年前の日より前に次長級又は課長級の職に就いていた者は、当該職に就いていたときの職務に属する契約等事務に関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならないものとする。
 ※既に法定されている部長級に対する規制と同等の規制となるように、条例で規制対象の範囲を拡大する。
- (2) 管理職職員であった者は、離職後2年間、営利企業等の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合等を除き、任命権者に届け出なければならないものとする。
- (3) 任命権者は、(2)の届出を受けた事項を公表しなければならないものとする。
- (4) (2)の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料に処する。
- (5) 施行期日は、平成28年4月1日とする。

提出理由及び概要

【参考】地方公務員法の改正及び条例案の概要



※網掛け部分は、既に平成19年から、総務部長通知に基づき、実施している事項

鳥取県職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第8項及び第38条の6第2項（これらの規定を地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第50条の2において準用する場合を含む。）の規定に基づき、職員（法第38条の2第1項に規定する職員及び地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの役員（非常勤の者を除く。）をいう。以下同じ。）の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第2条 法第38条の2第1項、第4項及び第5項（これらの規定を地方独立行政法人法第50条の2において準用する場合を含む。）の規定によるもののほか、再就職者（法第38条の2第1項に規定する再就職者をいう。）のうち同条第8項の人事委員会規則で定める職に離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた組織等（同条第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役員（同条第1項に規定する役員をいう。）又はこれらに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務（同条第1項に規定する契約等事務をいう。）であって離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者への届出等)

第3条 管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いていた者は、離職後2年間、営利企業等（法第38条の2第1項に規定する営利企業等をいう。）の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他人事委員会規則で定める場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職した職に就いていた時の任命権者に人事委員会規則で定める事項を届け出なければならない。

2 任命権者は、毎年度、前項の規定により届け出られた事項の内容を公表しなければならない。

(過料)

第4条 前条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

条例名等	鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例の設定について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項及び第19条第10号の規定に基づき、特定個人情報を自ら利用し、又は他の機関に提供することができる事務について定める。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 目的・効果 申請等の際に提出する書面の削減など、法に基づく県民の利便性向上をさらに拡大するため、必要な規定を整備する。</p> <p>(2) 条例の規定事項</p> <p>ア 特定個人情報の利用 (ア) 県が独自に個人番号を利用する事務（独自利用事務：第3条第1項、別表第1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護に準じて行う外国人に対する措置に関する事務 ・心身障害者扶養共済制度の実施に関する事務 ・知的障害者に対する療育手帳の交付に関する事務 ・県立学校への就学に要する費用の援助に関する事務 ・県立高等学校授業料の徴収に関する事務 <p>（地方税の賦課徴収・調査に関する事務） ※いずれについても、事務の詳細は規則で定める。</p> <p>(イ) 庁内の同一機関内（知事部局内、教育委員会内）での情報連携（第3条第2項、別表第2）</p> <p>イ 県の機関間での特定個人情報の相互提供（知事部局と教育委員会の間での情報連携：第4条、別表第3）</p> <p>ウ 申請等における提出書類の省略（第3条第3項）</p> <p>3 施行期日 公布日とする。ただし、2の（2）ア（イ）及びイに掲げる事項は、規則で定める日から施行する。</p> <p>■条例で定める情報連携のイメージ</p> <p>庁内連携 別表第1で事務を、別表第2で連携する個人情報を規定</p> <p>機関間の庁内連携 別表第1で事務を、別表第3で連携する個人情報を規定</p> <p>庁外連携 国の個人情報保護委員会に届け出るため、事務を別表第1で規定</p>

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項及び第19条第10号の規定に基づき、特定個人情報の利用及び提供について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(特定個人情報の利用)

第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務の処理に必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。
- 3 別表第1の右欄又は法別表第1の下欄に掲げる事務の処理に関し他の条例又は規則その他の規程により書面の提出が義務付けられている場合において、当該書面の提出を受ける者が法又はこの条例の規定により当該書面に含まれる特定個人情報を利用するときは、当該他の条例又は規則その他の規程の規定の適用については、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第4条 別表第3の第1欄に掲げる機関は、同表の第2欄に掲げる機関から同表の第3欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求められたときは、規則で定めるところにより、当該特定個人情報を提供することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第2項、第4条、別表第2及び別表第3の規定は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第1条の規定の適用については、同条中「第19条第10号」とあるのは、「第19条第9号」とする。

別表第1（第3条関係）

1 知事	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護に準じて行う外国人に対する措置に関する事務であって、規則で定めるもの
2 知事	鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例（昭和45年鳥取県条例第12号）による心身障害者扶養共済制度の実施に関する事務であって、規則で定めるもの
3 知事	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に対する療育手帳の交付に関する事務であって、規則で定めるもの
4 教育委員会	県立学校への就学に要する費用の援助に関する事務（法別表第1の26の項及び91の項に掲げる事務を除く。）であって、教育委員会規則で定めるもの
5 教育委員会	鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例（昭和63年鳥取県条例第4号）による授業料の徴収に関する事務であって、教育委員会規則で定めるもの

別表第2（第3条関係）

知事	法別表第1の16の項に掲げる事務	療育手帳の交付に関する情報
知事	別表第1の1の項に掲げる事務	法別表第2の26の項第4欄に掲げる情報
知事	別表第1の2の項に掲げる事務	生活保護法による保護の実施に関する情報
教育委員会	別表第1の4の項又は5の項に掲げる事務	法別表第2の113の項第4欄に掲げる情報
知事又は教育委員会	法別表第2の第2欄に掲げる事務	法別表第2の第4欄に掲げる情報

別表第3（第4条関係）

知事	教育委員会	別表第1の4の項又は5の項に掲げる事務	法別表第2の113の項第4欄に掲げる情報
知事	教育委員会	法別表第2の第2欄に掲げる事務	法別表第2の第4欄に掲げる情報
教育委員会	知事	別表第1の1の項又は法別表第2の26の項第2欄に掲げる事務	法別表第2の26の項第4欄に掲げる情報
教育委員会	知事	法別表第2（26の項を除く。）の第2欄に掲げる事務	法別表第2（26の項を除く。）の第4欄に掲げる情報

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例(案)の概要

1 目的(効果)

申請等の際に提出する書面の削減など県民の利便性向上をさらに拡大する。

- ・条例で定める独自利用事務についても、個人番号で確認できる特定個人情報を含む書面(所得・課税証明書など)の提出を省略できる。
- ・将来的には、「必要な行政手続の案内」、「行政が特定個人情報を参照した記録の確認」ができることなどが国において構想されている。(平成29年以降)

2 現状

○「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「マイナンバー法」という。)が施行され、個人番号の行政事務への使用が開始された。

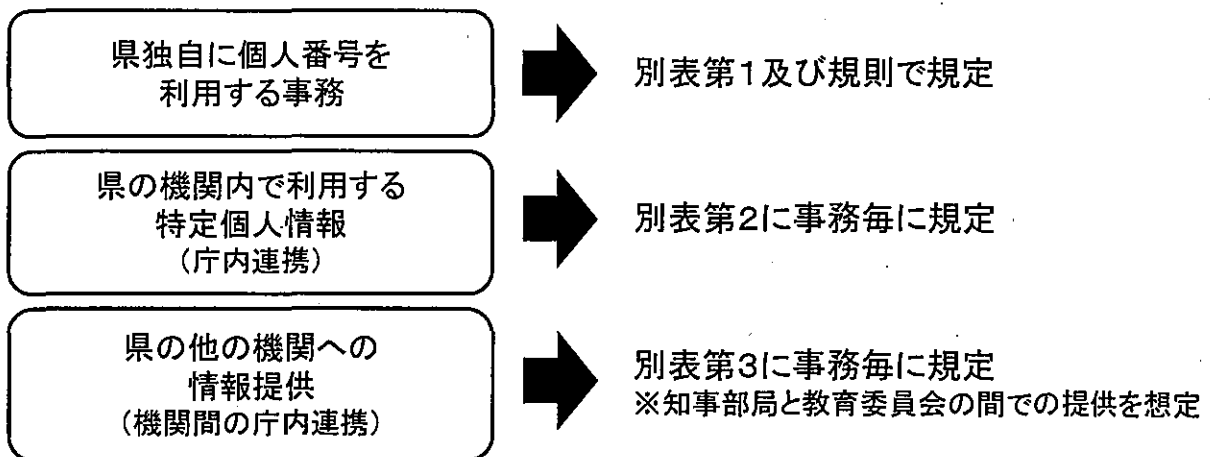
- ・H27.10.5 個人番号及び法人番号の付番が開始
- ・H28.1.1 個人番号及び法人番号の利用開始
- (・H29.1(予定) 国関係機関における個人番号による情報連携の開始)
- (・H29.7(予定) 地方公共団体における個人番号による情報連携の開始)

3 条例の概要

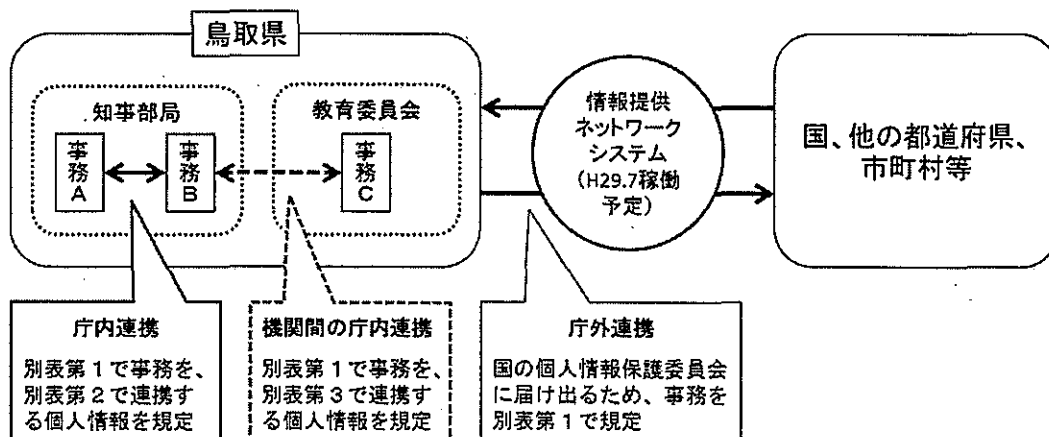
《条例で定めることができる事務》

社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務

- ・趣旨又は目的が法定事務と同一であること
- ・事務の内容が法定事務と類似するものであること
- ・特定個人情報の提供者が当該法定事務における情報提供者と同一又はその一部であり、かつ、必要とする特定個人情報の範囲が法定事務における範囲と同一又はその一部であること



■条例で定める情報連携のイメージ

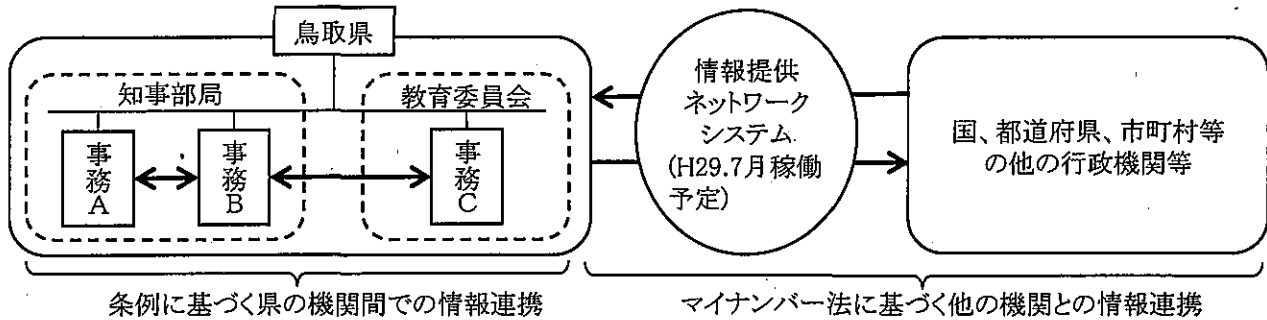


【参考】

《具体的な個人番号独自利用事務一覧》

条例別表で定める事務	詳細事務の例(規則で定めるもの等)	別表第1の項
①生活保護に準じて行う外国人に対する措置に関する事務	・外国人に対する保護の開始又は保護の変更の申請に係る事実についての審査	1
②鳥取県心身障害者扶養共済制度の実施に関する事務	・掛金の減免又は掛金の納付の猶予の申請等に係る事実についての審査	2
③知的障害者に対する療育手帳の交付に関する事務	・療育手帳の交付の申請の受理、その届出に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ・氏名変更、居住地移転の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答	3
○県立学校への就学に要する費用の援助に関する事務	④特別支援学校就学奨励費の支弁に関する事務 ・奨励費の算定に必要な資料に係る事実についての審査 ⑤鳥取県公立高等学校学び直し支援金の支給に関する事務 ・支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査 ⑥鳥取県高校生等奨学給付金に関する事務 ・給付金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査	4
⑦鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例による授業料の徴収に関する事務	・授業料の減免申請に係る事実についての審査	5
⑧法別表第1の16の項に掲げる事務	・自動車取得税、自動車税の減免に係る事実の審査に関する事務	—

《番号法と条例による情報連携のイメージ》



※鳥取県と他の行政機関等（国、他の都道府県、市町村）との情報連携は、国が整備する情報提供ネットワークシステムを用いて行います。（平成29年7月稼働予定）

※条例による鳥取県の機関内での情報連携は、情報セキュリティ対策を検討した上で、平成29年7月から行います。（国の情報提供ネットワークシステムの稼働と同時）

《行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 抜粋》

（利用範囲）

第9条 略

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第4号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

（特定個人情報の提供の制限）

第19条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

一～九 略

十 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

十～十五 略

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県基金条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 設置目的に定める事業が完了した鳥取県地域の元気・公共投資臨時基金を廃止する。</p> <p>2 概 要 (1) 鳥取県地域の元気・公共投資臨時基金は、廃止する。 (2) 施行期日は、公布日とする。</p>

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
					30 鳥取 県地域 の元気 ・公共 投資臨 時基金	地域に おける公 共投資を 円滑に実 施し、防 災対策、 減災対策 等の推進 及び産業 基盤・生 活基盤等 の整備を 図るため の経費に 充てるこ と。	一般会計 歳入歳出 予算に定 める額	一般会計 歳入歳出 予算に計 上して当 該基金に 積立て	当該基 金の設置 目的を達 成するた めに必要 な経費の 財源に充 てるとき。
略					略				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例名等

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正について

提出理由及び概要

1 提出理由

山村振興法の一部が改正され、産業振興施策促進区域内において特別償却設備（建物、機械装置等）を新設又は増設した者について、不動産取得税の不均一課税を行った地方自治体に対して普通交付税により減収補てんをするとされたことに鑑み、当該不動産取得税の税率を引き下げる特例を定める。

2 概要

市町村が策定する山村振興計画で指定する産業振興施策促進区域内において、平成29年3月31日までの間に地域資源を活用する製造業又は農林水産物等販売業の用に供する施設で、取得価額などの一定の要件を満たすものを新設又は増設した者に対する不動産取得税の税率は、本来の税率に10分の1を乗じて得た率とする。

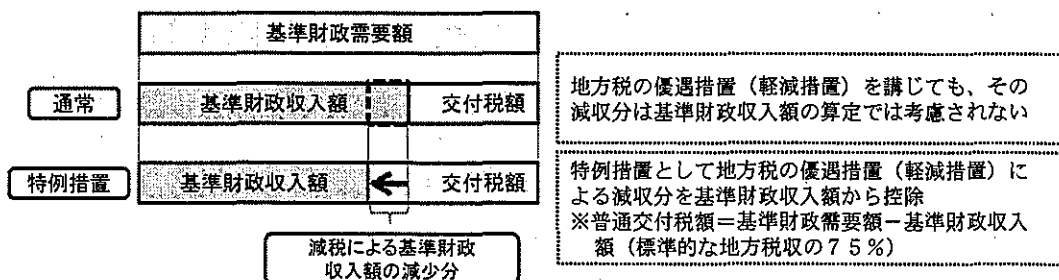
3 施行期日等

- (1) 施行期日は、公布日とする。
- (2) 所要の経過措置を講ずる。

【参考】制度概要

	概 要
対象業種	①地域資源を活用する製造業 産業振興施策促進区域において生産されたもの（農林水産物、粘土、木材、土石等）を原料又は材料とする製造業 ②農林水産物等販売業 いわゆる農林水産物直売所。産業振興施策促進区域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業
対象事業者	【個人の場合】 常時使用する従業員の数が千人以下の個人 【法人の場合】 資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人又は資本金若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人以下の法人
対象税目	不動産取得税
適用税率	家屋：0.4% (通常税率4%)、土地：0.3% (通常税率3%)
取得価額要件	①地域資源を活用する製造業 500万円以上（資本金5,000万円以下） 1,000万円以上（資本金5,000万円超） ②農林水産物等販売業 500万円以上

<普通交付税による補填措置のイメージ>



特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例（平成12年鳥取県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「過疎法」という。）、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「企業立地促進法」という。）、<u>地域再生法（平成17年法律第24号）及び山村振興法（昭和40年法律第64号）</u>に定める目的の達成並びに本県における企業立地の促進に資するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定による県税の課税免除及び不均一課税について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「過疎法」という。）、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「企業立地促進法」という。）<u>及び地域再生法（平成17年法律第24号）</u>に定める目的の達成並びに本県における企業立地の促進に資するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定による県税の課税免除及び不均一課税について必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(地方活力向上地域における県税の不均一課税)</p> <p>第4条 略</p>	<p>(地方活力向上地域における県税の不均一課税)</p> <p>第4条 略</p>
<p><u>(産業振興施策促進区域における不動産取得税の不均一課税)</u></p>	
<p>第5条 <u>山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成3年自治省令第8号。以下「山振法省令」という。）第2条第1号に規定する特別償却設備設置者について、同号に規定する特別償却設備である家屋又はその敷地である土地の取得（山振法省令第1条に規定する計画期間の初日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）</u>に対して課する不動産取得税の税率は、<u>県条例第79条及び第80条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に10分の1を乗じて得た率とする。</u></p>	
<p>(企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税)</p>	<p>(企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税)</p>
<p>第6条 鳥取県企業立地等事業助成条例（平成25年鳥取県条例第8号）第2条第2号に規定する企業立地事業を行う者（平成30年3月31日までに当該企業立</p>	<p>第5条 鳥取県企業立地等事業助成条例（平成25年鳥取県条例第8号）第2条第2号に規定する企業立地事業を行う者（平成30年3月31日までに当該企業立</p>

地事業の用に供する家屋又はその敷地である土地を取得し、同条例第4条に規定する企業立地事業補助金（以下「企業立地事業補助金」という。）の交付の決定を受けた者に限る。）について、当該家屋又はその敷地である土地の取得（第2条第1項、第3条、第4条第2項又は前条の規定の適用を受けることができる取得を除き、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第79条及び第80条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

（課税免除の届出等）

第7条 略

（不均一課税の適用の申請）

第8条 略

2. 第5条の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した不均一課税適用申請書を、個人にあっては山振法省令第2条第1号に規定する特別償却設備を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日又は延長申告期限までに、法人にあっては同号に規定する特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日又は延長申告期限までに、知事に提出しなければならない。

(1) 住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

(2) 山振法省令第2条第1号に規定する特別償却設備又はその敷地である土地の所在地及び取得年月日

(3) その他参考となるべき事項

3. 第6条の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した不均一課税適用申請書を、家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日（法人にあっては、家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日）、延長申告期限又は企業立地事業補助金の交付の決定を受けた日の翌日から2月を経過する日のいずれか遅い日までに、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

4. 知事は、前3項の規定による申請があった場合に

地事業の用に供する家屋又はその敷地である土地を取得し、同条例第4条に規定する企業立地事業補助金（以下「企業立地事業補助金」という。）の交付の決定を受けた者に限る。）について、当該家屋又はその敷地である土地の取得（第2条第1項、第3条又は前条第2項の規定の適用を受けることができる取得を除き、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第79条及び第80条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

（課税免除の届出等）

第6条 略

（不均一課税の適用の申請）

第7条 略

2. 第5条の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した不均一課税適用申請書を、家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日（法人にあっては、家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日）、延長申告期限又は企業立地事業補助金の交付の決定を受けた日の翌日から2月を経過する日のいずれか遅い日までに、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

3. 知事は、前2項の規定による申請があった場合に

において必要があると認めるときは、当該申請に係る事項について調査することができる。

(虚偽の届出者等に対する措置)

第9条 正当な理由がなく、第7条第1項から第3項までの届出若しくは前条第1項から第3項までの申請をせず、若しくは虚偽の記載その他不正な行為によりこれらの届出若しくは申請をした者又は正当な理由がなく第7条第4項若しくは前条第4項の調査を拒み、若しくは妨げた者に対しては、第2条から第6条までの規定は、適用しないものとする。

(不動産取得税の徴収猶予)

第10条 知事は、家屋又は土地の取得に対して課する不動産取得税を徴収する場合において、当該家屋又は土地の取得者から当該不動産取得税について第2条第1項、第3条、第4条第2項、第5条又は第6条の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、個人にあっては当該家屋又は土地を取得した日の属する年の翌年の10月15日まで、法人にあっては当該家屋又は土地を取得した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日から7月を経過する日まで、第2条第1項若しくは第3条の規定により課税を受けないこととなる額又は第4条第2項、第5条若しくは第6条の規定により不均一課税の適用を受けることとなる額以外の額に相当する税額の徴収を猶予する。

2 略

3 知事が、前2項の規定により徴収を猶予した期間の末日の前日までに、第2条第1項、第3条、第4条第2項、第5条又は第6条の規定を適用する旨の決定をした場合は、前2項の規定にかかわらず、その決定した日の1月後まで徴収を猶予したものとみなす。

4～7. 略

(徴収猶予の取消し)

第11条 知事は、前条第1項又は第2項の規定により徴収を猶予した場合において、当該徴収の猶予に係る不動産取得税について第2条第1項、第3条、第4条第2項、第5条若しくは第6条の規定の適用がないことが明らかとなったとき、又は徴収の猶予の事由の一部に変更があることが明らかになったときは、当該徴収を猶予した税額の全部又は一部についてその徴収の猶予を取り消し、これを直ちに徴収す

において必要があると認めるときは、当該申請に係る事項について調査することができる。

(虚偽の届出者等に対する措置)

第8条 正当な理由がなく、第6条第1項から第3項までの届出若しくは前条第1項若しくは第2項の申請をせず、若しくは虚偽の記載その他不正な行為によりこれらの届出若しくは申請をした者又は正当な理由がなく第6条第4項若しくは前条第3項の調査を拒み、若しくは妨げた者に対しては、第2条から第5条までの規定は、適用しないものとする。

(不動産取得税の徴収猶予)

第9条 知事は、家屋又は土地の取得に対して課する不動産取得税を徴収する場合において、当該家屋又は土地の取得者から当該不動産取得税について第2条第1項、第3条、第4条第2項又は第5条の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、個人にあっては当該家屋又は土地を取得した日の属する年の翌年の10月15日まで、法人にあっては当該家屋又は土地を取得した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日から7月を経過する日まで、第2条第1項若しくは第3条の規定により課税を受けないこととなる額又は第4条第2項若しくは第5条の規定により不均一課税の適用を受けることとなる額以外の額に相当する税額の徴収を猶予する。

2 略

3 知事が、前2項の規定により徴収を猶予した期間の末日の前日までに、第2条第1項、第3条、第4条第2項又は第5条の規定を適用する旨の決定をした場合は、前2項の規定にかかわらず、その決定した日の1月後まで徴収を猶予したものとみなす。

4～7 略

(徴収猶予の取消し)

第10条 知事は、前条第1項又は第2項の規定により徴収を猶予した場合において、当該徴収の猶予に係る不動産取得税について第2条第1項、第3条、第4条第2項若しくは第5条の規定の適用がないことが明らかとなったとき、又は徴収の猶予の事由の一部に変更があることが明らかになったときは、当該徴収を猶予した税額の全部又は一部についてその徴収の猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

<p>る。</p> <p>2・3 略</p> <p>(特例措置が競合する場合における規定の適用等)</p> <p><u>第12条</u> 第2条及び第3条の規定が互いに競合する場合には、これらの規定のうち<u>第7条</u>の規定により届出をする者が選択するいずれかの規定を適用する。</p> <p>(届出書等の提出)</p> <p><u>第13条</u> 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第14条</u> 略</p>	<p>2・3 略</p> <p>(特例措置が競合する場合における規定の適用等)</p> <p><u>第11条</u> 第2条及び第3条の規定が互いに競合する場合には、これらの規定のうち<u>第6条</u>の規定により届出をする者が選択するいずれかの規定を適用する。</p> <p>(届出書等の提出)</p> <p><u>第12条</u> 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第13条</u> 略</p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例第5条の規定は、平成27年4月1日以後の家屋又はその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税について適用する。

条例名等	職員の給与に関する条例等の一部改正について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 地方公務員法の一部改正により、等級別基準職務表を給与に関する条例に定めることとされたことに伴い、現行の級別標準職務表を等級別基準職務表に改称するとともに、任期付研究員及び任期付職員の等級別基準職務表を定める。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 職員の給与に関する条例の一部改正 級別標準職務表を等級別基準職務表に改称する。</p> <p>(2) 任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正 任期付研究員の等級別基準職務表を定めるほか、所要の規定の整備を行う。</p> <p>(3) 任期付職員の採用等に関する条例の一部改正 任期付職員の等級別基準職務表を定める。</p> <p>(4) 施行期日 平成28年4月1日</p>

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料表)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、次に掲げる等級別基準職務表に定める標準的な職務の内容を基準として、給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類については、人事委員会規則で定める。</p> <p>(1) <u>行政職給料表等級別基準職務表</u> (別表第7)</p> <p>(2) <u>公安職給料表等級別基準職務表</u> (別表第8)</p> <p>(3) <u>教育職給料表等級別基準職務表</u> (別表第9)</p> <p>ア <u>教育職給料表(1)等級別基準職務表</u></p> <p>イ <u>教育職給料表(2)等級別基準職務表</u></p> <p>(4) <u>研究職給料表等級別基準職務表</u> (別表第10)</p> <p>(5) <u>医療職給料表等級別基準職務表</u> (別表第11)</p> <p>ア <u>医療職給料表(1)等級別基準職務表</u></p> <p>イ <u>医療職給料表(2)等級別基準職務表</u></p> <p>ウ <u>医療職給料表(3)等級別基準職務表</u></p> <p>(6) <u>海事職給料表等級別基準職務表</u> (別表第12)</p> <p>別表第7 <u>行政職給料表等級別基準職務表</u> (第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>別表第8 <u>公安職給料表等級別基準職務表</u> (第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>別表第9 <u>教育職給料表等級別基準職務表</u> (第3条関係)</p> <p>ア <u>教育職給料表(1)等級別基準職務表</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>イ <u>教育職給料表(2)等級別基準職務表</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>別表第10 <u>研究職給料表等級別基準職務表</u> (第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div>	<p>(給料表)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、次に掲げる級別標準職務表に定める標準的な職務の内容を基準として<u>人事委員会規則の定めるところにより</u>、給料表に定める職務の級に分類するものとする。</p> <p>(1) <u>行政職給料表級別標準職務表</u> (別表第7)</p> <p>(2) <u>公安職給料表級別標準職務表</u> (別表第8)</p> <p>(3) <u>教育職給料表級別標準職務表</u> (別表第9)</p> <p>ア <u>教育職給料表(1)級別標準職務表</u></p> <p>イ <u>教育職給料表(2)級別標準職務表</u></p> <p>(4) <u>研究職給料表級別標準職務表</u> (別表第10)</p> <p>(5) <u>医療職給料表級別標準職務表</u> (別表第11)</p> <p>ア <u>医療職給料表(1)級別標準職務表</u></p> <p>イ <u>医療職給料表(2)級別標準職務表</u></p> <p>ウ <u>医療職給料表(3)級別標準職務表</u></p> <p>(6) <u>海事職給料表級別標準職務表</u> (別表第12)</p> <p>別表第7 <u>行政職給料表級別標準職務表</u> (第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>別表第8 <u>公安職給料表級別標準職務表</u> (第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>別表第9 <u>教育職給料表級別標準職務表</u> (第3条関係)</p> <p>ア <u>教育職給料表(1)級別標準職務表</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>イ <u>教育職給料表(2)級別標準職務表</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>別表第10 <u>研究職給料表級別標準職務表</u> (第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div>

別表第11 医療職給料表等級別基準職務表（第3条関係）

ア 医療職給料表(1)等級別基準職務表

略

イ 医療職給料表(2)等級別基準職務表

略

ウ 医療職給料表(3)等級別基準職務表

略

別表第12 海事職給料表等級別基準職務表（第3条関係）

略

別表第11 医療職給料表級別標準職務表（第3条関係）

ア 医療職給料表(1)級別標準職務表

略

イ 医療職給料表(2)級別標準職務表

略

ウ 医療職給料表(3)級別標準職務表

略

別表第12 海事職給料表級別標準職務表（第3条関係）

略

（任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第2条 任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前																						
<p>（給与に関する特例）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員の号給は、その職務に応じ、次の等級別基準職務表に定める標準的な職務の内容を基準として、任命権者が決定する。</p> <p>(1) 第1号任期付研究員</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>標準的な職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>主任研究員の職務</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>困難な研究を行う主任研究員の職務</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>特に困難な研究を行う主任研究員の職務</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>特に困難で重要な研究を行う主任研究員の職務</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>統括研究員の職務</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>重要な研究を行う統括研究員の職務</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 第2号任期付研究員</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>標準的な職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>専門的な知識経験を必要とする研究を行う研究員の職務</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>高度の専門的な知識経験を必要とする研究を行う研究員の職務</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>特に高度の専門的な知識経験を必要とする困難な研究を行う研究員の職務</td> </tr> </tbody> </table>	号給	標準的な職務	1	主任研究員の職務	2	困難な研究を行う主任研究員の職務	3	特に困難な研究を行う主任研究員の職務	4	特に困難で重要な研究を行う主任研究員の職務	5	統括研究員の職務	6	重要な研究を行う統括研究員の職務	号給	標準的な職務	1	専門的な知識経験を必要とする研究を行う研究員の職務	2	高度の専門的な知識経験を必要とする研究を行う研究員の職務	3	特に高度の専門的な知識経験を必要とする困難な研究を行う研究員の職務	<p>（給与に関する特例）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>任命権者は、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員の号給を、その者が従事する研究業務に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定する。</u></p>
号給	標準的な職務																						
1	主任研究員の職務																						
2	困難な研究を行う主任研究員の職務																						
3	特に困難な研究を行う主任研究員の職務																						
4	特に困難で重要な研究を行う主任研究員の職務																						
5	統括研究員の職務																						
6	重要な研究を行う統括研究員の職務																						
号給	標準的な職務																						
1	専門的な知識経験を必要とする研究を行う研究員の職務																						
2	高度の専門的な知識経験を必要とする研究を行う研究員の職務																						
3	特に高度の専門的な知識経験を必要とする困難な研究を行う研究員の職務																						

<p>4～7 略</p> <p>(第1号任期付研究員の裁量による勤務)</p> <p>第8条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 勤務時間条例第3条第2項から第4項まで、第4条、第5条、第7条、第8条、第10条の2、第12条及び第17条(同条第1項第2号の海外随伴休暇に係る部分に限る。)の規定は、第1項の第1号任期付研究員には、適用しない。</p>	<p>4～7 略</p> <p>(第1号任期付研究員の裁量による勤務)</p> <p>第8条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 勤務時間条例第3条第2項、第4条、第5条、第7条、第8条、第10条の2、第12条及び第17条(同条第1項第2号の海外随伴休暇に係る部分に限る。)の規定は、第1項の第1号任期付研究員には、適用しない。</p>
---	--

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 特定任期付職員の号給は、<u>その職務に応じ、次の等級別基準職務表に定める標準的な職務の内容を基準として、任命権者が決定する。</u></p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">標準的な職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>1 困難な業務を行う係長の職務 2 課長補佐の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>困難な業務を行う課長補佐の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>参事の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>困難な業務を行う参事の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>参事監の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>1 困難な業務を行う参事監の職務 2 理事監の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td>困難な業務を行う理事監の職務</td> </tr> </tbody> </table> <p>3～6 略</p>	号給	標準的な職務	1	1 困難な業務を行う係長の職務 2 課長補佐の職務	2	困難な業務を行う課長補佐の職務	3	参事の職務	4	困難な業務を行う参事の職務	5	参事監の職務	6	1 困難な業務を行う参事監の職務 2 理事監の職務	7	困難な業務を行う理事監の職務	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 任命権者は、<u>特定任期付職員の号給を、特定任期付職員が従事する業務に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定する。</u></p> <p>3～6 略</p>
号給	標準的な職務																
1	1 困難な業務を行う係長の職務 2 課長補佐の職務																
2	困難な業務を行う課長補佐の職務																
3	参事の職務																
4	困難な業務を行う参事の職務																
5	参事監の職務																
6	1 困難な業務を行う参事監の職務 2 理事監の職務																
7	困難な業務を行う理事監の職務																

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由</p> <p>職員を派遣することにより、業務の円滑な実施の確保を通じて地域の振興、住民の生活の向上等に関する諸施策の推進を図るため、職員を派遣する公益的法人等を追加する等の改正を行う。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 職員を派遣することができる公益的法人等に全国知事会を加える。 (2) 職員を派遣することができる公益的法人等から公益財団法人鳥取県畜産振興協会及び公益社団法人鳥取県人権文化センターを削る。 (3) 施行期日は、平成28年4月1日とする。</p>

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、地域医療を担う公的病院を開設している公益的法人等であって知事が別に定めるものとの間の取決めにに基づき医師である職員（次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。）を派遣することができるほか、次に掲げる公益的法人等との間の取決めにに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる。</p> <p>(1) 一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるもの</p> <p>ア～カ 略</p> <p>主 略</p> <p>ク 略</p> <p>ケ 略</p> <p>コ 略</p> <p>サ 略</p> <p>シ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p><u>(5) 全国知事会</u></p> <p>2・3 略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、地域医療を担う公的病院を開設している公益的法人等であって知事が別に定めるものとの間の取決めにに基づき医師である職員（次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。）を派遣することができるほか、次に掲げる公益的法人等との間の取決めにに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる。</p> <p>(1) 一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるもの</p> <p>ア～カ 略</p> <p><u>キ 公益財団法人鳥取県畜産振興協会</u></p> <p>ク 略</p> <p>ケ 略</p> <p>コ 略</p> <p><u>サ 公益社団法人鳥取県人権文化センター</u></p> <p>シ 略</p> <p>ス 略</p> <p>セ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

条例名等	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>著しく腐敗した魚の死骸の処理業務が職員の著しい負担になっていることから、当該業務に対し特殊勤務手当を支給する。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 職員が県の管理する河川等において著しく腐敗した魚の死骸を処理する作業に従事したときは、従事した日1日につき300円の特殊現場作業手当を支給する。</p> <p>(2) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>(3) 施行期日は、公布日とする。</p>

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前								
<p>(特殊現場作業手当)</p> <p>第19条 特殊現場作業手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>職員が道路の交通を遮断することなく行う次に掲げる作業で、日没時から日出時までの間又は当該作業を行うに当たって危険と認められる警報等が行われている期間において行われるものに従事したとき。</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 略</p> <p>(4) <u>職員が次に掲げる作業に従事したとき。</u></p> <p>ア <u>県の管理する道路、河川等において著しく腐敗し、又は損壊した鳥獣の死体を処理する作業</u></p> <p>イ <u>県の管理する河川等において著しく腐敗した魚の死骸を処理する作業（作業に従事した時間が人事委員会規則で定める時間に満たないものを除く。）</u></p> <p>2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号、第2号及び第4号の業務 300円</p> <p>(2) 前項第3号の業務 600円</p> <p>3 第1項各号に掲げる業務のうち次の表の左欄に掲げる業務に係る手当が支給される日については、同項の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる業務に係る手当は、支給しない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3号の業務</td> <td style="text-align: center;">第4号の業務</td> </tr> </table>	略		第3号の業務	第4号の業務	<p>(特殊現場作業手当)</p> <p>第19条 特殊現場作業手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>県土整備部又は総合事務所に所属する職員が次に掲げる作業に従事したとき。</u></p> <p>ア <u>交通を遮断することなく行う次に掲げる道路の維持修繕等の作業で、日没時から日出時までの間又は当該作業を行うに当たって危険と認められる警報等が行われている期間において行われるもの</u></p> <p>ア) 略</p> <p>イ) 略</p> <p>ウ) 略</p> <p>イ <u>県が管理する道路及び河川等において著しく腐敗し、又は損壊した鳥獣の死体を処理する作業</u></p> <p>2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号、第2号及び第3号イの業務 300円</p> <p>(2) 前項第3号アの業務 600円</p> <p>3 第1項各号に掲げる業務のうち次の表の左欄に掲げる業務に係る手当が支給される日については、同項の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる業務に係る手当は、支給しない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3号イの業務</td> <td style="text-align: center;">第3号アの業務</td> </tr> </table>	略		第3号イの業務	第3号アの業務
略									
第3号の業務	第4号の業務								
略									
第3号イの業務	第3号アの業務								

		第3号ア(ウ)の業務	第3号ア(ア)の業務 第3号ア(イ)の業務
--	--	------------	--------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

<p>条例名等</p>	<p>鳥取県職員定数条例の一部改正について</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 (1) 職員の定数管理を適切に行うため、知事の事務部局の職員、教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員等の定数を改める。 (2) 外国の地方公共団体の機関等に派遣している職員を定数の外に置く。</p> <p>2 概要 (1) 事務事業の見直し及び業務量の減少等により、知事の事務部局の職員の定数を15人減員し、2,861人に改めること。 (2) 山陰海岸学習館の知事部局への移管等により、教育委員会の事務局の職員の定数を2人減員し、252人に改めること。 (3) 高等学校の学級の減等により、県立学校の職員の定数を43人減員し、2,026人に改めること。 (4) 小・中学校の学級の減等により、県費負担教職員の定数を34人減員し、4,135人に改めること。 (5) 業務量の増加等により、企業局の職員の定数を1人増員し、60人に改めること。 (6) 定数の外に置くことができる職員に、外国の地方公共団体の機関等に派遣している職員を加えること。</p> <p>3 施行期日 平成28年4月1日</p>

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例（平成6年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>2,861人</u></p> <p>ア 一般会計支弁に係る職員 <u>2,851人</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 <u>2,278人</u></p> <p>ア 県立学校の職員 <u>2,026人</u></p> <p>イ アに掲げる職員以外の職員 <u>252人</u></p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>(8) 企業局の職員 <u>60人</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 県費負担教職員 <u>4,135人</u></p> <p>2 次の職員については、知事の承認を得て、前項各号に定める定数の外に置くことができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年鳥取県条例第3号）第3条第1項に規定する派遣職員</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p>	<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>2,876人</u></p> <p>ア 一般会計支弁に係る職員 <u>2,866人</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 <u>2,323人</u></p> <p>ア 県立学校の職員 <u>2,069人</u></p> <p>イ アに掲げる職員以外の職員 <u>254人</u></p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>(8) 企業局の職員 <u>59人</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 県費負担教職員 <u>4,169人</u></p> <p>2 次の職員については、知事の承認を得て、前項各号に定める定数の外に置くことができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p>

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県附属機関条例等の一部改正について （鳥取県附属機関条例の一部改正）
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 知事の附属機関として、新たに鳥取県行政不服審査会を設置する。</p> <p>2 概 要 （1）行政不服審査法第81条第1項の規定に基づき、鳥取県行政不服審査会を設置する。 （2）施行期日は、平成28年4月1日とする。</p> <p>（参考） 行政不服審査法第81条第1項 地方公共団体に、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置く。</p>

鳥取県附属機関条例等の一部を改正する条例

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

第1条 鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1.(第2条関係)		別表第1.(第2条関係)	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県救急搬送高度 化推進協議会	消防法(昭和23年法律第 186号)第35条の8第4項 に規定する事項	鳥取県救急搬送高度 化推進協議会	消防法(昭和23年法律第 186号)第35条の8第4項 に規定する事項
鳥取県行政不服審査 会	行政不服審査法(平成26年 法律第68号)第81条第1項 に規定する事項		
略		略	

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県附属機関条例等の一部改正について （鳥取県附属機関条例の一部改正）				
提 出 理 由 及 び 概 要	1 提出理由 本県が実施する事業評価（事業棚卸し）の実施のために設置した附属機関について、その役割を終了したため廃止する。 2 概 要 (1) 廃止する附属機関（総務部所管分） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">調査審議する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県事業棚卸し評価者会議</td> <td>県が実施する事業の評価に関する事項</td> </tr> </tbody> </table> (2) 廃止の理由 事業棚卸し実施事業を終了したことによる。 3 施行期日 平成28年4月1日	名称	調査審議する事項	鳥取県事業棚卸し評価者会議	県が実施する事業の評価に関する事項
名称	調査審議する事項				
鳥取県事業棚卸し評価者会議	県が実施する事業の評価に関する事項				

鳥取県附属機関条例等の一部を改正する条例

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

第1条 鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県知事等の給与に関する有識者会議	知事等の給料、報酬及び手当の額その他の給与に関する制度の改正の必要性に関する事項	鳥取県知事等の給与に関する有識者会議	知事等の給料、報酬及び手当の額その他の給与に関する制度の改正の必要性に関する事項
		鳥取県事業棚卸し評価者会議	県が実施する事業の評価に関する事項
略		略	

<p>条 例 名 等</p>	<p>議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 地方公務員災害補償法施行令の一部が改正され、地方公務員災害補償と障害厚生年金との調整率が改められたことに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要 (1) 傷病補償年金の給付事由と同一の事由により障害厚生年金が支給される場合に当該傷病補償年金の額に乗じる調整率を0.88（現行 0.86）とする。 (2) 休業補償の給付事由と同一の事由により障害厚生年金が支給される場合に当該休業補償の額に乗じる調整率を0.88（現行 0.86）とする。</p> <p>3 施行期日等 (1) 施行期日は、平成28年4月1日とする。 (2) 所要の経過措置を講ずる。</p>

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前																				
附 則	附 則																				
(他の法令による給付との調整)	(他の法令による給付との調整)																				
<p>第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第13条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類及び同表の中欄に掲げる年金たる給付に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定（第13条の2を除く。）による当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>	<p>第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第13条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類及び同表の中欄に掲げる年金たる給付に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定（第13条の2を除く。）による当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">傷病補償</td> <td style="width: 85%;">略</td> </tr> <tr> <td>年金</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">障害厚生年金（障害基礎年金と同一の支給事由により支給されるものを除く。）</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">0.88</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	傷病補償	略	年金	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">障害厚生年金（障害基礎年金と同一の支給事由により支給されるものを除く。）</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">0.88</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	障害厚生年金（障害基礎年金と同一の支給事由により支給されるものを除く。）	0.88	略		略		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">傷病補償</td> <td style="width: 85%;">略</td> </tr> <tr> <td>年金</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">障害厚生年金（障害基礎年金と同一の支給事由により支給されるものを除く。）</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">0.86</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	傷病補償	略	年金	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">障害厚生年金（障害基礎年金と同一の支給事由により支給されるものを除く。）</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">0.86</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	障害厚生年金（障害基礎年金と同一の支給事由により支給されるものを除く。）	0.86	略		略	
傷病補償	略																				
年金	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">障害厚生年金（障害基礎年金と同一の支給事由により支給されるものを除く。）</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">0.88</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	障害厚生年金（障害基礎年金と同一の支給事由により支給されるものを除く。）	0.88	略																	
障害厚生年金（障害基礎年金と同一の支給事由により支給されるものを除く。）	0.88																				
略																					
略																					
傷病補償	略																				
年金	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">障害厚生年金（障害基礎年金と同一の支給事由により支給されるものを除く。）</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">0.86</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	障害厚生年金（障害基礎年金と同一の支給事由により支給されるものを除く。）	0.86	略																	
障害厚生年金（障害基礎年金と同一の支給事由により支給されるものを除く。）	0.86																				
略																					
略																					
<p>2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる給付に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。</p>	<p>2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる給付に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。</p>																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">略</td> <td style="width: 85%;">略</td> </tr> <tr> <td>障害厚生年金（障害基礎年金と同一の支給事由により支給されるものを除く。）</td> <td style="text-align: center;">0.88</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	略	略	障害厚生年金（障害基礎年金と同一の支給事由により支給されるものを除く。）	0.88	略		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">略</td> <td style="width: 85%;">略</td> </tr> <tr> <td>障害厚生年金（障害基礎年金と同一の支給事由により支給されるものを除く。）</td> <td style="text-align: center;">0.86</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	略	略	障害厚生年金（障害基礎年金と同一の支給事由により支給されるものを除く。）	0.86	略									
略	略																				
障害厚生年金（障害基礎年金と同一の支給事由により支給されるものを除く。）	0.88																				
略																					
略	略																				
障害厚生年金（障害基礎年金と同一の支給事由により支給されるものを除く。）	0.86																				
略																					

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に係る傷病補償年金及び同日以後に支給すべき事由の生じた休業補償について適用し、同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

条例名等	財産を無償で貸し付けること(田園町下水道用地)について						
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 下水道用地かつ地元の生活道路として良好な管理を行わせるため、引き続き鳥取市に無償で貸し付けようとするものである。</p> <p>2 概要 (1) 財産の内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>所在地</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>鳥取市田園町二丁目219番地2</td> <td>51.19平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 相手方 鳥取市尚徳町116番地 鳥取市</p> <p>(3) 貸付期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで</p>	種類	所在地	数量	土地	鳥取市田園町二丁目219番地2	51.19平方メートル
種類	所在地	数量					
土地	鳥取市田園町二丁目219番地2	51.19平方メートル					

条 例 名 等	財産の処分（株式会社鳥取県情報センター株式）について						
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 株式会社鳥取県情報センターから、更なる民営化を推進するため、現在、県が保有している同社の株式の一部を買受けたい旨の申請があった。県としては、財源確保の一環から、同社株式を処分しようとするものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 財産の内容</p> <table border="1" data-bbox="338 748 1310 891"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>品 名</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有価証券</td> <td>株式会社鳥取県情報センター株式</td> <td>420株</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 相手方 鳥取市寺町50番地 株式会社鳥取県情報センター 代表取締役社長 谷口真澄</p> <p>(3) 処分予定価格 177,856,980円</p> <p>(4) 処分時期 平成28年4月を予定</p>	種 類	品 名	数 量	有価証券	株式会社鳥取県情報センター株式	420株
種 類	品 名	数 量					
有価証券	株式会社鳥取県情報センター株式	420株					

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県行政不服審査会共同設置規約を定める協議について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 行政不服審査法第81条第1項に規定する機関（行政不服審査会）を市町村（16団体）、一部事務組合及び広域連合（11団体）並びに鳥取県が共同して設置する規約を定めることに関し協議することについて、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議決を求める。</p> <p>2 概要 （1）規約を定める団体 ・16市町村（倉吉市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町） ・11組合（鳥取県東部広域行政管理組合、鳥取県西部広域行政管理組合、八頭環境施設組合、南部町・伯耆町清掃施設管理組合、日野町江府町日南町衛生施設組合、米子市日吉津村中学校組合、日野病院組合、境港管理組合、鳥取中部ふるさと広域連合、南部箕蚊屋広域連合、鳥取県後期高齢者医療広域連合） ・鳥取県</p> <p>（2）共同設置する機関の概要 審査請求に対する裁決を行う審査庁（長又は管理者）からの諮問について、調査審議し、答申を行う附属機関 ア 名称 鳥取県行政不服審査会 イ 執務場所 鳥取県庁内 ウ 組織 知事が任命する委員5人以内</p> <p>（3）市町村等の負担金 16市町村及び11組合の負担金の額は、知事並びに16市町村及び11組合の長（管理者）の協議により決定する。</p> <p>（4）設置日 平成28年4月1日</p> <p>（参考） 行政不服審査法が改正され、公正性の向上を図るため、第三者の立場で審査庁の裁決の判断の妥当性をチェックする第三者機関（行政不服審査会）への諮問手続が導入された（平成28年4月1日施行）。</p>

鳥取県行政不服審査会共同設置規約

(共同設置する地方公共団体)

第1条 別表に掲げる市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「関係市町村等」という。）並びに鳥取県は、共同して行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関を設置する。

(名称)

第2条 この機関は、鳥取県行政不服審査会（以下「審査会」という。）という。

(執務場所)

第3条 審査会の執務場所は、鳥取県庁内とする。

(組織)

第4条 審査会は、委員5人以内で組織する。

(委員の選任方法)

第5条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができる者のうちから、鳥取県知事（以下「知事」という。）が任命する。

2 知事は、前項の規定により任命した委員の氏名を、関係市町村等の長又は管理者に通知するものとする。

(委員の身分取扱い)

第6条 委員の身分取扱いについては、知事の附属機関の委員とみなす。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第7条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第8条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 第5条第2項並びに第6条第1項及び第4項の規定は、専門委員について準用する。

(会議)

第9条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会は、在任委員及び議事に関係のある専門委員の総数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、委員及び議事に関係のある専門委員のうち出席したものの過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 法第9条第2項各号に掲げる者である委員及び専門委員は、当該審査請求に係る議決に参加することができない。

(負担金)

第10条 審査会に関する関係市町村等の負担金の額は、知事及び関係市町村等の長又は管理者がその協議により決定するものとする。

2 関係市町村等は、前項の規定による負担金を、鳥取県に交付するものとする。

(収入及び支出)

第11条 審査会に関する事務に係る収入及び支出については、鳥取県一般会計歳入歳出予算において計上するものとする。

(雑則)

第12条 この規約に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第1条関係)

倉吉市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町、鳥取県東部広域行政管理組合、鳥取県西部広域行政管理組合、八頭環境施設組合、南部町・伯耆町清掃施設管理組合、日野町江府町日南町衛生施設組合、米子市日吉津村中学校組合、日野病院組合、境港管理組合、鳥取中部ふるさと広域連合、南部箕蚊屋広域連合、鳥取県後期高齢者医療広域連合

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県自治体 I C T 共同化広域連携協約の締結に関する協議について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 県及び市町村の連携による情報システムの共同化や情報セキュリティ対策強化等の取組を強固で安定的なものとするため、取組の基本的な方針及び役割分担を定めた連携協約の締結に向けた協議を行うことについて、地方自治法第 252 条の2第3項の規定により、議会の議決を求める。</p> <p>2 概要 (1) 協約 (案) の概要 1 目的 (第1条) 鳥取県及び県内全市町村が連携して事務を処理することにより、県内全域における人口減少社会に対応する行政体制の維持、事務の効率化を目指し、業務や情報システムの標準化、共同化による経費削減のほか、情報システム運用上の安全性の確保、人材育成等に資するため、基本的な方針及び役割分担を定めるもの。 2 基本方針 (第2条) 前条に規定する目的を達成するため、鳥取県自治体 I C T 共同化推進協議会を開き、定期的に協議を行う。 3 役割分担 (第3条、別表) 県は連携・共同した取組の実施とその統括を分担 市町村は連携・共同した取組の実施を分担 (主な取組内容等) ・情報システム共同化による事務の効率化、コスト削減の推進 (共同調達及び共同運用等) ・情報システム運用上の安全性の確保 (情報セキュリティに係る研修会の実施等) ・専門的知識が求められる ICT 業務に対応できる職員育成 (専門的知識の向上に係る事業実施) ・共通する課題に関する検討 4 経費負担 (第4条) 事務を処理するために要する経費は、当該事務について県又は市町村が本来果たすべき役割、両者の受益の程度その他の事情を勘案し、協議して定める。 5 秘密保持 (第5条) 県及び市町村は、連携・共同した取組を通じ知り得た情報について、その内容の重要度に応じ適切に取り扱うものとし、特に高い秘匿性が求められる情報については、当該団体の許可なく他者へ公開及び提供しない。 6 発効 (第6条) 協約の発効日を、平成 28 年 4 月 1 日とする。</p> <p>(2) 連携協約の締結方法 制度上、「連携協約」は 1 対 1 で締結するものであり、県は県内全市町村それぞれと協約を締結する。</p>

鳥取県自治体 I C T 共同化広域連携協約（〇〇市、町、村）

（目的）

第1条 この協約は、鳥取県（以下「甲」という。）及び〇〇〇（以下「乙」という。）が連携して事務を処理することにより、乙及び鳥取県内全域（以下「県全域」という。）における人口減少社会に対応する行政体制の維持、事務の効率化を目指し、業務や情報システムの標準化、共同化による経費削減のほか、情報システム運用上の安全性の確保、人材育成等に資するため、基本的な方針及び役割分担を定めるものである。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、県全域の他の市町村とともに鳥取県自治体 I C T 共同化推進協議会（以下「協議会」という。）を開き、定期的に協議を行うものとする。

2 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、別表に掲げる政策分野において、役割を分担し、連携して事務を執行するものとする。

（役割分担）

第3条 甲及び乙の役割は、別表の役割分担の欄に掲げるとおりとする。

（経費負担）

第4条 前条に規定する役割分担に基づいて甲又は乙が事務を処理するために要する経費は、当該事務について甲又は乙が本来果たすべき役割、両者の受益の程度その他の事情を勘案し、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（秘密保持）

第5条 甲及び乙は、別表の役割分担の欄に掲げる取組を通じ知り得た情報について、その内容の重要度に応じ適切に取り扱うものとし、特に各団体の情報セキュリティに係る脅威拡大や信頼の失墜等の不利益に繋がる恐れある高い秘匿性が求められる情報については、当該団体の許可なく他者へ公開及び提供しないものとする。

（発効）

第6条 この協約は、平成28年4月1日に効力を生ずる。

別表（第2条、第3条関係）

政策分野	取組内容	役割分担	
		甲	乙
情報システム共同化による事務の効率化、コスト削減の推進	情報システム共同化に向けた検討	・乙と連携し、情報システムの事務の標準化及び共同化について具体的な検討を行うほか、検討の実施を統括する。	・甲と連携し、情報システムの事務の標準化及び共同化について具体的な検討を行う。
	情報システムの共同調達の実施	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する乙と共同し、共同調達に係る事務を実施するほか、共同調達事務を統括する。	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する団体は、甲と共同し、共同調達に係る事務を実施する。
	情報システムの共同運用の実施	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する団体と共同し、情報システムの共同運用を実施するほか、共同運用の実施を統括する。	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する団体は、甲と共同し、情報システムの共同運用を実施する。
情報システム運用上の安全性の確保	情報セキュリティ対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・乙と共同し、情報セキュリティ担当者を対象とした情報セキュリティに係る研修会及び情報交換会等を開催する。 ・情報セキュリティに係る最新情報の収集に努めるほか、上記研修会等の実施を統括する。 	・甲と共同し、情報セキュリティ担当者を対象とした情報セキュリティに係る研修会及び情報交換会等を開催する。
専門的知識が求められるICT業務に対応できる職員の育成	専門的知識の向上	・乙と共同し、情報システムの企画、運用管理等を担う職員を対象とした専門的知識の向上に係る事業を実施するほか、事業を総括する	・甲と共同し、情報システムの企画、運用管理等を担う職員を対象とした専門的知識の向上に係る事業を実施する。
その他	共通する課題に関する検討の実施	・乙と共同し、その他自治体ICTの推進に共通する課題に関する検討を統括し、これに必要となる協議の場を随時設置する。	・甲と共同し、その他自治体ICTの推進に共通する課題に関する検討を行う。

(参考)

県・市町村連携による情報システムの共同化等の取組状況について

県及び市町村連携による共同化の取組については、平成27年5月に県及び全市町村で構成する「鳥取県自治体ICT共同化推進協議会」を設置し、協議を重ねてきた。

共同化によるコスト削減、業務効率化などの実現を図るため、平成28年度において、次のとおり具体的な取組を進める。

1 平成28年度構築するシステム

(1) 行政イントラシステム

概要	LGWAN（行政専用ネットワーク）を活用し、通知文書等の送付、資料・各種データの共有などを行うシステム
進捗状況	県及び全19市町村での共同調達実施に向け調整中。
所要経費	約2千百万円（5年間・運用費込）
想定スケジュール	平成28年6月頃共同調達を実施し、平成28年12月に運用開始。

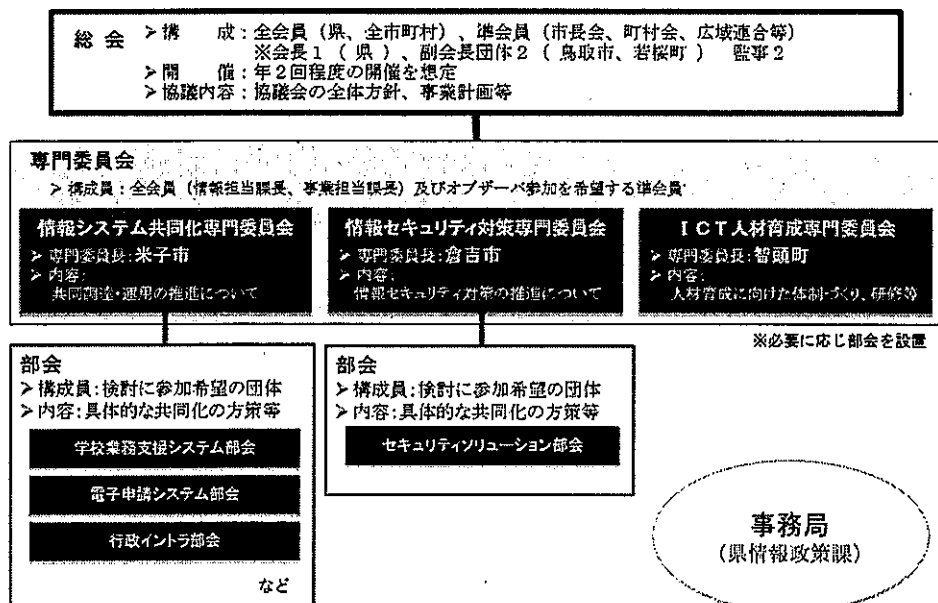
(2) 電子申請システム

概要	自治体への各種申請や届出などを住民が自宅等から行えるシステム
進捗状況	県及び14市町村での共同調達実施に向け調整中。
所要経費	約7千4百万円（5年間・運用費込）
想定スケジュール	平成28年6月頃共同調達を実施し、平成29年4月に運用開始。

(3) 自治体情報セキュリティクラウド

概要	県及び市町村のインターネット接続口を集約し、高度なネットワーク監視等を行うシステム
進捗状況	具体的な内容について、現在、市町村と検討・調整中。
所要経費	構築経費 約2億2千8百万円 ※上記構築経費は、平成27年度国補正予算（補助1/2、補正予算債1/2）を活用予定。 ※運用経費については、システムの仕様とあわせ検討中。
想定スケジュール	平成28年秋頃調達を実施し、平成29年7月までに運用開始。

2 鳥取県自治体ICT共同化推進協議会組織体制



条 例 名 等	包括外部監査契約の締結について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結するため、同法第252条の36第1項の規定により、本議会の議決を求めるものである。</p> <p>2 概・要</p> <p>(1) 契約の相手方</p> <p style="padding-left: 2em;">住 所 鳥取市吉成南町二丁目4番7号</p> <p style="padding-left: 2em;">氏 名 岸本信一</p> <p style="padding-left: 2em;">資 格 税理士</p> <p>(2) 契約の始期</p> <p style="padding-left: 2em;">平成28年4月1日</p> <p>(3) 費用の算定方法</p> <p style="padding-left: 2em;">9,150,000円を上限として、執務費用及び実費の額を合算して算定する。</p> <p>(4) 費用の支払方法</p> <p style="padding-left: 2em;">監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、契約の相手方から請求があったときは、必要に応じ、執務費用及び実費に相当する金額の範囲内で概算払を行う。</p>

条例名等

鳥取県税条例等の一部改正について

1 提出理由

平成28年度税制改正による地方税法の一部改正等に伴い、次の事項を主な内容とする所要の改正を行う。

- (1) 法人事業税の外形標準課税の拡大
- (2) 自動車取得税の廃止及び自動車税環境性能割の創設
- (3) 排出ガス性能・燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車の自動車税（種別割）の軽減（グリーン化特例（軽課））の基準の変更及び適用期間の延長
- (4) 地方税の猶予制度の見直し

2 概要

(1) 法人事業税に関する事項

資本金1億円超の普通法人に導入されている法人事業税の外形標準課税(※)の占める割合を、8分の5に拡大する。

標準税率	現行		改正後
	平成27年度	平成28年度	平成28年度
外形標準課税(法人事業税に占める割合)	(3/8)	(4/8)	(5/8)
付加価値割	0.72%	0.96%	1.2%
資本割	0.3%	0.4%	0.5%
所得割	6.0%	4.8%	3.6%

※外形標準課税：法人の事業規模に応じた税負担となるよう、法人の付加価値（報酬給与額、純支払利息等）や資本金等の額など、外形的に法人の活動規模を表わす基準を用いて税額を算定する課税方式のこと。

(2) 自動車の取得時課税の見直しに関する事項

平成29年4月1日の消費税率10%への引上げに合わせて、以下のとおりとする。

- ア 自動車取得税の廃止
- イ 自動車税環境性能割の創設
自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能割を自動車税に創設し、現行の自動車税を自動車税種別割とする。
・課税標準は自動車の取得価額とし、税率は燃費基準達成度等に応じて決定する。
(非課税・1%・2%・3%の4段階。(営業用車等は2%を上限))

(3) 自動車税種別割に関する事項

グリーン化特例（軽課）について、基準の見直しを行った上で、1年延長する。

【現行】(適用期間：H26.4.1～H28.3.31)

【改正後】(適用期間：H28.4.1～H29.3.31)

税率	対象車	税率	対象車
税率を概ね75%軽減	電気自動車等 H27年度燃費基準+20%達成 (H32年度燃費基準達成)	税率を概ね75%軽減	電気自動車等 H32年度燃費基準+10%達成
税率を概ね50%軽減	H27年度燃費基準+10%達成	税率を概ね50%軽減	H27年度燃費基準+20%達成

(4) 猶予制度の見直しに関する事項

納税者の負担軽減を目的とした申請による換価の猶予制度を創設するとともに、地方分権を推進する観点から条例で定めることとされた申請期限等に関する事項を定める。

3 施行期日等

- (1) 施行期日は、平成28年4月1日とする。ただし、2の(2)及び(3)に関する事項は平成29年4月1日とする。
- (2) 所要の経過措置を講ずる。

提出理由及び概要

鳥取県税条例等の一部を改正する条例

(鳥取県税条例の一部改正)

第1条 鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(納付又は納入先)</p> <p>第6条 略</p> <p><u>(徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入)</u></p> <p>第6条の2 知事は、<u>徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る徴収金の納付又は納入について、法第15条第3項又は第5項の規定により分割して納付し、又は納入させるときは、分割して納付し、又は納入すべき期限及び金額を定め、法第15条の2の2第1項の規定により通知するものとする。</u></p> <p>2 知事は、<u>前項の規定により分割して納付し、又は納入すべき期限及び金額を定めた場合において、その金額をその期限までに納付し、又は納入することができないやむを得ない理由があると認めるときは、その期限及び金額を変更することができる。</u></p> <p><u>(徴収猶予の申請手続等)</u></p> <p>第6条の3 法第15条第1項の規定による申請をしようとする者は、<u>次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細</u></p> <p>(2) <u>徴収金の年度、税目、納期限及び金額並びに徴収の猶予を受けようとする金額及びその期間</u></p> <p>(3) <u>法第15条第3項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、分割して納付し、又は納入しようとする期限及び金額</u></p> <p>(4) <u>第6条の6に規定する場合以外の場合にあつては、提供しようとする担保の種類、数量、価額及び所在(担保が保証人の保証であるときは、その氏名及び住所又は居所)</u></p> <p>(5) <u>第6条の6第3号に規定する場合にあつては、担保を徴することができない特別の事情</u></p> <p>2 <u>前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>法第15条第1項各号のいずれかに該当する事</u></p>	<p>(納付又は納入先)</p> <p>第6条 略</p>

実を証する書類

(2) 財産目録並びに資産及び負債の状況を明らかにする書類

(3) 収入及び支出の状況を明らかにする書類

(4) 第6条の6に規定する場合以外の場合にあつては、担保の提供に関する書類

3. 法第15条第2項の規定による申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、前項第2号から第4号までに掲げる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

(1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

(2) 第1項第2号から第5号までに掲げる事項

4. 法第15条第4項の規定による申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、第2項第2号から第4号までに掲げる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

(1) 徴収の猶予を受けた期間内に当該徴収の猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由

(2) 徴収金の年度、税目、納期限及び金額並びに徴収の猶予期間の延長を受けようとする期間

(3) 法第15条第5項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、分割して納付し、又は納入しようとする期限及び金額

(4) 第1項第4号及び第5号に掲げる事項

5. 法第15条の2第4項の条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。

6. 法第15条の2第8項の条例で定める期間は、同条第7項の規定による通知を受けた日から起算して20日とする。

(職権による換価の猶予)

第6条の4 知事は、換価の猶予又は換価の猶予をした期間の延長に係る徴収金の納付又は納入について、法第15条の5第2項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により分割して納付し、又は納入させるときは、分割して納付し、又は納入すべき期限及び金額を定め、法第15条の5の2第3項において準用する法第15条の2の2第1項の規定により通知するものとする。

2. 知事は、前項の規定により分割して納付し、又は納入すべき期限及び金額を定めた場合において、その金額をその期限までに納付し、又は納入することができないやむを得ない理由があると認めるとき

は、その期限及び金額を変更することができる。

3 知事は、法第15条の5第1項の規定による換価の猶予又は同条第2項において準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長をする場合において、必要があると認めるときは、滞納者に対し、次に掲げる書類の提出を求めることができる。

(1) 徴収金を誠実に納付し、又は納入することを誓約する書類

(2) 財産目録並びに資産及び負債の状況を明らかにする書類

(3) 収入及び支出の状況を明らかにする書類

(4) 第6条の6に規定する場合以外の場合にあっては、担保の提供に関する書類

(申請による換価の猶予)

第6条の5 知事は、徴収金の納期限の翌日から起算して6月以内に滞納者から法第15条の6第1項の規定による申請があった場合において、換価の猶予又は換価の猶予期間の延長に係る徴収金の納付又は納入について、同条第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により分割して納付し、又は納入させるときは、分割して納付し、又は納入すべき期限及び金額を定め、法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2の2第1項の規定により通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により分割して納付し、又は納入すべき期限及び金額を定めた場合において、その金額をその期限までに納付し、又は納入することができないやむを得ない理由があると認めるときは、その期限及び金額を変更することができる。

3 法第15条の6第1項の規定による申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に前条第3項に掲げる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

(1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することによりその事業の継続又はその生活の維持が困難となる事情の詳細

(2) 徴収金の年度、税目、納期限及び金額並びに換価の猶予を受けようとする金額及びその期間

(3) 分割して納付し、又は納入しようとする期限及び金額

(4) 次条に規定する場合以外の場合にあっては、提供しようとする担保の種類、数量、価額及び所

在（担保が保証人の保証であるときは、その氏名及び住所又は居所）

(5) 次条第3号に規定する場合にあっては、担保を徴することができない特別の事情

4 法第15条の6第3項において準用する法第15条第4項の規定による申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に前条第3項に掲げる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

(1) 換価の猶予を受けた期間内に当該換価の猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由

(2) 徴収金の年度、税目、納期限及び金額並びに換価の猶予期間の延長を受けようとする期間

(3) 前項第3号から第5号までに掲げる事項

5 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項の条例で定める期間は、法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第7項の規定による通知を受けた日から起算して20日とする。

(担保の徴取を要しない場合)

第6条の6 法第16条第1項ただし書の条例で定める場合は、次のとおりとする。

(1) 徴収又は換価の猶予を受けようとする金額が100万円以下である場合

(2) 徴収又は換価の猶予を受けようとする期間が3月以下である場合

(3) 担保を徴することができない特別の事情がある場合

(災害等による期限の延長)

第7条 知事は、県の全部又は一部にわたり災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求、届出その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。次項において同じ。）、納付又は納入に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、当該災害その他やむを得ない理由のやんだ日から2月以内に限り、地域及び期日を指定して当該期限を延長することができる。

2・3 略

(督促)

第12条 略

(災害等による期限の延長)

第7条 知事は、県の全部又は一部にわたり災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求、届出その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。次項において同じ。）、納付又は納入に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、当該災害その他やむを得ない理由のやんだ日から2月以内に限り、地域及び期日を指定して当該期限を延長することができる。

2・3 略

(督促)

第12条 略

2 法第48条第1項及び第2項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定によって個人の県民税について滞納処分をする場合において、督促状を発していないものについては、徴税吏員は、速やかにこれを発しなければならない。

3 略

(利子割に係る更正及び決定に関する通知)

第52条 法第71条の11第4項の規定による更正又は決定の通知、法第71条の14第6項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第71条の15第5項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

(配当割に係る更正及び決定に関する通知)

第53条の8 法第71条の32第4項の規定による更正又は決定の通知、法第71条の35第7項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第71条の36第5項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

(株式等譲渡所得割に係る更正及び決定に関する通知)

第53条の16 法第71条の52第4項の規定による更正又は決定の通知、法第71条の55第7項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第71条の56第5項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

(法人の事業税の税率)

第58条 略

2 次項から第5項までに掲げる法人以外の法人の事業税の額は、次の表の事業の欄に掲げる事業ごとに、同表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	法人	金額	税率
(1) (2) に掲げる事業以外の事業	外形標準課税対象法人(受託法人(法第72条の2の2第3項に規定する受託法人をいう。以下この条及び次	各事業年度の付加価値額	100分の1.2
		各事業年度の資本金等の額	100分の0.5
		各事業年度の所得のうち年	100分の1.9
		400万円以下の金額	

2 法第48条第1項及び第2項の規定によって個人の県民税について滞納処分をする場合において、督促状を発していないものについては、徴税吏員は、速やかにこれを発しなければならない。

3 略

(利子割に係る更正及び決定に関する通知)

第52条 法第71条の11第4項の規定による更正又は決定の通知、法第71条の14第5項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第71条の15第4項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

(配当割に係る更正及び決定に関する通知)

第53条の8 法第71条の32第4項の規定による更正又は決定の通知、法第71条の35第6項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第71条の36第4項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

(株式等譲渡所得割に係る更正及び決定に関する通知)

第53条の16 法第71条の52第4項の規定による更正又は決定の通知、法第71条の55第6項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第71条の56第4項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

(法人の事業税の税率)

第58条 略

2 次項から第5項までに掲げる法人以外の法人の事業税の額は、次の表の事業の欄に掲げる事業ごとに、同表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	法人	金額	税率
(1) (2) に掲げる事業以外の事業	外形標準課税対象法人(受託法人(法第72条の2の2第3項に規定する受託法人をいう。以下この条及び次	各事業年度の付加価値額	100分の0.96
		各事業年度の資本金等の額	100分の0.4
		各事業年度の所得のうち年	100分の2.5
		400万円以下の金額	

条において同じ。)を除く。次項において同じ。)	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の2.7
	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の3.6
略		
略		

3 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの及び受託法人であるものが行う事業に対する法人の事業税の額は、前項の表(1)の規定にかかわらず、次の表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額(外形標準課税対象法人にあっては、合計額)とする。

法人	金額	税率
外形標準課税対象法人	各事業年度の付加価値額	100分の1.2
	各事業年度の資本金等の額	100分の0.5
	各事業年度の所得	100分の3.6
略		

4・5 略

(法人の事業税の税率の特例)

第58条の2 略

2 次項から第5項までに掲げる法人以外の法人の事業税の額は、次の表の事業の欄に掲げる事業ごとに、同表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	法人	金額	税率
(1) (2) に掲げる事業以外の事業	外形標準課税対象法人(受託法人を除く。次項において同じ。)	各事業年度の付加価値額	100分の1.2
		各事業年度の資本金等の額	100分の0.5
		各事業年度の所得のうち年400万円以下	100分の0.3

条において同じ。)を除く。次項において同じ。)	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の3.7
	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の4.8
略		
略		

3 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの及び受託法人であるものが行う事業に対する法人の事業税の額は、前項の表(1)の規定にかかわらず、次の表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額(外形標準課税対象法人にあっては、合計額)とする。

法人	金額	税率
外形標準課税対象法人	各事業年度の付加価値額	100分の0.96
	各事業年度の資本金等の額	100分の0.4
	各事業年度の所得	100分の4.8
略		

4・5 略

(法人の事業税の税率の特例)

第58条の2 略

2 次項から第5項までに掲げる法人以外の法人の事業税の額は、次の表の事業の欄に掲げる事業ごとに、同表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	法人	金額	税率
(1) (2) に掲げる事業以外の事業	外形標準課税対象法人(受託法人を除く。次項において同じ。)	各事業年度の付加価値額	100分の0.96
		各事業年度の資本金等の額	100分の0.4
		各事業年度の所得のうち年400万円以下	100分の0.9

	の金額	各事業年度の	100分の
		所得のうち年	0.5
	の金額	各事業年度の	100分の
		所得のうち年	0.7
略			
略			

3 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの及び受託法人であるものが行う事業に対する法人の事業税の額は、前項の表(1)の規定にかかわらず、次の表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額(外形標準課税対象法人にあっては、合計額)とする。

法人	金額	税率
外形標準課税対象法人	各事業年度の付加価値額	100分の1.2
	各事業年度の資本金等の額	100分の0.5
	各事業年度の所得	100分の0.7
略		

4・5 略

(法人の事業税の期限後申告及び修正申告納付)

第61条 略

2 前条若しくは前項若しくはこの項の規定によって申告書若しくは修正申告書を提出した法人又は法第72条の39、法第72条の41第1項から第3項まで若しくは法第72条の41の2の規定による更正若しくは決定を受けた法人は、当該申告書若しくは修正申告書に記載した、又は当該更正若しくは決定に係る付加価値額、資本金等の額、所得若しくは収入金額又は事業税額について不足額がある場合(納付すべき事業税額がない旨の申告書を提出した法人にあっては、納付すべき事業税額がある場合)においては、遅滞なく、法第72条の33第2項の総務省令で定める様式による修正申告書を提出するとともに、その修

	の金額	各事業年度の	100分の
		所得のうち年	1.4
	の金額	各事業年度の	100分の
		所得のうち年	1.9
略			
略			

3 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの及び受託法人であるものが行う事業に対する法人の事業税の額は、前項の表(1)の規定にかかわらず、次の表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額(外形標準課税対象法人にあっては、合計額)とする。

法人	金額	税率
外形標準課税対象法人	各事業年度の付加価値額	100分の0.96
	各事業年度の資本金等の額	100分の0.4
	各事業年度の所得	100分の1.9
略		

4・5 略

(法人の事業税の期限後申告及び修正申告納付)

第61条 略

2 前条若しくは前項若しくはこの項の規定によって申告書若しくは修正申告書を提出した法人又は法第72条の39、法第72条の41若しくは法第72条の41の2の規定による更正若しくは決定を受けた法人は、当該申告書若しくは修正申告書に記載した、又は当該更正若しくは決定に係る付加価値額、資本金等の額、所得若しくは収入金額又は事業税額について不足額がある場合(納付すべき事業税額がない旨の申告書を提出した法人にあっては、納付すべき事業税額がある場合)においては、遅滞なく、法第72条の33第2項の総務省令で定める様式による修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額

正により増加した税額を納付しなければならない。

- 3 前条又は第1項の規定によって申告書を提出した法人（収入割のみを申告納付すべきものを除く。）は、前項の規定によるほか、当該申告に係る事業税の計算の基礎となった事業年度に係る法人税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けたとき（当該法人が、当該事業年度において法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人（同条第12号の7に規定する連結子法人に限る。）である場合にあっては、当該事業年度終了の日の属する連結事業年度において当該法人との間に同条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係（第62条第4項において「連結完全支配関係」という。）がある同法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人（第62条第4項において「連結親法人」という。）が当該連結事業年度に係る法人税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けたとき）は、当該税務官署が当該更正又は決定の通知をした日から1月以内に、当該更正又は決定に係る課税標準を基礎として、法第72条の33第3項の総務省令で定める様式による修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときはこれを納付しなければならない。

（法人の事業税に係る更正及び決定に関する通知）

- 第63条 法第72条の42の規定による更正又は決定の通知、法第72条の46第6項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第72条の47第5項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

（住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例に関する申告）

第88条 略

2 略

- 3 法附則第11条第9項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者が提出する第1項の申告書には、当該住宅が長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅であることを証明する書類を添付しなければならない。

- 4 法附則第11条第12項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者が提出する第1項の申告書には、当該住宅

を納付しなければならない。

- 3 前条又は第1項の規定によって申告書を提出した法人（収入割のみを申告納付すべきものを除く。）は、前項の規定によるほか、当該申告に係る事業税の計算の基礎となった事業年度に係る法人税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けたとき（当該法人が、当該事業年度において法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人（同条第12号の7の3に規定する連結子法人に限る。）である場合にあっては、当該事業年度終了の日の属する連結事業年度において当該法人との間に同条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係（第62条第4項において「連結完全支配関係」という。）がある同法第2条第12号の7の2に規定する連結親法人（第62条第4項において「連結親法人」という。）が当該連結事業年度に係る法人税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けたとき）は、当該税務官署が当該更正又は決定の通知をした日から1月以内に、当該更正又は決定に係る課税標準を基礎として、法第72条の33第3項の総務省令で定める様式による修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときはこれを納付しなければならない。

（法人の事業税に係る更正及び決定に関する通知）

- 第63条 法第72条の42の規定による更正又は決定の通知、法第72条の46第5項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第72条の47第4項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

（住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例に関する申告）

第88条 略

2 略

- 3 法附則第11条第10項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者が提出する第1項の申告書には、当該住宅が長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅であることを証明する書類を添付しなければならない。

- 4 法附則第11条第13項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者が提出する第1項の申告書には、当該住宅

が高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で法附則第11条第12項の施行令で定めるものであることを証明する書類を添付しなければならない。

- 5 第84条第1項の申告書を提出する者で、法第73条の14第1項（法附則第11条第9項又は第12項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第3項の規定の適用を受けようとするものは、当該住宅の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨を付記した第84条第1項の申告書を提出することにより、第1項の申告書の提出に代えることができる。この場合において、法第73条の14第3項の規定の適用を受けようとする者にあつては第2項の書類を、法附則第11条第9項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者にあつては第3項の書類を、法附則第11条第12項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者にあつては前項の書類を、第84条第1項の申告書に添付しなければならない。

（たばこ税に係る更正、決定等に関する通知）

第123条 法第74条の20第4項の規定による更正又は決定の通知、法第74条の23第6項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第74条の24第5項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

（ゴルフ場利用税に係る更正及び決定に関する通知）

第133条 法第87条第4項の規定による更正又は決定の通知、法第90条第6項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第91条第5項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

（自動車取得税の非課税）

第134条の5の2 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして、国と協調して県がその運行する車両の購入に係る補助金の交付の対象とした路線の

が高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で法附則第11条第13項の施行令で定めるものであることを証明する書類を添付しなければならない。

- 5 第84条第1項の申告書を提出する者で、法第73条の14第1項（法附則第11条第10項又は第13項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第3項の規定の適用を受けようとするものは、当該住宅の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨を付記した第84条第1項の申告書を提出することにより、第1項の申告書の提出に代えることができる。この場合において、法第73条の14第3項の規定の適用を受けようとする者にあつては第2項の書類を、法附則第11条第10項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者にあつては第3項の書類を、法附則第11条第13項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者にあつては前項の書類を、第84条第1項の申告書に添付しなければならない。

（たばこ税に係る更正、決定等に関する通知）

第123条 法第74条の20第4項の規定による更正又は決定の通知、法第74条の23第5項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第74条の24第4項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

（ゴルフ場利用税に係る更正及び決定に関する通知）

第133条 法第87条第4項の規定による更正又は決定の通知、法第90条第5項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第91条第4項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

（自動車取得税の非課税）

第134条の5の2 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして、国と協調して県がその運行する車両の購入に係る補助金の交付の対象とした路線の

運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合においては、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、自動車取得税を課さない。

(自動車取得税に係る更正、決定等に関する通知)

第134条の20 法第129条第4項の規定による更正又は決定の通知、法第132条第6項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第133条第5項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

(軽油引取税に係る更正、決定等に関する通知)

第134条の42 法第144条の44第4項の規定による更正又は決定の通知、法第144条の47第6項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第144条の48第5項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

(自動車税の税率)

第138条 自動車税の税率は、1台について1年当たり、次の各号に掲げる自動車税の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) 略

(4) 法附則第12条の3第3項に掲げる自動車で平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成27年度分の自動車税及び同項に掲げる自動車で平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成28年度分の自動車税 次の表の最大軽減税率の欄に定める額

(5) 法附則第12条の3第4項に規定する自動車(同条第3項に掲げる自動車を除く。)で平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成27年度分の自動車税及び同条第4項に規定する自動車(同条第3項に掲げる自動車を除く。)で平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成28年度分の自動車税 次の表の最小軽減税率の欄に定める額

略

2 略

(産業廃棄物処分場税に係る更正及び決定に関する通知)

運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合においては、当該取得が平成28年3月31日までに行われたときに限り、自動車取得税を課さない。

(自動車取得税に係る更正、決定等に関する通知)

第134条の20 法第129条第4項の規定による更正又は決定の通知、法第132条第5項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第133条第4項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

(軽油引取税に係る更正、決定等に関する通知)

第134条の42 法第144条の44第4項の規定による更正又は決定の通知、法第144条の47第5項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第144条の48第4項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

(自動車税の税率)

第138条 自動車税の税率は、1台について1年当たり、次の各号に掲げる自動車税の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) 略

(4) 法附則第12条の3第6項に掲げる自動車で平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成27年度分の自動車税及び同項に掲げる自動車で平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成28年度分の自動車税 次の表の最大軽減税率の欄に定める額

(5) 法附則第12条の3第7項に規定する自動車(同条第6項に掲げる自動車を除く。)で平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成27年度分の自動車税及び同条第7項に規定する自動車(同条第6項に掲げる自動車を除く。)で平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成28年度分の自動車税 次の表の最小軽減税率の欄に定める額

略

2 略

(産業廃棄物処分場税に係る更正及び決定に関する通知)

第228条 法第733条の16第4項の規定による更正又は決定の通知、法第733条の18第7項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第733条の19第5項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

第228条 法第733条の16第4項の規定による更正又は決定の通知、法第733条の18第6項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第733条の19第4項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

第2条 鳥取県税条例の一部を次のように改正する。

第139条を次のように改める。

第139条 削除

第3条 鳥取県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節～第5節 略</p> <p>第6節 <u>ゴルフ場利用税（第125条—第134条の21）</u></p> <p>第7節 略</p> <p>第8節 自動車税</p> <p>第1款 <u>通則（第135条—第137条の3）</u></p> <p>第2款 <u>環境性能割（第137条の4—第137条の17）</u></p> <p>第3款 <u>種別割（第138条—第146条）</u></p> <p>第9節 鉾区税（第147条—第158条）</p> <p>第10節 略</p> <p>第3章・第4章 略</p> <p>附則</p> <p>（県税として課する税目）</p> <p>第3条 県税として課する税目は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）普通税</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ 略</p> <p>ク 略</p> <p>ケ 略</p> <p>コ 略</p> <p>（2）略</p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節～第5節 略</p> <p>第6節 <u>ゴルフ場利用税（第125条—第134条）</u></p> <p><u>第6節の2 自動車取得税（第134条の2—第134条の21）</u></p> <p><u>第6節の3 略</u></p> <p><u>第7節 自動車税（第134条の44—第146条）</u></p> <p>第8節 鉾区税（第147条—第153条）</p> <p>第9節 削除</p> <p>第10節 略</p> <p>第3章・第4章 略</p> <p>附則</p> <p>（県税として課する税目）</p> <p>第3条 県税として課する税目は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）普通税</p> <p>ア～カ 略</p> <p><u>キ 自動車取得税</u></p> <p>ク 略</p> <p>ケ 略</p> <p>コ 略</p> <p>サ 略</p> <p>（2）略</p>

(課税地)

第5条 次の表の左欄に掲げる税目に係る徴収金は、それぞれ同表の右欄に掲げる課税地において賦課徴収する。

税目	課税地
略	
ゴルフ場利用税	西部県税事務所の所在地
軽油引取税	西部県税事務所の所在地（第134条の34第1項に規定する免税軽油使用者にあつては、当該免税軽油使用者の事務所又は事業所の所在地）
自動車税	種別割（普通徴収によるものに限る。）は、賦課期日現在における納税者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地（住所又は事務所若しくは事業所が県内にない場合にあつては、当該自動車の県内における主たる定置場の所在地） 環境性能割及び種別割（普通徴収によるものを除く。）は、東部県税事務所の所在地
略	

2 略

(納付又は納入先)

第6条 納税者（個人の県民税、地方消費税の貨物割並びに証紙徴収の方法により徴収される自動車税及び狩猟税に係る者を除く。）又は特別徴収義務者（個人の県民税に係る者を除く。）が徴収金又は納入金を納付又は納入するときは、納付書又は納入書によって、次の各号のいずれかに該当する者に払い込まなければならない。ただし、第2号に掲げる者に対する払込みは、県税に係る徴収金で規則に定めるものを払い込む場合に限るものとする。

(1)・(2) 略

2 略

(課税地)

第5条 次の表の左欄に掲げる税目に係る徴収金は、それぞれ同表の右欄に掲げる課税地において賦課徴収する。

税目	課税地
略	
ゴルフ場利用税	西部県税事務所の所在地
自動車取得税	東部県税事務所の所在地
軽油引取税	西部県税事務所の所在地（第134条の34第1項に規定する免税軽油使用者にあつては、当該免税軽油使用者の事務所又は事業所の所在地）
自動車税	普通徴収による場合は、賦課期日現在における自動車の所有者（法第145条第2項に規定する場合にあつては買主、同条第3項に規定する場合にあつては使用者）の住所又は事務所若しくは事業所の所在地（住所又は事務所若しくは事業所が県内にない場合にあつては、当該自動車の県内における主たる定置場の所在地） 証紙徴収による場合は、東部県税事務所の所在地
略	

2 略

(納付又は納入先)

第6条 納税者（個人の県民税、地方消費税の貨物割並びに証紙徴収の方法により徴収される自動車取得税、自動車税及び狩猟税に係る者を除く。）又は特別徴収義務者（個人の県民税に係る者を除く。）が徴収金又は納入金を納付又は納入するときは、納付書又は納入書によって、次の各号のいずれかに該当する者に払い込まなければならない。ただし、第2号に掲げる者に対する払込みは、県税に係る徴収金で規則に定めるものを払い込む場合に限るものとする。

(1)・(2) 略

2 略

(県税の減免)

第8条 知事は、次の表の左欄に掲げる税目について、同表の右欄に掲げる場合に該当し、かつ、必要があると認めるときは、県税を減免することができる。

略	
自動車税の環境性能割	災害により滅失し、又は損壊した自動車に代わるものと知事が認める自動車を取得した場合
自動車税の種別割	災害により自動車が滅失し、又は損壊した場合
略	

2 知事は、前項の表の右欄並びに第41条の3、第78条の2、第78条の3及び第137条の2に掲げる場合のほか、特別の事情があるため必要があると認める場合には、県税を減免することができる。

3 略

(納期限後に納付又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)

第9条 納税者又は特別徴収義務者は、納期限(納期限の延長があった場合においては、その延長された納期限とする。以下この条において同じ。)後にその税金を納付し、又はその納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合(次の表の左欄に掲げる税目の同表の中欄に掲げる税額にあっては、それぞれ同表の右欄に定める期間についての割合は、年7.3パーセントとする。)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書若しくは納税通知書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

略		
(7) ゴ	略	
ゴルフ場利用税	イ 第131条第1項の申告書に係る税額	当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(県税の減免)

第8条 知事は、次の表の左欄に掲げる税目について、同表の右欄に掲げる場合に該当し、かつ、必要があると認めるときは、県税を減免することができる。

略	
自動車取得税	災害により滅失し、又は損壊した自動車に代わるものと知事が認める自動車を取得した場合
自動車税	災害により自動車が滅失し、又は損壊した場合
略	

2 知事は、前項の表の右欄並びに第41条の3、第78条の2、第78条の3、第134条の7及び第137条の2に掲げる場合のほか、特別の事情があるため必要があると認める場合には、県税を減免することができる。

3 略

(納期限後に納付又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)

第9条 納税者又は特別徴収義務者は、納期限(納期限の延長があった場合においては、その延長された納期限とする。以下この条において同じ。)後にその税金を納付し、又はその納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合(次の表の左欄に掲げる税目の同表の中欄に掲げる税額にあっては、それぞれ同表の右欄に定める期間についての割合は、年7.3パーセントとする。)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書若しくは納税通知書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

略		
(7) ゴ	略	
ゴルフ場利用税	イ 第131条第1項の申告書に係る税額	当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
(8) 自動車取得税	ア 第134条の21第1項の規定により不足	当該不足税額の納期限までの期間又は当該不足税額の納期限

(8) 軽	略	
油引取 税	エ 法第144条 の22第4項 (法第144条 の25第5項に おいて準用す る場合を含 む。)の規定 により法第 144条の2第 1項の規定に よる引取りと みなされた免 税軽油の引取 りに係る税額	当該税額に係る納期 限の翌日から1月を 経過する日までの期 間
(9) 自	ア 第137条の	当該不足税額の納期

		税額を納付す る場合の税額	の翌日から1月を経 過する日までの期間
イ	法第125条 第2項の規定 により徴収猶 予した税額		当該猶予した期間の 末日の翌日から1月 を経過する日までの 期間
ウ	第134条の 14第1項の申 告書でその提 出期限までに 提出したもの に係る税額 (イに掲げる 税額を除 く。)		当該税額に係る納期 限の翌日から1月を 経過する日までの期 間
エ	第134条の 14第1項の申 告書でその提 出期限後に提 出したものに 係る税額(イ に掲げる税額 を除く。)		当該提出した日まで の期間又はその日の 翌日から1月を経過 する日までの期間
オ	法第123条 第2項の修正 申告書に係る 税額(イに掲 げる税額を除 く。)		当該修正申告書を提 出した日までの期間 又はその日の翌日か ら1月を経過する日 までの期間
(9) 軽	略		
油引取 税	エ 法第144条 の22第4項 (法第144条 の25第5項に おいて準用す る場合を含 む。)の規定 により法第 144条の2第 1項の規定に よる引取りと みなされた免 税軽油の引取 りに係る税額		当該税額に係る納期 限の翌日から1月を 経過する日までの期 間
(9) 自	ア 第137条の		当該不足税額の納期

自動車税の環境性能割	17第1項の規定により不足税額を納付する場合の税額	限までの期間又は当該不足税額の納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
	イ 法第164条第2項の規定により徴収猶予した税額	当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間
	ウ 第137条の10第1項の申告書でその提出期限までに提出したものに係る税額（イに掲げる税額を除く。）	当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
	エ 第137条の10第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額（イに掲げる税額を除く。）	当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間
	オ 第137条の11第2項の修正申告書に係る税額（イに掲げる税額を除く。）	当該修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間
(10) 自動車税の種別割	第141条第1項の規定による納期限後に納付する場合の税額	当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
略		

2 第142条第3項の規定により普通徴収の方法により徴収される自動車税の種別割を納付する納税者は、当該税額に、当該種別割に係る納税通知書が発した日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付書によって納付しな

(10) 自動車税	第141条第1項の規定による納期限後に納付する場合の税額	当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
略		

2 第142条第3項の規定により普通徴収の方法により徴収される自動車税を納付する納税者は、当該税額に、当該自動車税に係る納税通知書が発した日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付書によって納付しなければなら

なければならない。

3～5 略

(法人税割の税率)

第40条 法人税割の税率は、次の表の法人税割の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める率とする。

法人税割	税率
(1) (2)に掲げる法人税割以外の法人税割	100分の1
略	

2～6 略

(事業税の納税義務者等)

第54条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の額の欄に定める額によって、その事業を行う法人に課する。

事業	額
略	
(2) 電気供給業、ガス供給業及び保険業（貿易保険の事業を含む。以下この節において同じ。）	収入割額

2～5 略

ない。

3～5 略

(法人税割の税率)

第40条 法人税割の税率は、次の表の法人税割の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める率とする。

法人税割	税率
(1) (2)に掲げる法人税割以外の法人税割	100分の3.2
略	

2～6 略

(事業税の納税義務者等)

第54条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の額の欄に定める額によって、その事業を行う法人に課する。

事業	額
略	
(2) 電気供給業、ガス供給業及び保険業	収入割額

2～5 略

(法人の事業税の税率の特例)

第58条の2 平成28年4月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税については、前条の規定にかかわらず、次項から第5項までに定めるところによる。

2 次項から第5項までに掲げる法人以外の法人の事業税の額は、次の表の事業の欄に掲げる事業ごとに、同表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	法人	金額	税率
(1) (2)に掲げる事業以外の事業	外形標準課税対象法人（受託法人を除く。次項において同じ。）	各事業年度の付加価値額	100分の1.2
		各事業年度の資本金等の額	100分の0.5
		各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の0.3

		各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の0.5
		各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の0.7
	特別法人	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5
		各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	100分の6.6
	その他の法人	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5
		各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の7.3
		各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の9.6
(2) 電気	電気供給業、供給業、ガス供給業及び保険業	電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人	各事業年度の収入金額 100分の1.3

3 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの及び受託法人であるものが行う事業に対する法人の事業税の額は、前項の表(1)の規定にかかわらず、次の表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額(外形標準課税対象法人にあっては、合計額)とする。

法人	金額	税率
----	----	----

外形標準課 税対象法人	各事業年度の付加価値額	100分の 1.2
	各事業年度の資本金等の額	100分の 0.5
	各事業年度の所得	100分の 0.7
特別法人	各事業年度の所得	100分の 6.6
その他の法 人	各事業年度の所得	100分の 9.6

4 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の額は、第2項の規定にかかわらず、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	金額	税率
(1) (2) に掲げる事業以外 の事業	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の 5
	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額	100分の 6.6
	各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の 7.9
(2) 電気 供給業、 ガス供給 業及び保 険業	各事業年度の収入金額	100分の 1.3

5 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの及び受託法人であるものが行う事業に対する同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の額は、第3項及び前項の表(1)の規定にかかわらず、次の表の金額の欄に掲げる金額に、それぞれ同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

金額	税率
各事業年度の所得のうち年10億円以下の金額	100分の6.6
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の7.9

第6節の2 自動車取得税

第134条の2から第134条の21まで 削除

(自動車取得税の納税義務者等)

第134条の2 自動車取得税は、自動車の取得に対し、その自動車の取得者に課する。

2 前項の自動車とは、道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車（自動車に付加して一体となっている物として法第113条第2項の施行令で定めるものを含む。）をいい、道路運送車両法第3条の大型特殊自動車及び小型特殊自動車並びに同条の小型自動車及び軽自動車のうち2輪のもの（側車付二輪自動車を含む。）を除くものとし、前項の自動車の取得には、自動車製造業者の製造による自動車の取得、自動車販売業者の販売のための自動車の取得その他法第113条第2項の施行令で定める自動車の取得を含まないものとする。

(自動車取得税のみならず課税)

第134条の3 前条第1項の自動車（以下この節において「自動車」という。）の売買契約において、売主が当該自動車の所有権を留保している場合においても、当該売買契約の締結を同項の自動車の取得（以下この節において「自動車の取得」という。）と、買主を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける自動車について買主の変更があったときは、当該買主の変更に係る契約の締結を自動車の取得と、新たに買主となる者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

第134条の4 自動車製造業者、自動車販売業者又は法第113条第2項の施行令で定める自動車の取得をした者（以下この条において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。以下この条及び次条において同じ。）以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が運行の用に供した場合（当該販売業者等から当該自動車の貸与を受けた者がこれを運行の用に供した場合を含む。）においては、当該運行の用に供することを自動車の取得と、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

2 前項の場合において、当該販売業者等が、当該自動車について、道路運送車両法第7条の規定による登録を受けたとき（当該登録前に前条第1項の規定

の適用がある自動車の売買がされたときを除く。）、同法第60条の規定による自動車検査証の交付を受けたとき（同法第59条第1項に規定する検査対象軽自動車に係る場合に限る。）又は同法第97条の3の規定による届出をしたときは、当該自動車の登録、自動車検査証の交付又は届出を当該運行の用に供することとみなす。

第134条の5 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を法の施行地外から最初に県内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供することを自動車の取得と、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

(自動車取得税の非課税)

第134条の5の2 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして、国と協調して県がその運行する車両の購入に係る補助金の交付の対象とした路線の運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合においては、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、自動車取得税を課さない。

(自動車取得税の課税免除)

第134条の6 次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。ただし、第3号及び第4号に規定する自動車の取得にあつては、知事の承認を受けたものに限る。

- (1) 日本赤十字社が、救急業務、採血業務又はへき地巡回診療のために専用する自動車
- (2) 公的医療機関で地方公共団体及び日本赤十字社以外の者が開設する病院又は診療所が救急業務又はへき地巡回診療のために専用する自動車
- (3) 一般財団法人鳥取県交通安全協会が専ら交通安全の指導及び普及宣伝の用に供する自動車
- (4) 特定非営利活動法人が専ら特定非営利活動に係る事業の用に供する自動車（当該特定非営利活動法人がその設立の日から6月以内に無償で譲り受け、かつ、当該期間内に道路運送車両法第7条又は第13条の規定による登録がされたものに限る。）

(自動車取得税の減免)

第134条の7 知事は、第8条第1項の表の自動車取得税の項の右欄に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、自動車取得税を減免することができる。ただし、第1号の場合において、既に同号に該当することにより自動車取得税の減免を受けた者に対しては、当該減免の対象となった自動車取得税に係る自動車の取得の日から2年（当該自動車の取得が新車新規登録に係るものである場合にあっては、3年）以内に行った当該身体障害者等のための新たな自動車の取得に係る自動車取得税は、災害、盗難等により故障、損壊又は滅失した自動車に代わる自動車の取得に係る場合を除き、減免しないものとする。

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者若しくは精神に障害を有し歩行が困難な者（以下この条及び次条において「身体障害者等」という。）又は身体障害者等と生計を一にする者が、次のいずれかの自動車を取得した場合

ア 当該身体障害者等が運転する自動車（当該身体障害者等が取得したものに限る。）

イ 当該身体障害者等の通院、通所、通学又は生業のためにその者と生計を一にする者が運転する自動車

ウ 当該身体障害者等（身体障害者等のみ又は身体障害者等及び18歳未満の者のみで構成される世帯の身体障害者等に限る。）の通院、通所、通学又は生業のためにその者を常時介護する者が運転する自動車

(2) 構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車を取得した場合

(3) 専ら身体障害者等が運転するための構造の変更がなされた自動車で営業用のものを取得した場合

(自動車取得税の減免額)

第134条の8 前条の規定により減免する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前条第1号アに該当するもの 当該自動車の取得に係る自動車取得税の全額又は250万円に当該自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額のいずれか低い額

(2) 前条第1号イ又はウに該当するもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 身体障害者等の通院、通所若しくは通学のために運転する回数が1週間に3回以上である場合又は身体障害者等の生業のために運転する場合 前号に定める額

イ 身体障害者等の通院、通所又は通学のために運転する回数が1週間に1回又は2回である場合 当該自動車の取得に係る自動車取得税の全額又は150万円に当該自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額のいずれか低い額

(3) 前条第2号又は第3号に該当するもの 当該自動車の取得価額のうち構造の変更に要した金額に当該自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額に相当する額

(自動車取得税の課税標準)

第134条の9 自動車取得税の課税標準は、自動車の取得価額とする。

2 次に掲げる自動車の取得については、その取得の時ににおける当該自動車の通常の取引価額として法第118条第2項の総務省令で定めるところにより算定した金額を前項の取得価額とみなす。

(1) 無償でされた自動車の取得又は自動車を譲渡した者が親族その他当該自動車を取得した者と特殊の関係のある者で法第118条第2項第1号の施行令で定めるものである場合その他特別の事情がある場合における自動車の取得で同号の施行令で定めるもの

(2) 代物弁済に係る給付として又は交換若しくは民法（明治29年法律第89号）第553条の負担付贈与（被相続人から相続人以外の者に対してされた同法第1002条第1項の負担付遺贈を含む。）に係る財産の移転としてされた場合における自動車の取得

(3) 第134条の4第1項又は第134条の5の規定により自動車の取得があったものとみなされる場合における当該自動車の取得

(自動車取得税の課税標準の特例)

第134条の9の2 法附則第12条の2の5の規定の適用を受ける自動車取得税の課税標準は、同条の規定により算定される金額とする。

(自動車取得税の税率)

第134条の10 自動車取得税の税率は、100分の3とする。

(自動車取得税の税率の特例)

第134条の11 営業用の自動車（道路運送車両法第3条の軽自動車を除く。）及び同条の軽自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、前条の規定にかかわらず、当分の間、100分の2とする。

2 法附則第12条の2の3第2項に掲げる自動車で初めて新規登録等（法附則第12条の2の2第2項に規定する新規登録等をいう。以下この条において同じ。）を受けるものの取得（法附則第12条の2の5第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、前条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

3 法附則第12条の2の3第3項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前項又は法附則第12条の2の5第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

4 法附則第12条の2の3第4項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前2項又は法附則第12条の2の5第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

5 法附則第12条の2の3第5項に規定するガソリン自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前3項又は法附則第12条の2の5第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合

に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。

(自動車取得税の免税点)

第134条の12 次の各号に掲げる自動車の取得のうち、取得価額が当該各号に定める額以下であるものに対しては、自動車取得税を課さない。

(1) 次号の自動車の取得以外の自動車の取得 15万円

(2) 平成30年3月31日までに行われた自動車の取得 50万円

(自動車取得税の徴収方法)

第134条の13 自動車取得税の徴収については、申告納付の方法による。

(自動車取得税の申告納付)

第134条の14 自動車取得税の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法第122条第1項の総務省令で定める様式によって、自動車取得税の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を県に納付しなければならない。

(1) 道路運送車両法第7条の規定による登録、同法第59条の規定による検査(検査対象軽自動車に係るものに限る。)又は同法第97条の3の規定による届出がされる自動車に係る自動車の取得 当該登録、検査又は届出の時

(2) 道路運送車両法第13条の規定による登録を受けるべき自動車の取得 当該登録を受けるべき事由があった日から15日を経過する日(その日前に当該登録を受けたときは、当該登録の時)

(3) 前2号の自動車の取得以外の自動車の取得で、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車の取得又は法第122条第1項第3号の総務省令で定める自動車の取得 当該記入を受けるべき事由があった日から15日を経過する日(その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時)又は同号の総務省令で定める日

(4) 前3号の自動車の取得以外の自動車の取得 当該自動車の取得の日から15日を経過する日

2 自動車の取得をした者は、前項の規定の適用がある場合を除き、法第122条第2項の総務省令で定め

る様式によって、当該自動車の取得の事実に関し必要な事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

(自動車取得税の期限後申告及び修正申告納付)

第134条の15 前条第1項の規定によって申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、法第129条第4項の規定による決定の通知があるまでは、前条第1項の規定によって申告納付することができる。

2 前条第1項若しくは前項若しくはこの項の規定によって申告書若しくは修正申告書を提出した者又は法第129条の規定による更正若しくは決定を受けた者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は税額について不足額がある場合には、遅滞なく、法第123条第2項の総務省令で定める事項を記載した修正申告書を知事に提出するとともに、その修正により増加した税額を県に納付しなければならない。

(自動車取得税の納付の方法)

第134条の16 自動車取得税の納税義務者は、第134条の14第1項又は前条の規定によって自動車取得税を納付する場合(法第131条の規定により当該自動車取得税額に係る延滞金額を納付する場合を含む。)には、これらの規定による申告書又は修正申告書に鳥取県収入証紙条例(昭和39年鳥取県条例第9号)第3条に規定する収入証紙(以下「鳥取県収入証紙」という。)を貼ってしなければならない。この場合には、証紙の額面金額に相当する金額の証紙代金収納計器による表示を受けること、又は証紙の額面金額に相当する現金を納付した後規則で定める納税済印を受けることによって鳥取県収入証紙の貼り付けに代えることができる。

(自動車取得税に係る不申告に関する過料)

第134条の16の2 自動車取得税の納税義務者が正当な理由がなくて第134条の14第1項の規定による申告書を同項各号に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、その情状により知事が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書で指定すべき納期限は、その発付の日から10

日以内とする。

(譲渡担保財産の取得に対して課する自動車取得税の納税義務の免除に関する申告)

第134条の17 法第125条第1項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、譲渡担保財産の設定に関する契約書の写しを添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 譲渡担保設定者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 自動車の登録番号又は車両番号
- (3) 譲渡担保財産の設定をした年月日
- (4) 譲渡担保権者から譲渡担保設定者に当該担保財産に係る自動車を移転した年月日

(譲渡担保財産の取得に対して課する自動車取得税の徴収猶予に関する申告等)

第134条の18 法第125条第2項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、譲渡担保財産の設定に関する契約書の写しを添付して、第134条の14第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

- (1) 譲渡担保設定者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 自動車の登録番号又は車両番号
- (3) 譲渡担保財産の設定をした年月日
- (4) 譲渡担保財産により担保された債権の弁済期限

2 法第125条第6項の規定による自動車取得税の還付を受けようとする者は、当該自動車取得税の年度及び税額並びに前条各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。

3 法第125条第2項の規定によって徴収の猶予を受けた者が同条第1項の規定の適用がないことが明らかとなった場合には、その徴収猶予を取り消し、徴収猶予した徴収金を直ちに徴収する。

(自動車の返還があった場合の自動車取得税の還付又は納付義務の免除の申請)

第134条の19 法第126条第1項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した還付申請書又は免除申請書に当該自動車の性能が良好でないことその他これに類する理由により当該自動車を自動車販売業者に返還したことを証する書類を添付し

て知事に提出しなければならない。

- (1) 還付又は免除を受けようとする自動車取得税の年度及び税額
- (2) 返還した自動車の種類、用途、車名、型式及び車台番号
- (3) 返還した自動車の登録番号又は車両番号
- (4) 自動車を返還した年月日
- (5) 自動車の返還を受けた自動車販売業者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (6) その他知事が必要であると認める事項

(自動車取得税に係る更正、決定等に関する通知)

第134条の20 法第129条第4項の規定による更正又は決定の通知、法第132条第6項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第133条第5項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

(自動車取得税に係る不足税額等の納付手続)

第134条の21 前条の通知書を受理した申告納付すべき納税者は、不足税額(法第130条第1項に規定する不足税額をいう。)、過少申告加算金額(法第132条第1項に規定する過少申告加算金額をいう。)、不申告加算金額(同条第2項に規定する不申告加算金額をいう。)又は重加算金額(法第133条第1項及び第2項に規定する重加算金額をいう。)があるときは、それぞれ納付書によってこれらを納付しなければならない。

2 前項の不足税額、過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額に係る納期限は、前条の通知をした日から1月を経過する日とする。

第7節 軽油引取税

第8節 自動車税

第1款 通則

(用語)

第135条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境性能割 法第145条第1号に規定する環境性能割をいう。
- (2) 種別割 法第145条第2号に規定する種別割をいう。

第6節の3 軽油引取税

第7節 自動車税

(用語)

第134条の44 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(3) 自動車 法第145条第3号に規定する自動車をいう。

(4) 新規登録 道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録をいう。

(自動車税の納税義務者等)

第135条の2 自動車税は、自動車に対し、当該自動車の取得者に環境性能割によって、当該自動車の所有者に種別割によって、それぞれ課する。

2 前項に規定する自動車の取得者には、製造により自動車を取得した自動車製造業者、販売のために自動車を取得した自動車販売業者その他法第146条第2項の施行令で定める者を含まないものとする。

3 自動車の所有者が法第148条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、当該自動車の使用者に種別割を課する。ただし、公用又は公共の用に供する自動車については、この限りでない。

(自動車税のみなす課税)

第135条の3 自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合には、自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する自動車の取得者（以下この節において「自動車の取得者」という。）及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があつたときは、新たに買主

(1) 新車新規登録 法附則第12条の3第1項第1号に規定する新車新規登録をいう。

(2) 電気自動車 電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。

(3) 天然ガス自動車 専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。

(4) 電力併用自動車 内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものを動力源として用いるものうち、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。

(自動車税の納税義務者等)

第135条 自動車税は、自動車（軽自動車税の課税客体である自動車その他法第145条第1項の施行令で定める自動車を除く。以下この節において同じ。）に対し、その所有者（所有者が法第146条第1項の規定によって自動車税を課することができないものである場合には、その所有者以外の使用者）に課する。

2 自動車の売買があつた場合において、売主が当該自動車の所有権を留保しているときは、自動車税の賦課徴収については、買主を当該自動車の所有者とみなす。

となる者を自動車の取得者及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

3 自動車製造業者、自動車販売業者又は法第146条第2項の施行令で定める自動車の取得をした者（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が新規登録を受けた場合（当該新規登録前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を法の施行地外から県内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

（自動車税の非課税）

第136条 略

2 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして、国と協調して県がその運行する車両の購入に係る補助金の交付の対象とした路線の運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合においては、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、環境性能割を課さない。

（自動車税の課税免除）

第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、環境性能割を課さない。ただし、第2号及び第3号に規定する自動車にあつては、知事の承認を受けたものに限る。

- (1) 公的医療機関で地方公共団体及び日本赤十字社以外の者が開設する病院又は診療所が救急業務又はへき地巡回診療のために専用する自動車
- (2) 一般財団法人鳥取県交通安全協会が専ら交通安全の指導及び普及宣伝の用に供する自動車
- (3) 特定非営利活動法人が専ら特定非営利活動に係る事業の用に供する自動車（当該特定非営利活動法人がその設立の日から6月以内に無償で譲り受け、かつ、当該期間内に新規登録又は道路運送

（自動車税の非課税）

第136条 略

（自動車税の課税免除）

第137条

車両法第13条第1項の規定による移転登録（以下この節において「移転登録」という。）を受けたものに限る。）

2 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を課さない。ただし、第4号から第11号までに規定する自動車にあつては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)～(11) 略

(自動車税の減免)

第137条の2 知事は、第8条第1項の表の自動車税

の環境性能割の項の右欄に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、環境性能割を減免することができる。ただし、第1号の場合において、既に同号に該当することにより環境性能割の減免を受けた者に対しては、当該減免の対象となった自動車の取得の日から2年（当該自動車の取得が最初の新規登録に係るものである場合にあつては、3年）以内に行った新たな自動車の取得については、災害、盗難等により故障、損壊又は滅失した自動車に代わる自動車の取得に係る場合を除き、環境性能割を減免しないものとする。

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者若しくは精神に障害を有し歩行が困難な者（以下この条及び次条において「身体障害者等」という。）又は身体障害者等と生計を一にする者が、次のいずれかの自動車を取得した場合

ア 当該身体障害者等が運転する自動車（当該身体障害者等が取得したものに限る。）

イ 当該身体障害者等の通院、通所、通学又は生業のためにその者と生計を一にする者が運転する自動車

ウ 当該身体障害者等（身体障害者等のみ又は身体障害者等及び18歳未満の者のみで構成される世帯の身体障害者等に限る。）の通院、通所、通学又は生業のためにその者を常時介護する者が運転する自動車

(2) 構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車を取得した場合

(3) 専ら身体障害者等が運転するための構造の変更がなされた自動車で営業用のものを取得した場合

2 知事は、第8条第1項の表の自動車税の種別割の項の右欄に掲げる場合のほか、次の各号のいずれか

次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、第4号から第11号までに規定する自動車にあつては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)～(11) 略

(自動車税の減免)

第137条の2

知事は、第8条第1項の表の自動車税の項の右欄に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当す

に該当する場合には、規則で定めるところにより、種別割を減免することができる。ただし、第1号の場合において、既に同号に該当することにより種別割の減免を受けた者に対しては、その年度において1回に限り、当該減免の対象となった自動車に代わる自動車の所有に係る種別割を減免することができる。

(1) 身体障害者等又は身体障害者等と生計を一にする者が前項第1号アからウまでのいずれかの自動車（1台に限る。）を所有する場合

(2)・(3) 略

3 知事は、前項ただし書に規定する減免の対象となった自動車に代わる自動車の所有が災害、盗難等により故障し、損壊し、又は滅失した自動車に代わる自動車の所有である場合には、同項ただし書の規定にかかわらず、同項本文の規定により種別割を減免することができる。

(自動車税の減免額)

第137条の3 前条第1項の規定により減免する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前条第1項第1号アに該当するもの 当該自動車に係る環境性能割の全額又は250万円に当該自動車に係る環境性能割の税率を乗じて得た額のいずれか低い額

(2) 前条第1項第1号イ又はウに該当するもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 身体障害者等の通院、通所若しくは通学のために運転する回数が1週間に3回以上である場合又は身体障害者等の生業のために運転する場合 前号に定める額

る場合には、規則で定めるところにより、自動車税を減免することができる。ただし、第1号の場合において、既に同号に該当することにより自動車税の減免を受けた者に対しては、当該減免の対象となった自動車税に係る賦課期日の属する年度において1回に限り、当該減免の対象となった自動車に代わる自動車の所有に係る自動車税を減免することができる。

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者若しくは精神に障害を有し歩行が困難な者（以下この条及び次条において「身体障害者等」という。）又は身体障害者等と生計を一にする者が次のいずれかの自動車（1台に限る。）を所有する場合

ア 当該身体障害者等が運転する自動車（当該身体障害者等が所有するものに限る。）

イ 当該身体障害者等の通院、通所、通学又は生業のためにその者と生計を一にする者が運転する自動車

ウ 当該身体障害者等（身体障害者等のみ又は身体障害者等及び18歳未満の者のみで構成される世帯の身体障害者等に限る。）の通院、通所、通学又は生業のためにその者を常時介護する者が運転する自動車

(2)・(3) 略

2 知事は、前項ただし書に規定する減免の対象となった自動車に代わる自動車の所有が災害、盗難等により故障し、損壊し、又は滅失した自動車に代わる自動車の所有である場合には、同項ただし書の規定にかかわらず、同項本文の規定により自動車税を減免することができる。

(自動車税の減免額)

第137条の3

イ 身体障害者等の通院、通所又は通学のために
運転する回数が1週間に1回又は2回である場
合 当該自動車に係る環境性能割の全額又は
150万円に当該自動車に係る環境性能割の税率
を乗じて得た額のいずれか低い額

(3) 前条第1項第2号又は第3号に該当するもの
当該自動車の構造の変更を要した金額に当該自
動車に係る環境性能割の税率を乗じて得た額に相
当する額

2. 前条第2項の規定により減免する額は、次の各号
に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
ただし、第1号又は第3号に掲げる場合で、賦課期
日（賦課期日後に納税義務が発生した場合は、当該
発生した日）後に減免の要件に該当し、又は規則で
定める申請期限後に減免の申請があった場合（当該
提出期限の属する年度の2月末日までに申請があっ
た場合に限る。）は、申請のあった月の翌月から減
免の要件に該当していた期間に応じ、規則で定める
計算方法に従って計算した額とする。

(1) 前条第2項第1号に該当するもの 次に掲げ
る区分に応じ、それぞれに定める額

ア 前条第1項第1号アに該当する自動車の場合
又は同号イ若しくはウに該当する自動車を身体
障害者等の通院、通所若しくは通学のために運
転する回数が1週間に3回以上である場合若し
くは身体障害者等の生業のために運転する場合
納付すべき種別割の税額の全額又は45,000円
（賦課期日後に納税義務が発生した場合にあっ
ては当該発生した月の翌月から、賦課期日後に
納税義務が消滅した場合にあっては当該消滅し
た月までの期間に応じ、規則で定める計算方法
に従って計算した額）のいずれか低い額

イ 前条第1項第1号イ又はウに該当する自動車
を身体障害者等の通院、通所又は通学のために
運転する回数が1週間に1回又は2回である場
合 納付すべき種別割の税額の全額又は
23,000円（賦課期日後に納税義務が発生した場
合にあっては当該発生した月の翌月から、賦課

前条の規定により減免する額は、次の各号に掲げ
る区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただ
し、第1号、第2号及び第4号に掲げる場合で、賦
課期日（賦課期日後に納税義務が発生した場合は、
当該発生した日）後に減免の要件に該当し、又は規
則で定める申請期限後に減免の申請があった場合
（当該提出期限の属する年度の2月末日までに申請
があった場合に限る。）は、申請のあった月の翌月
から減免の要件に該当していた期間に応じ、規則で
定める計算方法に従って計算した額とする。

(1) 前条第1号アに該当するもの 納付すべき自
動車税の税額の全額又は45,000円（賦課期日後に
納税義務が発生した場合にあっては当該発生した
月の翌月から、賦課期日後に納税義務が消滅した
場合にあつては当該消滅した月までの期間に応
じ、規則で定める計算方法に従って計算した額）
のいずれか低い額

(2) 前条第1号イ又はウに該当するもの 次に掲
げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 身体障害者等の通院、通所若しくは通学のため
に運転する回数が1週間に3回以上である場
合又は身体障害者等の生業のために運転する場
合 前号に定める額

イ 身体障害者等の通院、通所又は通学のために
運転する回数が1週間に1回又は2回である場
合 納付すべき自動車税の税額の全額又は
23,000円（賦課期日後に納税義務が発生した場
合にあっては当該発生した月の翌月から、賦課
期日後に納税義務が消滅した場合にあっては当

期日後に納税義務が消滅した場合にあっては当該消滅した月までの期間に応じ、規則で定める計算方法に従って計算した額)のいずれか低い額

(2) 前条第2項第2号に該当するもの 第138条第1項に規定する税率の12分の3に相当する額(賦課期日以後5月31日以前において、法第177条の10第2項の規定により月割をもって課税する場合は、当該月割額)

(3) 前条第2項第3号に該当するもの 同号に規定する自動車と、乗用車にあっては総排気量等が、トラックにあっては最大積載量等が、バスにあっては乗車定員が同一である第138条第1項の表(1)ア、(2)ア又は(3)ア(イ)に掲げる営業用の自動車に対して課すべきその年度分の種別割の税額に相当する額を、当該年度分の種別割の税額から控除して得た額

第2款 環境性能割

(環境性能割の課税標準)

第137条の4 環境性能割の課税標準は、自動車の取得のために通常要する価額として法第156条の総務省令で定めるところにより算定した金額(第137条の8において「通常の取得価額」という。)とする。

(環境性能割の課税標準の特例)

第137条の5 法附則第12条の2の規定の適用を受ける環境性能割の課税標準は、同条の規定により算定される金額とする。

(環境性能割の税率)

第137条の6 法第157条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる自動車に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。

2 法第157条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる自動車(前項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。

3 前2項の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、100分の3とする。

(環境性能割の税率の特例)

当該消滅した月までの期間に応じ、規則で定める計算方法に従って計算した額)のいずれか低い額

(3) 前条第2号に該当するもの 第138条第1項に規定する税率の12分の3に相当する額(賦課期日以後5月31日以前において、法第150条第2項の規定により月割をもって課税する場合は、当該月割額)

(4) 前条第3号に該当するもの 同号に規定する自動車と、乗用車にあっては総排気量等が、トラックにあっては最大積載量等が、バスにあっては乗車定員が同一である第138条第1項の表(1)ア、(2)ア又は(3)ア(イ)に掲げる営業用の自動車に対して課すべきその年度分の自動車税の税額に相当する額を、当該年度分の自動車税の税額から控除して得た額

第137条の7 営業用の自動車に対する前条の規定の適用については、当分の間、同条第1項中「100分の1」とあるのは「100分の0.5」と、同条第2項中「100分の2」とあるのは「100分の1」と、前条第3項中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

(環境性能割の免税点)

第137条の8 通常の取得価額が50万円以下である自動車に対しては、環境性能割を課さない。

(環境性能割の徴収方法)

第137条の9 環境性能割の徴収については、申告納付の方法による。

(環境性能割の申告納付)

第137条の10 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法第160条第1項の総務省令で定める様式によって、環境性能割の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を県に納付しなければならない。

(1) 新規登録を受ける自動車 当該新規登録の時

(2) 移転登録を受けるべき自動車 当該移転登録を受けるべき事由があつた日から15日を経過する日（その日前に当該移転登録を受けたときは、当該移転登録の時）

(3) 前2号に掲げる自動車以外の自動車で、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車 当該記入を受けるべき事由があつた日から15日を経過する日（その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時）

(4) 前3号に掲げる自動車以外の自動車 当該自動車の取得の日から15日を経過する日

2 自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。以下この項において同じ。）は、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法第160条第2項の総務省令で定める様式により、当該自動車の取得者が取得した自動車について必要な事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

(環境性能割の期限後申告及び修正申告納付)

第137条の11 前条第1項の規定により申告書を提出

すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、
法第168条第4項の規定による決定の通知があるま
での間は、前条第1項の規定により申告納付するこ
とができる。

- 2 前条第1項若しくは前項若しくはこの項の規定に
より申告書若しくは修正申告書を提出した者又は法
第168条第1項から第3項までの規定による更正若
しくは決定を受けた者は、当該申告書若しくは修正
申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額
又は税額について不足額がある場合には、遅滞な
く、法第161条第2項の総務省令で定める事項を記
載した修正申告書を知事に提出するとともに、その
修正により増加した税額を県に納付しなければならない。

(環境性能割の納付の方法)

第137条の12 環境性能割の納税義務者は、第137条の
10第1項又は前条の規定により環境性能割を納付す
る場合（法第170条の規定により当該環境性能割に
係る延滞金額を納付する場合を含む。）には、これ
らの規定による申告書又は修正申告書に鳥取県収入
証紙条例（昭和39年鳥取県条例第9号）第3条に規
定する収入証紙（以下「鳥取県収入証紙」とい
う。）を貼ってしなければならない。この場合に
は、証紙の額面金額に相当する金額の証紙代金収納
計器による表示を受けること、又は証紙の額面金額
に相当する現金を納付した後規則で定める納税済印
を受けることによって鳥取県収入証紙の貼付けに代
えることができる。

(環境性能割に係る不申告に関する過料)

第137条の13 環境性能割の納税義務者が第137条の10
の規定により申告し、又は報告すべき事項について
正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合
には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、その情状により知事が定め
る。

- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入
通知書で指定すべき納期限は、その発付の日から10
日以内とする。

(譲渡担保財産に対して課する環境性能割の納税義務
の免除等に関する申告)

第137条の14 法第164条第1項の規定の適用を受けよ
うとする者は、知事が別に定める期日までに、次に

掲げる事項を記載した申告書に、譲渡担保財産の設定に関する契約書の写しを添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 譲渡担保設定者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 自動車の登録番号又は車両番号
- (3) 譲渡担保財産の設定をした年月日
- (4) 譲渡担保権者から譲渡担保設定者に当該担保財産に係る自動車を移転した年月日

2 法第164条第2項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、譲渡担保財産の設定に関する契約書の写しを添付して、第137条の10第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

- (1) 譲渡担保設定者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 自動車の登録番号又は車両番号
- (3) 譲渡担保財産の設定をした年月日
- (4) 譲渡担保財産により担保された債権の弁済期限

3 法第164条第6項の規定による環境性能割の還付を受けようとする者は、当該環境性能割の年度及び税額並びに第1項各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。

(自動車の返還があった場合の環境性能割の納税義務の免除等の申請)

第137条の15 法第165条第1項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した免除申請書に、当該自動車の性能が良好でないことその他同項の総務省令に定める理由により当該自動車を自動車販売業者に返還したことを証する書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 免除を受けようとする環境性能割の年度及び税額
- (2) 返還した自動車の種類、用途、車名、型式及び車台番号
- (3) 返還した自動車の登録番号又は車両番号
- (4) 自動車を返還した年月日
- (5) 自動車の返還を受けた自動車販売業者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (6) その他知事が必要であると認める事項

2 法第165条第2項の規定による環境性能割の還付を受けようとする者は、当該環境性能割の年度及び税額並びに前項各号に掲げる事項を記載した還付申

請書を知事に提出しなければならない。

(環境性能割に係る更正、決定等に関する通知)

第137条の16 法第168条第4項の規定による更正又は決定の通知、法第170条第6項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第172条第5項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

(環境性能割に係る不足税額等の納付手続)

第137条の17 前条の通知を受けた者は、環境性能割に係る不足税額、過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額があるときは、それぞれ納付書によってこれらを納付しなければならない。

2 前項の不足税額、過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額に係る納期限は、前条の通知をした日から1月を経過する日とする。

第3款 種別割

(種別割の税率)

第138条 種別割の税率は、1台について1年当たり、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 次号から第5号までに掲げる種別割以外の種別割 次の表の通常税率の欄に定める額
- (2) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成16年3月31日までに最初の新規登録を受けたもの(法第149条第1項第1号に規定する電気自動車、同項第2号に規定する天然ガス自動車、法附則第12条の3第1項に規定するメタノール自動車、同項に規定する混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車並びに一般乗合用のバス及び被けん引自動車(以下「電気自動車等」という。)を除く。)に係る最初の新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度以後の年度分の種別割 次の表の重課税率の欄に定める額
- (3) 法第149条第1項第5号に規定する軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成18年3月31日までに最初の新規登録を受けたもの(電気自動車等を除く。)に係る最初の新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度以後の年度分の種別割 次の表の重課税

(自動車税の税率)

第138条 自動車税の税率は、1台について1年当たり、次の各号に掲げる自動車税の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 次号から第5号までに掲げる自動車税以外の自動車税 次の表の通常税率の欄に定める額
- (2) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成15年3月31日までに新車新規登録を受けたもの(電気自動車、天然ガス自動車、法附則第12条の3第1項に規定するメタノール自動車、同項に規定する混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びにバス(一般乗合用のものに限る。))及び被けん引自動車(以下「電気自動車等」という。)を除く。)に係る新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度以後の年度分の自動車税 次の表の重課税率の欄に定める額
- (3) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車で平成17年3月31日までに新車新規登録を受けたもの(電気自動車等を除く。)に係る新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度以後の年度分の自動車税 次の表の重課税率の欄に定める額

率の欄に定める額

(4) 法附則第12条の3第3項に掲げる自動車で平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る平成29年度分の種別割 次の表の最大軽課税率の欄に定める額

(5) 法附則第12条の3第4項に規定する自動車で平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る平成29年度分の種別割 次の表の最小軽課税率の欄に定める額

略

2 前項の表(2)アのaからiまで及び(2)イのaからiまでに掲げる自動車のうち最大乗車定員が4人以上であるものに係る種別割の税率は、同項の規定にかかわらず、1台について1年当たり、同項に定める額に、同項第2号に掲げる種別割にあつては次の表の通常税率の欄に定める額を、同項第2号又は第3号に掲げる種別割にあつては同表の重課税率の欄に定める額を、同項第4号に掲げる種別割にあつては同表の最大軽課税率の欄に定める額を、同項第5号に掲げる種別割にあつては同表の最小軽課税率の欄に定める額を、それぞれ加算した額とする。

略

(種別割の賦課期日)

第140条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。

(種別割の納期)

第141条 種別割の納期は、5月1日から同月31日までとする。

2 賦課期日後に納税義務が発生した種別割で普通徴収の方法により徴収するもの又はやむを得ない事情により前項の納期により難しいものの納期は、知事が定めて納税通知書に記載したところによる。

(種別割の徴収方法)

第142条 種別割の徴収については、普通徴収の方法

(4) 法附則第12条の3第3項に掲げる自動車で平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成27年度分の自動車税及び同項に掲げる自動車で平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成28年度分の自動車税 次の表の最大軽課税率の欄に定める額

(5) 法附則第12条の3第4項に規定する自動車(同条第3項に掲げる自動車を除く。)で平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成27年度分の自動車税及び同条第4項に規定する自動車(同条第3項に掲げる自動車を除く。)で平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成28年度分の自動車税 次の表の最小軽課税率の欄に定める額

略

2 前項の表(2)アのaからiまで及び(2)イのaからiまでに掲げる自動車のうち最大乗車定員が4人以上であるものに係る自動車税の税率は、同項の規定にかかわらず、1台について1年当たり、同項に定める額に、同項第2号に掲げる自動車税にあつては次の表の通常税率の欄に定める額を、同項第2号又は第3号に掲げる自動車税にあつては同表の重課税率の欄に定める額を、同項第4号に掲げる自動車税にあつては同表の最大軽課税率の欄に定める額を、同項第5号に掲げる自動車税にあつては同表の最小軽課税率の欄に定める額を、それぞれ加算した額とする。

略

(自動車税の賦課期日)

第140条 自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

(自動車税の納期)

第141条 自動車税の納期は、5月1日から同月31日までとする。

2 賦課期日後に納税義務が発生した自動車税で普通徴収の方法により徴収するもの又はやむを得ない事情により前項の納期により難しいものの納期は、知事が定めて納税通知書に記載したところによる。

(自動車税の徴収方法)

第142条 自動車税の徴収については、普通徴収の方

による。

2 新規登録の申請があった自動車について法第177条の10第1項の規定により課する種別割の徴収については、賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、前項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。

3 第144条の規定により提出すべき申告書の提出がなかったことにより前項の規定によって種別割を証紙徴収の方法によって徴収することができない場合には、当該種別割の徴収については、普通徴収の方法による。

(種別割の証紙徴収の手続)

第143条 前条第2項の規定により証紙をもって種別割を納付する者は、新規登録の申請をする際に、次条の規定により提出すべき申告書に鳥取県収入証紙を貼って、その税金を納付しなければならない。この場合には、証紙の額面金額に相当する金額の証紙代金収納計器による表示を受けること、又は証紙の額面金額に相当する現金を納付した後規則で定める納税済印を受けることにより鳥取県収入証紙の貼り付けに代えることができる。

(種別割の賦課徴収に関する申告)

第144条 種別割の納税義務者は、新規登録、道路運送車両法第12条の規定による変更登録若しくは移転登録の申請又は同法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入の手続をする場合には、法第177条の13第1項の総務省令で定める様式によって、種別割の賦課徴収に関し必要な事項を記載した申告書又は報告書を知事に提出しなければならない。

(所有権留保付自動車に係る売主の報告)

第145条 第135条の3第1項に規定する売主は、当該自動車の買主の住所若しくは居所又は所在地が不明であることを理由として知事が請求したときは、当該請求のあった日から20日以内に、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

(1)～(6) 略

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第146条 種別割の納税義務者又は第135条の3第1項に規定する売主が前2条の規定により申告し、又は

法による。

2 道路運送車両法第7条の規定による登録の申請があった自動車について法第150条第1項の規定により課する自動車税の徴収については、同項の賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、前項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。

3 第144条の規定により提出すべき申告書の提出がなかったことにより前項の規定によって自動車税を証紙徴収の方法によって徴収することができない場合には、当該自動車税の徴収については、普通徴収の方法による。

(自動車税の証紙徴収の手続)

第143条 前条第2項の規定により証紙をもって自動車税を納付する者は、道路運送車両法第7条の規定による登録の申請をする際に、次条の規定により提出すべき申告書に鳥取県収入証紙をはって、その税金を納付しなければならない。この場合には、証紙の額面金額に相当する金額の証紙代金収納計器による表示を受けること、又は証紙の額面金額に相当する現金を納付した後規則で定める納税済印を受けることにより鳥取県収入証紙のはり付けに代えることができる。

(自動車税の賦課徴収に関する申告)

第144条 自動車税の納税義務者は、道路運送車両法第7条、第12条若しくは第13条の規定による登録の申請又は同法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入の手続をする際に、法第152条第1項の総務省令で定める様式によって、自動車税の賦課徴収に関し必要な事項を記載した申告書又は報告書を知事に提出しなければならない。

(所有権留保付自動車に係る売主の報告)

第145条 第135条第2項に規定する売主は、当該自動車の買主の住所若しくは居所又は所在地が不明であることを理由として知事が請求したときは、当該請求のあった日から20日以内に、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

(1)～(6) 略

(自動車税に係る不申告等に関する過料)

第146条 自動車税の納税義務者又は第135条第2項に規定する売主が前2条の規定によって申告し、又は

報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。 2・3 略 第9節 鉦区税	報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。 2・3 略 第8節 鉦区税 第9節 削除
--	--

(合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部改正)

第4条 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例(昭和29年鳥取県条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(自動車税の税率) 第3条 自動車税の税率は、鳥取県税条例第138条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる自動車に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(3) 略	(自動車税の税率) 第3条 自動車税の税率は、鳥取県税条例第138条及び第139条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる自動車に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(3) 略

第5条 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(この条例の目的) 第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第119号)第4条第1項の規定に基づき、自動車税の種別割の徴収について鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)の特例を設けることを目的とする。 (合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の徴収の方法) 第2条 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車に対する自動車税の種別割は、この条例で定めるところにより、証紙徴収の方法によって徴収する。 2 前項の規定による自動車税の種別割の納税義務者は、鳥取県税条例第141条の規定にかかわらず、毎	(この条例の目的) 第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第119号)第4条第1項の規定に基づき、自動車税の徴収について鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)の特例を設けることを目的とする。 (合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の方法) 第2条 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車に対する自動車税は、この条例で定めるところにより、証紙徴収の方法によって徴収する。 2 前項の規定による自動車税の納税義務者は、鳥取

<p>年4月中（4月中以後に自動車税の種別割の納税義務が発生した者にあつては、当該自動車税の納税義務が発生した月の翌月中）において、県の発行する第1号様式の証紙を知事から購入して、当該自動車税の種別割を払い込まなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、自動車税の種別割の納税義務は、購入した証紙に第2号様式の検印を受けたときに完了するものとする。</p> <p>（自動車税の種別割の税率）</p> <p>第3条 自動車税の種別割の税率は、鳥取県税条例第138条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる自動車に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>（4月中以後に自動車税の納税義務が発生した者にあつては、当該自動車税の納税義務が発生した月の翌月中）において、県の発行する第1号様式の証紙を知事から購入して、当該自動車税を払い込まなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、自動車税の納税義務は、購入した証紙に第2号様式の検印を受けたときに完了するものとする。</p> <p>（自動車税の税率）</p> <p>第3条 自動車税の税率は、鳥取県税条例第138条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる自動車に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>
--	--

（鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第6条 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（使用料）</p> <p>第24条の16 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、第1項の規定にかかわらず、鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）<u>第137条第2項第4号又は第137条の2第2項第1号</u>に該当する自動車を駐車するために県営住宅駐車場を使用する場合は、駐車場使用料の徴収を免除する。</p> <p>4・5 略</p>	<p>（使用料）</p> <p>第24条の16 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、第1項の規定にかかわらず、鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）<u>第137条第4号又は第137条の2第1項第1号</u>に該当する自動車を駐車するために県営住宅駐車場を使用する場合は、駐車場使用料の徴収を免除する。</p> <p>4・5 略</p>

（特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正）

第7条 特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例（平成12年鳥取県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（地方活力向上地域における県税の不均一課税）</p> <p>第4条 地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「再生法省令」という。）第2条第2号に規定する特別償却設備設置者（地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）について、再生法省令第2条第1号に規定する特別償却設備を事業</p>	<p>（地方活力向上地域における県税の不均一課税）</p> <p>第4条 地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「再生法省令」という。）第2条第2号に規定する特別償却設備設置者（地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）について、再生法省令第2条第1号に規定する特別償却設備を事業</p>

の用に供した日の属する年又は事業年度（以下この項において「基準年」という。）以後3年間の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額のうち当該特別償却設備に係るものとして再生法省令第3条の規定により計算した額に対して課する事業税の額は、鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号。以下「県税条例」という。）第58条及び第64条の4の規定にかかわらず、これらの規定に規定する額に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

略

2 略

の用に供した日の属する年又は事業年度（以下この項において「基準年」という。）以後3年間の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額のうち当該特別償却設備に係るものとして再生法省令第3条の規定により計算した額に対して課する事業税の額は、鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号。以下「県税条例」という。）第58条の2及び第64条の4の規定にかかわらず、これらの規定に規定する額に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

略

2 略

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第 号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中鳥取県税条例第7条の改正規定及び同条の前に5条を追加する改正規定並びに附則第8条の規定 平成28年4月1日
- (2) 第1条中鳥取県税条例第52条、第53条の8、第53条の16、第63条、第123条、第133条、第134条の20、第134条の42及び第228条の改正規定 平成29年1月1日
- (3) 第3条及び第5条から第7条まで並びに次条、附則第4条、第5条及び第7条の規定 平成29年4月1日

（県民税に関する経過措置）

第2条 第3条の規定による改正後の鳥取県税条例（以下「29年新条例」という。）第40条第1項の規定は、平成29年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

第3条 第1条及び第2条の規定による改正後の鳥取県税条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

第4条 平成29年4月1日前に開始した事業年度に係る法人の事業税についての第3条の規定による改正前の鳥取県税条例（以下「29年旧条例」という。）第58条の2の規定の適用については、なお従前の例による。

- 2 第7条の規定による改正後の特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例第4条第1項の規定は、平成29年4月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第5条 平成29年4月1日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第6条 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成28年度の自動車税について適用し、平成27年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

第7条 29年新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、平成29年4月1日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

- 2 29年新条例第137条の2第1項ただし書の規定の適用については、29年旧条例第134条の7第1号に該当する

ことにより自動車取得税の減免を受けた者は、当該減免の対象となった自動車について、自動車税の環境性能割の減免を受けたものとみなす。

- 3 29年新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、平成29年度分以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成28年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(規則への委任)

第8条 第190国会において地方税法等の一部を改正する法律案が原案どおり成立しない場合における鳥取県税条例の規定の適用に関し必要な事項その他この条例の施行に際し必要な経過措置は、規則で定める。

